

第一類 第六号

第一百四回国会  
衆議院

文教委員会議録 第九号

(一七〇)

昭和六十一年四月二十三日(木曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 青木 正久君

理事 白井日出男君 理事 北川 正恭君

理事 鳩山 邦夫君 理事 町村 信孝君

理事 佐藤 德雄君 理事 中野 寛成君

理事 池田 克也君 理事 宗徳君

阿部 文男君 理事 和平君

石橋 一弥君 理事 優成君

大塚 雄司君 理事 赤城 靖君

田川 誠一君 横本 荘君

馬場 昇君 笹山 登生君

渡辺 秀央君 上西 和郎君

木島 喜兵衛君 佐藤 敬治君

田中 克彦君 中西 繁介君

馬場 昇君 有島 洋子君

渡辺 秀央君 五月君

同日 辞任 天野 光晴君 渡辺 秀央君  
馬場 一君 笹山 登生君

上西 和郎君 佐藤 敬治君  
佐藤 登生君 森田 一君  
佐藤 敬治君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 敬治君 森田 一君

室長 委員会調査 高木 高明君

を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

○田中(克)委員 質問に入る前に、実は文部大臣に特に伺いをしたいわけあります。きょうは臨教審の第二次答申が公式に行われる記憶に残るべき日になると思います。特に私ども教育に関する文教委員会にとりましては、これを契機にまた内容等をめぐって活発な議論が行われる、こう思いますけれども、文教行政を担当する大臣として、きょうの日の公式発表についてます大臣の所感をお伺いをいたしておきたい、こう思いました。

○海部國務大臣 御指摘のとおり、きょう臨教審の第一次答申というのが出ることになつております。第一次答申をいただきましてからきょうまでに間に、臨教審側も一百一十七回にわたつて会議を持ち、四回公聴会をし、ヒアリングに至つては百七十九名のいろいろなお立場の方の御意見を聞いて、第一次答申で示されております個性重視の原則といふものに沿つて、第二次答申では「十一世紀を目指す教育の基本的な方向を示し、教育の目標がまず答申し出でてくるものと我々は審議経過の報告等を通じて承知をしておるわけでございますけれども、さらに各般の指摘もなされると思ひます。

私は、当面起こつております学校のいじめの問題を初めとする教育の基盤をもつと平静なものになりますが、心の広い、創造力に富んだ、そして自主・自律の精神を持ち、公共奉仕を大切に考へる、そして二十一世紀にふさわしい国際的な世界の中の日本人として、どのような人々を育成していくべきかという具体策については、答

申をいただきましてから、文部省としてやるべきことはやらなければなりませんし、国会の皆様の御議論を通じて方法を決めさせていただかなければならぬ問題も出てくるかとも思います。厳しい気持ちで受けとめて、国民の皆さんへの期待と望んでおられます教育改革の方向に忠実に前進をさせておきたい、このように考えております。

○田中(克)委員 審議概要のその三が発表になりまして、今回の第二次答申というものは大体それを骨子にしたものが最終的な答申として出てくるであろう。その間の議論の経過等も私ども関心を持って眺めておりましたので、從前この委員会でも議論されたこともありますし、新聞、テレビ等の報道を通して私ども承知をいたしておりますことも多いわけであります。それを考えてみますと、この第二次答申といふのは日本の教育史にとって大きな一つの節目になるのではないか、こういうふうに考えるわけであります。ぜひ今後の教育改革の進め方につきまして、この文教委員会等の議論を踏まえて十分国民の意に沿う教育改革の方向を目指して努力をいたさうことを冒頭お願いを申し上げておきたい、こう思います。

大臣、きょうそのようなことで後半時間がとれない、こういう事情のようござりますので、私は、この著作権問題に入るために当たりまして、冒頭大臣に伺つておきたいということだけを先に質問をさせていただきたい、こう思うわけあります。

実は、昨年の第二回国会における著作権法一部改正案の審議に当たりましては、コンピュータープログラムの法的保護をめぐつて大変議論がありました。科学技術の高度に発達した今日、特にニュースメディアの分野の進歩は大変目覚ましく、著作権法によることがなじむのかどうかという議論

出席國務大臣

文部政務次官 工藤 俊樹君

五月君

同日 辞任 天野 光晴君 渡辺 秀央君  
馬場 一君 笹山 登生君

上西 和郎君 佐藤 敬治君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 敬治君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 敬治君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

委員外の出席者

文部大臣 工藤 俊樹君

五月君

同日 辞任 天野 光晴君 渡辺 秀央君  
馬場 一君 笹山 登生君

上西 和郎君 佐藤 敬治君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴君  
佐藤 登生君 馬場 昇君

佐藤 登生君 森田 一君

佐藤 登生君 天野 光晴

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいう。」というのに含まれるのかどうか。これに対しまして文化庁の方の御答弁は、人間の知的活動、頭脳労働という形でその人間の努力の精神活動の成果が外部に表現されたもの、つまり人間の精神文化活動によつて生み出されたものであるから、著作権法第一条の「文化的所産」に包括されるると説明をいたしました。著作権法による保護は妥当であり、諸外国等の法律やあるいは条約との整合性からもコンピュータープログラムの保護は著作権によるものとした、こういうふうに説明をされております。

しかし、そういう一方で、プログラムというものは知的な労作物には違いないけれども、人間の思想や感情を創作的に表現するものとは異なり、機械によつて指令を組み合わせた経済的使用を前提とした経済財——文化的著作物とは本質的に違うのではないか。いわゆる工業所有権に属するものではないか。したがつて、産業、経済の発展に寄与するために保護する観点に立つての立法論によるべきだという考え方もありましたし、議論もそこに集中をいたしました。

今回の改正案はデータベース及び有線放送等の保護に関するものでありますけれども、ニューメディアの開発進歩が急速に進む状況にある上に、この分野の持つ特殊性を考えるときに、著作権法上で十分これがカバーできるのかどうか。また、将来カバーできなくなるおそれがあるかないか。ニューメディアの保護のためむしろ独立した立法を検討する必要に迫られるのではないか、こういう心配も実はあるわけであります。

今回、データベース及び有線放送の保護について、あえてこの著作権法によつて保護するということで改正案として出してきた基本的な根拠にござる考え方、これをまず冒頭大臣にお伺いをします。

○加戸政府委員 お答え申し上げます。  
著作権の歴史といいますのは、国際的に申しますと一八八六年のベルヌ条約に始まっているわけですが、当初条約では、例えば私小説でも印刷術によるものあるいは生演奏といったような程度のものが主流でございました。その後、例えば録音の手段によりましてレコードが普及する、あるいは写真術が出てくる、あるいは連続した映像としての活動写真、今でいいます映画が出てまいります、それから時代を経まして放送という手段が出てまいりまして、その都度新しいいろんなメディアが発達いたしまして、併せて著作権の範囲というのが広がってまいりました。また、条約上の対応としましても、録音権を導入するあるいは放送権を導入するという形で権利内容の拡張をいたしてまいりました。さらには、著作物自体にいたしましても、写真という手段が出たときに、これを一体従来の伝統的な小説や絵画と並ぶような著作物であるのかどうか、単にシャッターを押しただけのものが著作物と言えるのかという議論も国際的にあつたわけでございますけれども、それぞれ人間の知的活動の所産であるという点で著作物の範囲も広がってまいりました。また、著作物の利用手段というものがいろいろな形態のもの、例えば今申し上げましたような録音であるとか放送であるとか、新しいメディアが出てまいりますと、それも著作物の経済的な利用の中核をなすものという形で権利も拡張されてきた、こういった歴史があるわけでございます。  
ところで、先生先ほど御質問ございました、昨年の国会におきます議論、コンピューターープログラムは著作権で保護すべきかあるいは特別立法であるかどうか、そこを私お伺いを実はしたかつたのです。

著作権でいくのはどうかと言われました感覚的な考え方といたしましては、従来の伝統的な著作物と申しますのが、例えば小説、音楽、絵画にいたしましても、いわゆる人間が見ることができます。聞くことができる、感知することができます。そういう意味で人間が直接それを感知して、ある意味では人間の知情意に訴えるような性格のものである。それに対しまして、プログラムといいますのがいわゆるコンピューターを作動させ一種の指令の固まりでございまして、人間が直接はそれを理解できないといいますか、むしろ機械を操作することに意味があるという性格のものであるから、そういうものを従来の著作物概念に入れるのはどうかという点からスタートいたしまして、産業材ではないかあるいは特別体系が必要ではないかといふ議論があり得たわけでございます。しかしそれは、プログラムにつきましては、人間が可読し得るものであるか、機械のみが読み得るものであるかという、そういった手段の違いがございまして、内容的には人間の知的活動の成果として思想、感情がそこに込められているという従来の著作理論に合致し得るという考え方方が大前提にございまして、それと同時に、コンピュータープログラムの利用につきましても、その経済的利用の態様は今の著作権制度によって十分カバーできるという考え方をとったわけでございます。

今回の提案申し上げておりますデータベース、ニューメディアにつきましては、まずデータベースの問題といたしまして、プログラムのような機械可読形態といいますか、機械に命令をするという性格のものではございませんで、もともとは人間が読み得る論文であるとか数値であるとか図形といったそういう情報の集合物であるということが一つ。もちろんそれを現実にデータベースサービスをいたしますときには〇一〇一の機械的信号に置きかえてはいますけれども、もともととしては人間の感知し得るような素材である。しかも、その素材の集合物であるという点におきまして

は、例えば百科事典であるとか、国語辞典、新聞、雑誌といった従来の伝統的な編集著作物と類似したような性格を有する。そういった点で、これは著作権法でいくべきか、他の立法でいくべきかというプログラムにおきますような議論はございませんで、素直な感覚として著作物理論の中で受け入れられたのではないかという感じがいたします。

問題につきましては、次々に時代の変化に伴つて広がつてしまります問題について、実は著作権審議会に第八小委員会、第九小委員会と、それぞれ小委員会がつくられまして検討がされて、いるようあります。特にコンピューターグラフ、インタース、自動翻訳等に対する創作物に関する著作権制度上の問題について検討を始めた、こういうふうにこの資料の中にもいただいてありますけれども、このいわば検討の主な内容と、これからこういう問題について今回の中止と同じようにこういう点が問題であつてこれを直していくかなければいかぬということになりますと、その結論を待つて新たにまた著作権法の修正の措置というのが提案をされて出てくるということになるのだと思いますが、そうだとすれば、その日程的なめどといふのはどんなんふうになつておるのでしょうか。

○加戸政府委員 ただいま先生御指摘ございまして、たコンピューター創作の問題につきましては、昨年十二月の著作権審議会において、第九小委員会を設置することを決定いたしまして、本年の三月に第九小委員会を発足させまして、第一回会合を開き、コンピューター創作物に関する著作権問題の検討を開始した段階でございまして、議論といたしましては、コンピューターによつていろいろな創作物がつくられてきて、例えれば今先生おっしゃいましたようなコンピューター・グラフィックスであるとか自動翻訳であるとか、場合によりましてはコンピューターによる作曲であるとか、いろいろな形態のものが考えられるわけでございます。実はこの問題は国際的にも著作権上の難問とされている事柄でございまして、これに関します議論は既に十数年前から国際的にも議論がございました。その難問と申します理由は、従来の著作物理論といいますのが、人間の頭脳活動によりましてその思想、感情が具体的に表現されたものを著作物として保護してまいつた歴史から申しますと、いわゆるコンピューターのプログラムによりまして、一定のデータを与えれば、コ

○田中(克)委員 この際ですから、あわせてお伺いするわけでありますけれども、一方、最近出版物の複写の機会等が拡大するということで、これが、著作権者はもちろんですけれども、出版業界にも大きな影響を与えるということで、また、第八小委員会ですか、これが設置されて検討されているようでありますけれども、この状況もあわせて伺っておきたいと思います。

○加戸政府委員 出版者の保護の問題につきましては、昨年の当委員会におきます附帯決議等もございまして、昨年の九月に第八小委員会をスターさせまして、出版者の版の保護の問題を御検討いただいている段階でございます。現在まで五回の会合を重ねて審議をいたしておりますけれども、ただいままでの間は、現状の認識、それに対しますそれぞれの権利者側等の御主張を承り、それをベースに、そもそも版の保護をどういう考え方で取り組んでいったらいいかという議論に入っている段階でございます。

具体的に申し上げますと、最近、いわゆるコピー公害と言われておりますけれども、いろいろな学術雑誌等の出版物が出版されると、一部購入して部内でコピーをとつて何十人の人に回してしまって、という結果として、学術雑誌の売れ行きが落ちている。また著作者あるいは出版者にも被害が及んでいるという状況がございます。この問題は、複写複製の問題として、例えば集中的権利処理機構の設立の問題等もございますが、現在出版物をコピーすることにつきましての法律上の権利者である被書者はいわゆる執筆した著作者でございまして、まあ学者という形になりますけれども、現実には、その出版物の売り上げの低下等によりまして経済的に大損失を受けているのは出版者であるにもかかわらず、法律上は権利者でないために対応ができないという問題があるわけございまして、そういった点が社会正義の観點からしていかがであろうかというような事柄。さらに、は、外国の事例におきましても、イギリスあるいは西ドイツにおきまして、版の保護というのを著

作権制度上、一つの著作隣接権的な発想ではございませんが、そういった制度が設けられている外国の例もございますので、日本の土壤になじむかどうか、あるいはそれを著作権制度の中で例えればどういう形で保護することができるのか、こういう議論をしていただいている状況でございます。

○田中(克)委員 それでは、データベースの保護の問題に入つて具体的に伺つていただきたい、こう思ひます。

データベースといつてもいろいろの種類もありますし、データベースのいわば法律的な定義と申しますかそういうものは一体どういうものなんでしょうか。それから、データベースの種類につきましてはどういうものに分けられて考えられるわけですか。

○加戸政府委員 提案申し上げております著作権法の一部改正の中では、データベースを定義いたしまして「論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものの」といたしております。この規定の仕方は、端的に申し上げますと、いわゆる情報という素材を集めたものであつてコンピュータ検索が可能なようとしたものということございまして、論文、数値、図形というものが一つの情報の代表的な例示でございまして、そういう人間が必要とする情報をたくさん集めてくる、その集めたものの中の入つております情報をコンピュータを使って検索ができる、つまり必要な情報を取り出すことができるよう体系的に組み上げたものという考え方でございます。

そこで、データベースといつてしまして現在一般に分類されておりますジャンルで申し上げますと、第一の大きな分野が文献データベースと呼ばれているものでございまして、そのうち、狭い意味の文献データベースといったしましては、例えば文献の題号であるとか著作者名、そういった書誌事項や文献の抄録と申しまして内容の抜粋したもの、簡単にまとめた抄録などを必要なユーザーに

提供するものでございまして、例えば文献情報の案内を目的とするというのが代表的な例でござります。それから、今申し上げた文献情報データベースの第二の分類といったしましては、その他の案内データベースというものがございまして、例えば所蔵目録や機関案内など文献情報以外の情報の案

内を目的とするものでございます。  
それから、データベースの第二の大きな分類がファクトデータベース、つまり実事のデータベースということがありますか、ファクトデータベー

スと呼ばれているものでございます。この第二の分類をまた細かく分けますと、一つが全文データベースと言われるものでございまして、雑誌の論文であるとか法令などの全文、つまりすべてを蓄積しているものでございます。それから、ファク

トデータベースの第二の分類といなしましては、

その他のファクトデータベースとして、例えば人名録であるといった、人の名前あるいは住所、電話番号等が入つておりますそういう人名録などの

文字情報とか、株価や各種の統計などの数値情報

を収録したもの、さらに地図や設計図などの画像

情報といったものを蓄積して、そういう必要なあ

る分野におきます情報、今申し上げた文字情

報、数値情報、図形情報といったものをそれぞれ

集積したようなものがございます。

大まかに申し上げますと、データベースと言わ

れておりますものを機能的に分類いたしますすれば

今二つ、また細かく分ければ四つの分野になる

うかと思います。

○田中(克)委員 先日の委員会にそれぞれ業界の代表の方を参考人として呼びまして、日本データベース協会副会長の名和さんがここでいろいろお話をされたわけありますが、そのことを聞いておりましても、私どもも大変今まで不認識だった

うかと思います。

うな現象は現実に数多く出ていたのでしょうか。

○加戸政府委員 昨年提案申し上げましたコンピュータープログラムの著作権の問題につきましては、相当前のトラブルがあり、早急な解決を迫られたわけでございますけれども、今回のデータベ

ースに関しましては、データベース自体がそれぞれ開発がなされている、開発途中でもあるという

こともございます。また、市場流通も緒についた

という段階でございます。しかしながら、先生今おっしゃいましたように、日本でも既にデータベ

ースの売り上げが一千億に近くなっているという

状況でございまして、その意味では非常に巨大な

の作成であるというような事例はまだ聞いておらないわけでございます。

それは、一つには、データベースを蓄積してそんないったものの産業が開始され、それそれがみんな独自におやりになつてゐるわけでございまして、まだ市場としてもそういう者がデータベースを容易に入手してそれが海賊版をつくってまたであります。それから、データベースの第二の大きな分類が内データベースというものがございまして、例えば所蔵目録や機関案内など文献情報以外の情報の案

内を目的とするものでございます。

それから、データベースの第二の大きな分類が内データベースといつたしましては、その他の案

内データベースというものがございまして、例えば所蔵目録や機関案内など文献情報以外の情報の案

内を目的とするものでございます。

それから、データベースの第二の大きな分類が内データベースといつたしましては、その他の案

内データベースといつたしましては、その他の案

のをいう。」といふ」とで、「やがて、あらゆる

○田中(克)委員 その点はわかりました。

に提示されたと言ひ得るかどうかといふことにな

してほしいと思ひます。

著作物、著作権法上の保護を受けるものはこの定義に該当することが大前提になるわけでござりますので、データベースを著作物として保護するという以上は、それは二条一項一号に規定する著作物に該当するということになるわけでございまます。同じことはプログラムの著作物についても言えるわけでございます。

それで、さらにお伺いをしていくわけでありま  
すけれども、データベースの著作物の一部分の複  
製物が作成されあるいは利用された場合、またた  
データベースの一部分が有線送信された場合は、  
データベースの著作物の全体が公表されたものとし  
みなす、第四条四項でこう決められているわけだ  
ありますけれども、これは従前の公表という概念

りますと極めて問題でございまして、多数の人に対する情報が段階的に提供されていった結果としてデータベースも提供されたと言いたい得るような状態というのはいつかの時点では来るわけでございますが、それがいつだということを確定することは極めて難しいといったデータベースの特質にからんがみまして、データベースオンラインサービス

○加戸政府委員 データベースといいますものは、つくり上げましても常に新しい情報の追加が必要になる。あるいは更新変更というのが必要になるというものが、一般的に新しいものを求めるという情報の性格からすれば当然のことです。そういう意味で、一つのデータベースができ上がります。それに常に更新が行われ変更を行なうシステムです。

いうことが從来から、それぞれいろいろな新しいものが出来ますと、解釈上なるかならないかといふ議論が出るわけでございまして、その場合に、例えは著作権法第十条で著作物を例示しておりますのは、著作物のうち代表的なものをそれぞれ類型別に書いているわけでございまして、すべてをカバーしているわけでもございません。したがいまして、例示されていないものについては、それがまたなるかならないかというのは裁判所の判断あるいは学説等によつてもある程度左右されるるという傾向はございます。

演とか演奏、放送あるいは口述、展示、上映というような場合、従前の概念で言えば、一部が送信された場合に公表されたものとみなすといふことは、このデータベースに限つての特徴的なことは、このデータベースによっては、公表の概念になつてきてる、こう思うのです。そことのところをどういう事情からデータベースについてはどういう場合に公表するとみなすとしある規定に明確に定めたのかという点をちょっと説明してほししいと思います。

○加戸政府委員 従来の一般的な伝統的な意味の著作物でございますと、先生今おっしゃいました

されたとみなすという四条四項の規定を設けたわけでございます。その考え方といたしましては、今申し上げましたように、「データ」そのものが段階的に出ていく結果としてそのデータの固まりがデータベースの著作物性を有するものとして評価ができるという時点がいつかは来るはずであるが、いつかというのは、法律は一種のフィクションでございますが、オンラインサービスを開始した時点とみなすことによりまして公表の時点を確定しようという趣旨でございます。

は、データベースが一つの単純なデータの入れかえ等でございますれば新しい二次的な著作物ができたとは言い得ないわけでござりますけれども、その内容の変更の度合いによりましては、もとのデータベースを基礎といたしまして新たに二次的なデータベース、二次的な著作物ができる上がるにつたと評価できる場合もあるわけでございまして、それはケース・バイ・ケースによつて判断せざるを得ないわけでございます。通常の場合データベースをオンラインサービスするためにデータベースディストリビューターがいろいろな加工をしたり

ところで、今回のデータベースにつきましては、今申し上げたように二条一項一号の著作物であるということを前提としたものでございまして、その考え方は、例えば編集著作物というのではなく十二条に規定がござりますけれども、百科事典とか新聞、雑誌、そういうたての編集著作物ももとより二条一項一号の定義に該当するものであります。

ように、例えば小説が印刷、出版される、あるいは音楽が演奏会場で演奏される、つまり公衆への提供あるいは公衆への提示という状態が極めて判然としているわけでございまして、いつの時点が公表されたかということは比較的容易に確定できることでございます。

この結果、四条四項の規定によりまして、オンラインサービスが開始されると、データベースの著作物がまだ公表されていない状態にあるにもかかわらず公表されたものとしての法律上の取り扱いをし、例えば公表時の起算あるいは公表権の侵害の有無はその時点によって判断をしようという、一種の便宜的なといいますか、データベースの著作権を侵害する行為を認めていたのです。

工夫をしたりしませんけれども、その内容、度合いによって、原データベースであると判断するのか、それは二次的なデータベースと判断するのか事情によって異なるかと思います。

りから、それを具体的に第十二条におきましてこういったような編集著作物も著作物として保護されるのですよということを明らかにしていくと、いう状況にございます。データベースにつきましても、今回の提案で十二条の二を設けまして規定しました趣旨も、理論的に詰めていけば、二条一項一号の該当する著作物であるけれども、それだけでは判然としない、そういう意味でこういうデータベースというものが著作物として保護される二に規定いたした、そういうような考え方についているわけでございます。

けれども、ます、このデータベースが市販されて提供されるというような状態が余りございません。すると、データベースの公表の形態といたしますれば、いわゆるオンラインサービス等によつてデータベースが公衆利用に供せられる事態ではなからうかと思うわけでございますが、その場合、データベースのオンラインサービスと申しましても、現実にユーザーの手に届く情報といいますのはデータベースの中の部分的な情報でございます。そしてこの場合、個々の情報は提供されてもその情報の集積物であるデータベースが公衆

夫をしていいという次第でござります。  
○田中(克)委員 データベースのディストリビューターが、お客様のために利用の便を図つても、とのデータベースの著作物を確保する、こういうことは普通ケースとしてかなりあるようであります。ですが、これは付加価値を加えて提供していくといふようなことになりますと、その行為に創作性が認められれば二次的著作物の著作として保護を受けることになる、こういう理解が示されておりましがれども、このことについてこの著作権法上の問題が生じないかどうか、その点をちょっと説明

基づいてデータベースの公的利用の実態を  
ためにされた行為等について新たな権利の設定を  
考慮すべきだと思いますけれども、これについて  
はどんなふうにお考えでしようか。

○加戸政府委員 先生今御指摘ございました問題  
は、第七小委員会の中でもデータベースを検索する  
権利といったような問題についての議論がござ  
いました。これはデータベースを利用する場合に  
に、それぞれユーチャーがいろいろな形で必要な情  
報を探るわけでございます。この議論の根底にござ  
いましたのは何かと申しますと、実はデータベース  
の利用といいますのは、データベースの中か

第一類第六号 文教委員會議錄第九号

昭和六十年四月十五日



が国が、提案申し上げておりますような考え方と  
いうのは、少なくとも各國でもこれに追随して、  
いすれは隣接権の世界で有線放送事業者の保護が  
図られるようになるであろう。つまり日本が先端  
を切り、かつ諸外国がついてくるのではないのかと  
いう感じを持つてゐるわけでござります。ただ、  
それが条約の中へ入るかどうかということになりますと、いわゆる条約といいますのは国境を越え  
て利用されるわけでござりますから、有線放送が  
国を越えて相互に利用されるという形態は余り考  
えられないという現実から見ますと、条約上有線  
放送事業者が規定されるかどうかはまだ先の問題  
としてどうかなという感じはいたします。  
いずれにしましても、隣接権条約で規定してお  
ります事柄というのは、条約で書いていることを  
各国でそれぞれ保護し合うというシステムでござ  
いまして、それ以外のものを隣接権として保護す  
ることを禁止したりあるいは制限したりする趣旨  
のものではございません。

第二点としましては、現在のデータベースオンラインサービス等のようなケース、あるいはキャブテンサービスに代表されましたようなビデオテックスの利用形態を見ましても、いわゆるレコードを用いて音楽を流すサービスというものが現時点では余り考えられないという状況もございますし、そういった点で今後の問題といたしましては、有線送信事業者に対します二次使用料支払い義務を課す場合の問題としては、隣接権として保護するのかどうか、あるいは隣接権として保護しなくとも実態的に商業用レコードを用いたオンラインサービスというのが経済的に相当ウェートの高い形で利用される実態が出てくるのかどうか、そういうふたつ状況を踏まえて検討すべき問題ではなからうかと考えている次第でございます。

それから、第二点の、有線放送のための一時的固定制度につきまして、ただいま先生の方から条約を援用されました適切な御指摘をいただいたわけでございます。確かに、ローマ条約の十五条の中では、放送事業者が自己の手段により固定する場合を例外として定めることができるという規定がございまして、有線放送事業者については言及をされておりません。しかし、ローマ条約で一応書いておりますのは、条約自体が非常にアバウトなものではございますけれども、固定物の再固定につきまして、もともと権利といたしましては自分が固定したものを再固定をする、つまり一たん許諾を与えた固定物の再固定については隣接権条約が及ばないことになつてゐるわけでございますから、そういう意味では生実演の固定ということに意味があるわけでございます。そういう意味で、有線放送事業の場合に、生実演を有線放送番組に流すために固定をしておく、記録をしておくというようなことが実態にどの程度のものか、まずケースは少ないのでないかと思われますけれども、現実にそういうことがあり得たといいたしましても、いわゆる条約上大きな問題として、つまりこれは実演家の権利を侵害するものとして条約違反になるといったような性格のものではなく

は通常、難しい言葉ですが、小留保と呼んでおりますマイナーリザーベーションという形で、各國の法制によって現実的に対応できるようなシステムのものであろうと考えているわけでございまして、有線放送のための一時的固定制度を現実に認めている外国の例もあるわけでございまして、そういう意味では、確かにこの問題は議論の余地はありませんが、そのうえで、事柄としては、条約との関係で抵触関係あるいは条約違反の状態が出てるというものではないと理解をいたしております。

例法案の第一条の「目的」に「著作権法の特例を定める」、こういうふうになつておるわけであります。が、なぜプログラムの登録について特例を定めると、ということにしたのか。それから、それとのかわりで、登録特例法によらなくとも著作権法施行令の改正で十分対応できたのではないかということがあります。

それから、関連して聞いておきますが、プログラムは登録しなくてもいわゆる権利が発生するわけありますけれども、登録することによって特別にメリットがあるのかどうか、この点についてまとめて御答弁いただきたいと思います。

○加戸政府委員 今回のプログラム登録特例法を提案させていただきましたのは、昨年の通常国会におきまして著作権法の一部改正を行い、プログラムに関する登録の制度を、七十六条の二でプログラマの特性に見合つた創作年月日の登録の制度を設けさせていただきました。と同時に、七八条の二においては、「別に法律で定める」という形の法制定をいただいたときの考え方としては、プログラムの登録に関する各種の手続的な事柄につきましては、著作権法体系ではなくて別の法律で措置をするという考え方をとったわけでございます。

その理由といたしましては、今回提案申し上げております法案の中身にも見られますように、例えば登録原簿の問題、複製物の納付の問題、公示の問題、指定登録機関等の問題、いずれも別個の法律によって対応することが適切であり、また法律に規定することにあさわしい事柄でございます。しかしながら、著作権法の中では、いわゆる権利の性質周辺を書いておりますけれども、今申し上げたプログラムの登録についてのみの特別な手続法でございますので、著作権法体系とは別の法律で制定するのがふさわしいという考え方をとつたわけでございます。

なぜ法律でなければならぬか、つまり政令でもよろしいのではないかという先生の御意見でござります。

ざいますが、例えば第一点の著作権登録原簿は、法律で、著作権法本体で書いてあるわけでございません。これは登録原簿自体はバインダー式帳簿によって作成いたしますけれども、それは登録原簿でなくてもいわゆる磁気テープによっても作成ができるのだというつくり方の法律の特例を書くわけでございます。

それから、第二点の、複製物の納付でござりますと、本来ならば、そういう各人の所有物を提供されると、いう権利義務に関するような事柄などはやはり法律事項で制定する方が適当である。

それから、第三の、公示の問題につきましては、本人が希望するか、しないかにかかわらず、そのプログラムが創作されたかと公表するということにつきましては法律をもつて制定する方が適当であるということをございます。

第四点の、指定登録機関につきましては、これは当然文化庁長官が行うべき登録を、一定の機関に一種の事務委託的な考え方で行わせるわけでございますので、法律によらずしては、文化庁長官の権限を譲るあるいは民間機関に任せることには考えられないわけでございまして、いずれも政令に規定する事柄ではなくて法律事項であると判断をして提案をさせていただいたわけでござります。

それから、プログラムの登録に関する制度でございますけれども、そういう安全弁として、安心料といいますか、登録をしておくことによってこれが盗まれるということは蓋然性が下がるであろうという期待を登録側も持たれるのではないか、そういう意味で登録上の制度としましては、法的な推定制度以外に事実上の観点から登録制度が活用されるのではないかと期待をしていります。

○佐藤(謹)委員 プログラム登録について法律事項にしたという、前国会からの一連の流れについて、ずっと話があつたのですが、前国会等でもこのことは議論されて、先ほどありました七十六条の二という根拠法律規定がつくられたものとは思はずけれども、それはさかのぼる問題ですから、これ以上深みに入った質問はいたしません。

ただ、メリットの関係からいいますと、今も答

いうことが極めて難しいわけでございます。そういう意味で、プログラムに関しましては創作年月日登録を設けることによりまして登録の道を開くことは、いつの時点でプログラムが創作されたかと

いうことを法律上推定いたしておられます。それが、そのとともにさることながら、実質的なメリットといたしましては、登録しておくことによりまして、このプログラムの具体的な著作者はこの人であるということが事実上確定される。そ

れから第一点といたしましては、訴訟上のトラブル等がある場合は盗作等のトラブルが起きました場合においては、どのプログラムとの部分をまねしたのかと立証するためには、登録しておきますと立証が非常に容易である、そういう訴訟上の便宜もあるというようなメリットもあります。

それから、第二点の、複製物の納付でござりますと、本来ならば、そういう各人の所有物を提供されると、いう権利義務に関するような事柄などはやはり法律事項で制定する方が適当であると判断をしておられます。その道が開けますと、登録の効果といたしましては、いつの時点でプログラムが創作されたかと

いうことを法律上推定いたしておられます。それが、そのとともにさることながら、実質的なメリットといたしましては、登録しておくことによりまして、このプログラムの具体的な著作者はこの人であるということが事実上確定される。そ

れから第一点といたしましては、訴訟上のトラブル等がある場合は盗作等のトラブルが起きました場合においては、どのプログラムとの部分をまねしたのかと立証するためには、登録しておきますと立証が非常に容易である、そういう訴訟上の便宜もあるというようなメリットもあります。

それから、第三の、公示の問題につきましては、本人が希望するか、しないかにかかわらず、そのプログラムが創作されたかと公表するということにつきましては法律をもつて制定する方が適当であるということをございます。

○佐藤(謹)委員 プログラム登録について法律事項にしたという、前国会からの一連の流れについて、ずっと話があつたのですが、前国会等でもこのことは議論されて、先ほどありました七十六条の二という根拠法律規定がつくられたものとは思はずけれども、それはさかのぼる問題ですから、これ以上深みに入った質問はいたしません。

ただ、メリットの関係からいいますと、今も答

弁ありましたが、訴訟上のトラブルとかいろいろなことを想定しまして、一種の保険料といふ安価料とか何が出来なければならぬわけです。ですが、それは考えられるとは思うのですけれども、これは後で出でますが、登録に当たっては手数料とか何が出来なければならぬわけです。またそれの手数料がかかるわけですね。果たしてどういう性格のものか、委託団体に委託してその登録事務をやつた場合に、果たして公正にしかりまして、このプログラムの具体的な著作者はも厳正に管理されるのかどうかというような問題やら、また、これは施行してみないとわかりませんけれども、そういうことととのかわりで、安心の保険料だ、そのことの担保として手数料を払うことによって、果たしてどのくらいの人が登録してくれるのか、またするのか、この辺のところはまだ不確かな点があるわけなんで、これは後ほど閑連して質問してまいりたいと思いますが、どうな

どいっても、果たしてどのくらいの方が登録されなくなるのか、またするのか、この辺のところはまだ不確かな点があるわけなんで、これは後ほど閑連して質問してまいりたいと思いますが、どうな

どいっても、果たしてどのくらいの人が登録されなくなるのか、またするのか、この辺のところはまだ不確かな点があるわけなんで、これは後ほど閑連して質問してまいりたいと思いますが、どうな

どいっても、果たしてどのくらいの方が登録されなくなるのか、またするのか、この辺のところはまだ不確かな点があるわけなんで、これは後ほど閑連して質問してまいりたいと思いますが、どうな

どいっても、果たしてどのくらいの方が登録されなくなるのか、またするのか、この辺のところはまだ不確かな点があるわけなんで、これは後ほど閑連して質問してまいりたいと思いますが、どうな

の、数の相当大幅に違う登録が出てくるのではないか。そういう意味で、文化庁としては、せいぜい年間一百件程度の登録であるならば文化庁長官がみずから登録事務を行うということを考えておったわけでございますけれども、とてもそれでは対応できないような状況が想定されますために、指定登録機関を設けた事務処理ということを考えている次第でございます。

○佐藤(謹)委員 これは予測、予想の問題ですか、はつきりお答えしづらいと思うのです。ただ、六十一年一月一日施行のいわゆるチップ法ですか、これは当初の想定としてはかなり登録があるのではないかということも言われたわけなんですが、それども、実際ふたをあけてみると予想したほどの登録はなかったと聞いていますのですが、この辺はどうなんですか。

○加戸政府委員 半導体チップの登録の問題につきまして、他省所管の事柄でございますので私ども言及するのは差し控えたいと思いますが、外国の例で申し上げますと、実は、アメリカでも登録制度が行われておりますけれども、年々登録の件数が増加して、昨年、一昨年ぐらいの数字でござりますか、年間一万件程度の登録があるようでございますので、そういったプログラムの普及度、開発度というものを考えました場合に、日本も同様な傾向をたどるのはないかなと、あくまでもこれは想定でございますし、そういう意味で予想には常にリスクが伴うわけでございますから、指定登録機関をお願いする場合にもその辺の不安材料がないとはいしませんけれども、先ほど申し上げましたように、現在、業界、関係団体の方からの感触としては、相当程度の件数が出てくるのではないかという感触を得ているということでお聞きさせていただいている段階でございます。

○佐藤(謹)委員 それじゃ先に質問を進めます。が、プログラム登録法律案によりますと、第三章に「登録機関に関する特例」とありますて、以下第五条からずっと二十八条までありますね。私は登録事務というのは本来国が行うのが至当だと思う

○加戸 政府委員　内情を申し上げて大ざいますが、文化庁の著作権課はわずかの人数で、法改正、いろいろな審議、登録事務等多般のことを行つておるわけして、実は登録の専任職員と申しますが、登録の担当をしていただいているところでございます。そこで、先ほど申し上げたように膨大な件数に上ると想定される登録には、大幅な定員増が必要にならざいまして、現下の国家財政の状況にすれば、とても定員の大幅増を期待するにはかない。そのような意味合いもございまして、登録をいたしますと、どうしてそれを保管する施設、場所、スペースとなる。そういう状況等を考えまして機関の制度を考えたわけでございます。

本来は国の事務であるとおっしゃい生、まことにそのとおりでござります。この登録事務に関しては、いわゆる権のように内容を審査するという制度ございませんで、登録の書式等の要件りますれば形式的審査によって登録を行なう意味では、公権力の判断によつてする、しないというような自由裁量のないものでございますので、事務的に行なうことによりまして、いわゆる行政事務の執行を阻害するあるいは公権力を十分にするということによつて、そういった公正の執行担保をいたしましの条件をこの登録法の中で規定いたしました。監督を立つたところによつて、行政が登録するとの同様の効果を上げきるのではないか。そういう点でございました。政簡素化の視点に立つたこういった制度を考えたわけでございます。

録に限つて  
とにしたの  
変恐縮でご  
か十名少々  
それから登  
でございま  
か、かけ持  
職員が二名  
でございま  
るわけには  
るわけには  
いますし、  
かんがみま  
るわけには  
も物理的に  
等も必要に  
、指定登録  
ました。先  
けれども、  
る工業所有  
のものでは  
が整つてお  
する。そう  
これは登録  
の本来の  
止を害する  
余地の余り  
しては、諸  
しまして、  
、實質上文  
ることがで  
主として行  
度の導入を

すけれども、簡単に言えば、行政改革、中曾根銀の民活といふようにさしづめ考えていいのではないかと受けとめざるを得ないのであります。そこで、法律に関連したことで若干聞いておきま  
す。

第五条の「指定」というのは法律上どのような行為を言うのか。それから、第三章全体にずっととかわってきますけれども、今もお話をありましたのが、指定登録機関で真正に公正な登録が行われるだろうか、本来国がやるべきものを。それから、第八条に「正当な理由がある場合を除き」とあります。ですが、この「正当な理由」とは何を指すのか。それから、第二十五条、登録に関する手数料等の額はどの程度設定するつもりなのか。「実費を勘案して」とありますけれども、その場合の算定基礎はどの辺に置いているのか。長くなりますが、以上四点、法律に関連して端的にお答えいただきたいと思います。

○加戸政府委員 まず第一点の、「指定」の法律上の性格でございますけれども、一種の行政機関を選定する行為でございますが、内容的には一種の事務を行わせる。指定された者が登録をすることができるあるいは登録をしなければならない立場に立つという意味では、法律上の識学的な意味では難しゅうございますが、一種の特許、特別に許しを与えるという、行政法上の用語で言いますと特許に相当するような行為ではないかと考えております。

第二点の、登録が公正に行われるかどうかということです。ござりますけれども、これは登録を公正に行えるような条件を備えた機関を指定し、かつ、その登録事務に関してそれぞれの行政指導が行えるように、法律上般の報告義務であるとか立入検査であるとか命令であるとか監督といった規定がござりますので、それによつて担保したいと考えているわけでございます。

それから、第三点の、「正当な理由がある場合を除き、プログラム登録を行わなければならぬ」という場合の「正当な理由」でござりますけれども、これは登録を公正に行えるよう

れども、具体的な例としましては、例えば手数料を納めないというようなケースは当然登録は拒否できるわけでございますし、それから、登録の書式が要求したものに適合しているかどうかということで、書類不備、つまり要求した条件を満たさない登録の場合であるとか、それから、これはケースとしては余り考えられませんけれども、明らかにプログラムではないと思われるものを登録するというようなこと、それが客観的に明々白々な場合は「正当な理由である場合」に該当するのではないかと思います。

それから、二十五条の「実費を勘案して政令で定める額の手数料」は幾らぐらいを予定しているのかということでございますけれども、現時点ではまだ幾らという考え方、腹案はございませんが、半導体チップの登録手数料が四万円取つていいところでございます。それから、一般、参考人でパソコンソフトウェア協会の方からは、四万円は過ぎるので、せめて二万円以内におさめてほしいという御意見等もあつたわけございまして、そういう感觸は受けているわけでございます。要するに、登録件数がどの程度になるのか、それに従事する職員の経費がどの程度になるのか、そういう総合勘案の上で決まる事柄になろうかと思いますが、およその相場というのは今申し上げましたような状況と食い違わない数字にはなるのではないかということで、これはまた、今後手数料を納めるにつきましては大蔵省とも協議をいたさなければなりませんので、その辺も十分相談した上で、適切な料金を定めたいと考えております。

○佐藤(諱)委員 最後の、手数料にかかる件ですけれども、手数料というのはそもそもどういう性格のものなのかということなんですが、今の答弁から敷衍して想定いたしますと、指定登録機関の登録に係る諸費用、必要経費、こういうものを貢うものやに見られるわけです。もしそうだとすれば、登録する側からいえば、国が登録事務をやつてくれれば手数料は要らぬわけですから、わざ

わざ指定登録機関を設けてやっているために登録料をするのに手数料を取られる、簡単に言うとそういうことです。登録する側から見れば、登録することによつてその都度手数料を取られるのはかなわないやないかということなので、今流に言う、「つまり民活」というか、民間の方に委託して、国民がそれとのかかわりで経費を負担しなければならぬのではないかと思われるのですけれども、その辺はどう考へておられるのか。

は大赤字でとてももちませんということは当然あります。り得るわけでございまして、そういうような申請に立ち至りますれば、それでも強引に登録機関でやつてほし、大赤字でもやつてほしいというふうなことを文化庁では申し上げにくくなるだろうと田山古鳥が鳴く事態になれば、もちろん件数の数にもよりますけれども、文化庁で十分分譲できる体制ならば文化庁みずからが行うこととする、つまり委託して、もつけておいて、どうぞ」と、さあと義理あって、もつけておいて、どうぞ

方からも御協力を願つて指定登録機関が成り立つ  
ようなことも考えていいだかないと、制度は欲し  
い、金は国で、人も面倒見るということでは、今  
の状況の中では対応できない苦しい立場がある。  
そういう意味合いで、関係団体の方の御協力もお  
願いしながら何とか皆様方で自主的に成り立つよ  
うに、もし赤字になるとするとならば、そういうた  
めの御協力を願うこともあり得るのではないか  
と考えておるわけでございます。

○佐藤、眞委員 想定も入っていますから、もう  
これ以上質問をすませないで、今の答弁によ  
れば

○佐藤(説)委員 それでは、もう一つの法律であります著作権法の一部を改正する法律案について質問してまいります。これについては同僚の田中議員からかなり質問されておりますから、若干答弁点もあるかもしれませんけれども、限られた時間でありますから、質問を続行したいと思うのですが、そこでどうぞお尋ね下さい。

あれば文化庁にまづからがやれるんだが、といふ程度の話もあつたのですが、これからどれくらい出るかわかりませんよ。ただ、二十二条ではこういう場合には文化庁長官が登録事務をやるんだ、とも考えられるのではないか、今のような癡想かとも言つていいわけです。ですから、これから登録の件数が少なくなつていけば、場合によつては国の事務として引き受けでやるということも考えられるのではないか。

○佐藤(説明委員) この法律案を見ても、この条文が、どの程度の料金ならば一種の保険のつもりでやるか、そういう点は、経費とあるいは登録の効果、実益との相互バランスにおいてそぞろとお考えになる事柄でもございまして、今後運用の実態を見ながら適切に対応していくと考えておる次第でございます。

どを聞きますと、中曾根流の行政改革、典型的な  
民活ではないかと言わざるを得ないのですけれど  
も、その程度にとどめておきます。  
最後に、一点だけ、プログラム登録のみ磁気テ  
ープで登録原簿を調製することにしているわけで  
すが、その理由は。

法の一部改正によりまして、プログラムの法的権利保護が明確にされて、今回はデータベース及び有線放送等の権利保護について改正案で提案されているわけです。しかし、これからニューメディア時代を想定した場合に、これらに広く関連する保護について、果たして著作権法の改正で十分対応していくのかどうか。むしろ、これからニューメディア関係の保護のための独立した法案を検

らいうと。そうなりますと、登録する側からいわば手数料は要らないし簡便にいく、こういうことにもなるわけで、民間活力の手法とでもいいまいとまうか、この辺の考え方について、どうなんですか。

全体が、指定登録機関のことで随分条項が割かれていますね。今答弁がありましたがけれども、非常によくポイントになる部分の一つだと思うのです。これは登録の手数料がどのぐらいになるか、メリットがどうなのか、そのことによって登録の件数がどのぐらいになるのか、それによって手数料総合計算の収入がどのぐらいになるのか、そのことによって指定登録機関が人件費その他を含めて維持できるのかどうか、非常に関連する問題ですね。ただ、考え方の場合は、指定登録機関は指定して受けられたが、やってみたけれども赤字になった云々と、こういう場合に国は補助するのかどうか、この辺はどうなんですか。

的帳簿でございまして、一冊のもので何が登録されているということになりますと調べるのも比較的容易でございまして、登録原簿をめくって何ページに何があるというようなことで、それそれめの閲覧あるいは原本、抄本の請求等にも対応ができる状況になっているわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、数千件の毎年の膨大なプログラムが登録されるということになつてまいりますと、どのよくなもののが登録されているのか、あるいは原本、抄本の請求といったような場合になりますと、大変膨大な事務あるいは手間暇がかかるということをございますし、相当の件数でございますので、磁気テープに格納しておけ

討していく必要があるのではないか。徐々にそぞろ  
いう時期に入ってきているのではないかといふじ  
とも想定されるわけなんです、私から言うと。つ  
まり、広く関連する保護といいますと、プライバ  
シーの問題とか、それからアイデアの問題である  
とか、あるいはコンピューター犯罪の問題である  
とか、こういうものを広く考えていつたときに、  
この著作権法だけではどうしても壁にぶつかると  
思うのです。片一方、ニューメディアというのほ  
どんどん進んでいきますから、そうすると、包括的  
的なものがどうしても必要になってくるのではないか  
か、ということが想定されるわけなんでありまし  
て、今データベース、有線放送等についてようや  
く、この問題が出てきています。

先生おっしゃいますように、確かに登録の件数が少なくなければ、例えば指定登録機関で登録をするために施設を整え、人員を置いていても閑古鳥が鳴くという状態になれば、その指定登録機関の経営自体が成り立たないわけでございますから、文化庁長官が申し上げるより先にむしろ指定登録機関の方で、もう勘弁してください、こんな仕事

○加戸 政府委員　まことに忠のいい答えるになりますが、現時点では国が補助することはないわけでござります。この登録制度は考えていないわけでござります。自体は、ある意味で権利者サイド、業界等の要請等もございましてこういった制度に踏み切ったわけでございますので、そのためにはそれぞれ登録の実質的なメリットを受ける関係団体、業界等

はコンピューターによりまして必要な資料情報をすぐ取り出せる。したがつて、関係権利者等利害関係者の閲覧あるいは謄本、抄本の請求等にも十分対応できる機能的なことを考えているわけでございまして、既に特許局等におきましても、工業所有権に関してはこのような措置が講ぜられているわけでございますので、おくればせながら

く改正案を出したのにさらに先のことというふうになるかもしれませんけれども、非常にテンポが速いので、この辺についてどう考えるのか、大臣もせつがくおいでですから、これは大臣も考え方があつたら一緒に述べてください。

ます。

著作権制度と申しますのは極めてすぐれた制度でございまして、人間の知的な所有権と言われておりますものを大別しますと、工業所有権と著作権制度の二つがあるわけでございますが、著作権自体は頭脳活動の思想、感情の表現というものを著作物として保護をする。そして、著作物の範囲は歴史的にも、例えばかつての小説、音楽、絵画から写真、映画の範囲まで広がってまいりました。そういう意味で、非常に弾力的にいろいろな著作物の範囲も広がり得るというわけでございます。

それから、第二番目には、著作物の利用態様としていろいろなメディアが出てまいりました過去の歴史の中におきましても、録音権であるとか放送権であるとか、それぞれのメディアに対応した権利の設定によってカバーされてきておるわけでございます。今後の技術革新の進歩というのも非常に予測しがたいものがござりますけれども、著作物の範囲の拡大、著作物利用権の範囲の拡大といたることによって、原理原則的には対応できる事柄が十分でございまして、その場合の特性に見合った措置は、著作権の制限等による規定の整備によってカバーできると考えておるわけでございます。

もちろん、先生がおっしゃいますように、独自立法の方法もないわけではないわけではないわけでございますけれども、その場合にはまた改めて権利の内容を書き、どういうものを保護するのか保護の範囲を書き、あるいはそれに対して権利は何が及ぶのか、その権利の制限はどうするのか、つまり、現在著作権法で規定しております事柄をすべて再度全部書き直すといいますか、同じことを書く必要性というのが出でてまいるわけでございまして、あるいは権利救済の問題についてもしかりでござります。そういう意味では、現時点の著作権制度と非常に弾力的な可塑性に富む制度の中で体制を整備していくというのが従来のやり方でもございましたし、また現実も対応できるのではないかと

いうのが文化庁が考へている現在の考え方でもありますし、また国際的にもそういう状況にありますかと思います。もちろん将来の問題は予測不可能でございますから、現在の著作権制度がパンクするというようなこともあり得ないわけではないと思います。

それから、プライバシーの保護の問題その他、いわゆるニューメディアに関する別途の視点からの制度というのは当然あり得るわけでございまして、ただ、それは著作権制度と同時に結合して独自の体系をつくることがベターかどうかというのはなお一議論あるところではないかというのが、私ども事務屋の考へている事柄でござります。

○海部國務大臣 ニューメディアの問題は、私自身がまだ、学問的にどの辺までどう発展していくものであろうか、予測する知識すら持つておりませんので、今後どんどん全く新しいものが限らずなく出てくるのかもしれないというときに、先生が今、ではおまえ、この法案の改正で十分それがカバーできるかどうかとおっしゃいますと、私にとっては何とも申し上げかねる立場でござります。しかし、きょう現在の現実で参りますと、せつから著作権審議会の第七小委員会の皆様が御議論をいただいたその報告の結論でもあり、また国会の昨年の附帯決議におきましても、ニューメディアやデータベースについては早くこの法改正をきっちりとやれということも踏まえられておりますので、現段階といたしますとこれでカバーできるのではないか。政府委員が申し上げましたように、そんな判断でおりますので、何もやらないよりはやはりやらなければならぬし、やった方がよりよくなる、こう思つてやっておりますが、全く新しい状況が出てきますときは、また先生方といろいろ御相談させていただきながら、それに対する対応はそれはとらなければならぬもので、未来永劫これでいいなんという考えは毛頭ございません。今日のところで十分できるのではないのか、こういう考へて提出をさせていただいた、こ

二十一

が考えている現在の考え方でも、国際的にもそういう状況にあります。もちろん将来の問題は予測不可能なら、現在の著作権制度がパンクすることもあり得ないわけではないと

○佐藤(誼)委員 それでは、質問を先へ進めます。  
先般、著作権審議会に第九委員会が設置されまして、コンピューター・グラフィックス、それから自動翻訳などによる創作物の保護について検討を開始したというふうに聞いているのでありますけれども、その設置の経緯、それから主な検討事項及び今後の審議日程、この辺がどうなっているのか。私も素人なんですけれども、思うに、今後コンピューター及びその利用技術の開発普及がどんどん進んでいきますと、それに伴ってのコンピューター利用によって作成される著作物の種類もどんどんふえていくと思うのですね。特に、コンピューター・プログラムによってプログラムをつくり出しますと、どのようにして新しいものが次々とつくられていく、こういうことも想定されるわけであります。そうなりますと、どのようなものが著作物と言えるのか、それからコンピューター著作物の著作権はだれになるのか、それから、簡単に言えば、人間の手の離れたところでどんどん新しいものがつくれていったときにどういうことになるのか、その辺の問題をどう考えているのか、また、先ほど申し上げた検討の日程などどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○加戸(政府委員) 実は、コンピューター創作物の問題につきましては、過去相当長い間の議論があつたところでございます。我が国におきましては、昭和四八年に著作権審議会の第一小委員会によって報告をちょうだいしております。この場合にも、コンピューター・プログラムをどのように保護するのかという問題以外に、コンピューターによってつくられる、アウトプットされる成果物に対する著作権法上の考え方も御議論があつたわけでございまして、また、その報告書の中でも触れられてはおりますけれども、当時もやもやとしておりまして、断定的な意見ではなくて、こうも考えられるけれどもこうも考えられるかなというような非常に不明確な判断で今後の検討課題である

卷之三

議会に第九委員会が設置されま  
ターラフ・イックス、それから  
る創作物の保護について検討を  
うに聞いているのでありますけ  
の経緯、それから主な検討事項  
程、この辺がどうなつてているの  
ですけれども、思うに、今後コ  
ンピュートの利用技術の開発普及がどん  
と、それに伴つてのコンピュ  
て作成される著作物の種類もど  
と思うのですね。特に、コンピ  
ュートによるデータベースといふ

この小委員会におきましては、内容的には、た  
だいま先生おっしゃいましたように、一体人間が  
どの程度の関与をしたのか、つくったと言えるの  
かどうか、人間の意思とコンピューター創作物  
との関係、つまりその関与の度合い、したがつ  
て、著作者がだれになるのが、でき上がったコン  
ピューター創作物に関する権利は果たしてだれが  
行吏をするのかといった問題も当然大きなテーマ

としてあるわけでござりますけれども、基本的に  
は、今申し上げましたように、人間がつくったもの  
のとして現在著作権法上思想、感情の創作的な表  
現と言つております分野、範疇にコンピューター  
プログラムによつてつくられた創作物を含ましめ  
るのか、あるいは別個独立のコンピューター成果  
物に関する特別な法制度を設けるのか、そういうつ  
た点が議論の大中心になるといふべくあいに考えて  
おりまして、若干の時間をかけながらこの研究討  
議を進めていき、かつ、世界をリードする形で、  
日本の審議会の判断が世界各国にも通用するよう  
なものをまとめていただきたいなと思っているの

○佐藤(誼)委員 交通整理をした答弁をされまして、問題状況は少しあつたのですが、これから新しい分野ですから、しかも、今答弁されたよう十分検討しなければならぬ課題だと思いますので、この辺は今後の一つの検討とその成果を待ちたいというふうに思っております。ただ、おくれないようになることが重要ではないかといふだけを私の方から指摘をさせていただきたいと思ひます。

教委員会の附帯決議の第三項に、「複写複製問題の創設について検討を行うこと。」こうありますね。ですから、この辺の関連を含めてひとつ御答弁いただきたいと思います。

○加戸政府委員 版の保護の問題が具体的に提起されてまいりましたのは、先生今おつしやいました集中的権利処理機構の確立との絡みでございました。と申しますのは、いわゆるコピー公害と言われております現在の複写複製の問題、これは長時間かけて著作権審議会でも議論をし、また集中的権利処理に関する調査研究協力者会議等におきましても御議論いただき、その報告を受けまして、民間におきます特に書籍出版協会を中心とした集中的権利処理機構の設立のための動きがあつたわけでございます。

その研究段階におきまして、現実にその被害を受けているのは出版者であるにもかかわらず、現在の法制度上は出版者には権利がない。しかし、こういった集中的権利処理機構をつくっていこうとしますと、学術雑誌の著作者でございますと、例えば大学の教授の方であるとか学術者でございまして、そういう集中的権利処理機構をつくるだけの能力も態勢もないわけでございまして、中心はどうしても出版者にならざるを得ない。ところが、中心にならうとする方は実は権利者ではないというような状況の中で、ジレンマに陥っているわけでございます。

次に、複写機器の普及に伴つて出版物の無断複製が大量に今行われております。著作者の権利のみならず出版者の利益も大変脅かされている現状にあることは御案内のとおりであります。その点、出版者の保護についてどう考えるのか。また、著作権審議会の第八小委員会での検討状況はこのことについてどういうふうになつていて、か。また、時間がありませんのであわせて質問しありますが、昨年の第百一通當国会の衆議院文

教委員会の附帯決議の第三項に、「複写複製問題」については、文献複写に関する著作権の集中的処理体制の確立に努めるとともに、出版者を保護するため出版物の版面の利用に関する出版者の権利を創設について検討を行うこと。」こうありますね。ですから、この辺の関連を含めてひとつ御答弁いただきたいと思います。

○加戸政府委員　版の保護の問題が具体的に提起されてまいりましたのは、先生今おっしゃいました集中的権利処理機構の確立との絡みでございました。と申しますのは、いわゆるコピーパートと書いております現在の複写複製の問題、これは長い間時間をかけて著作権審議会でも議論をし、また集中的権利処理に関する調査研究協力者会議等におきましても御議論いただき、その報告を受けまして、民間におきます特に書籍出版協会を中心とした集中的権利処理機構の設立のための動きがあつたわけでございます。

その研究段階におきまして、現実にその被害を受けているのは出版者であるにもかかわらず、現在の法制度上は出版者には権利がない。しかし、こういった集中的権利処理機構をつくっていこうとして、学術雑誌の著作者でござりますと、例えば大学の教授の方であるとか学術者でございまして、そういう集中的権利処理機構をつくるだけの能力も、権勢もないわけでございまして、中心はどうしても出版者にならざるを得ない。ところが、中心にならうとする方は実は権利者ではないというような状況の中で、ジレンマに陥っているわけでございます。

そういう点で、昨年の当委員会におきます附帯決議もありますが、と同時に、昨年の段階に至りまして、春でございますけれども、日本書籍出版協会、雑誌協会等関係団体の方から版の権利を確立するような希望書が提出されました。そういった動きが加速化されたわけでございます。そうちつた状況を受けまして、文化庁におきまして、昨年の七月の著作権審議会におきまして第八小委員会の設置を決定していただきまして、九月

に第八小委員会をスタートさせ審議を開始したわけでございます。現在まで五回の会議を開いておりますけれども、その検討を重ね、まず出版者等の団体からの意見聴取、現時点におきます国際機関における検討状況、それからそもそも出版者の保護をする必要があるのかどうかという審議を開始して、現在、保護の対象をどうすのか、そういった事柄の審議に入っている段階でございます。いずれにいたしましても、私どもの長期予測といたしましては、いわゆる複写複製問題に対応でござる問題解決は、あくまでも集中的権利処理機構を設立するにつくつていただきて、そこで使用者側との間で話し合いを進めていただくことが必要なわけでございますから、この集中的権利処理機構を設立する時点までは版の権利というものを確立しておく必要がありますが、それでございまして、こういった制度面と実態面の両方によりましてこの複写複製問題の対応を急ぎたいと考えているわけでございますし、現在、精力的に第八小委員会での審議をお願いしている状況でございます。

○海部國務大臣 隣接権条約は、昭和三十六年に実演家、レコード製作者及び放送事業者の国際的保護を図るため、ユネesco、W I P O及びI L Oが中心となつて作成し、現在二十九カ国が加盟している条約であります。我が国の著作権法もこの条約を参考にして著作隣接権制度を導入しておるところでござります。

加入につきましては、先生御指摘の国会の附帯決議でも指摘されておるとおり、文化庁といたしましては、かねてから同条約への早期加入を実現すべく検討してきていたところと聞いております。しかし、同条約への加入につきましては、いろいろ関係当事国の一一部には時期尚早であるとの意見もあると承つております。関係当事者間の意見調整に努めるとともに、著作権審議会において昭和五十九年五月から検討が行われておると聞いておりますので、この結果を待つて対応をしていきたいと思っております。

○佐藤(説)委員 これは当然のことながら各界からも強い要望が出ていることでありますし、ぜひ早急に実現しなければならぬ。これは大臣もよく御理解されていると思いますので、海部文部大臣の時代に条約に入るというくらいの決断を持つて進めていただきたい、このことを申し述べまして、次の質問に入ります。

このたび提案された著作権法の一部改正案で、有線放送事業者に著作隣接権を認めその保護をする、こういうことになつているわけでありますけれども、将来は有線放送事業者にもこの著作隣接権を広げていくということが考えられるのじやないか、また検討されていかなければならぬのではないかと思うわけですけれども、この辺どう考えるのか。

これは直接かかわりがあるのかどうか私もちょっとわからない点があるのですけれども、この間、日本芸能実演家団体協議会専務理事の小島良博君がここに来ての参考人としての意見陳述の中で、ただ一つ疑問点として、今後、有線放送以外の有線送信によっても商業用レコードが送信さ

れるケースが考えられるため、有線送信事業者とす  
る者にも二次使用料の支払い義務を規定しなけれ  
ばならないという点がある、いずれ有線送信を業  
とする者の法的位置づけが定まった時点で解決さ  
れなければならない問題であると考える。こうい  
うことを見るとして述べています。ですから、こ  
ういう業界等の意見も広く考えたときに、こうい  
う時期が来るんじやないか、また検討を始めなけ  
ればならぬのではないかと推定されるのですけれ  
ども、この辺についてどうお考えですか。

○加戸政府委員 まず、有線送信事業者を著作隣  
接権で保護すべきではないかという問題につきま  
しては、そもそも隣接権制度がスタートしました  
一九六一年のローマ条約におきます考え方としま  
しては、著作物の保護だけではなくて、著作物を  
伝達、媒介する行為につきましても著作物の創作  
に進じた創作性がある、したがってそれは保護す  
べきであるという発想だったわけでございます。  
現実に実演家、レコード製作者、放送事業者の三  
者が保護されておりますけれども、実演家、レ  
コード製作者はちょっと別といたしまして、放送  
事業者につきましては、その番組の制作、編成、  
そして放送番組を流す行為といふものにつきまし  
ては相当的な労力なり工夫なり創作性があると  
考えられる。現実には保護いたしますものは影像  
信号、音声信号といったものを保護するわけでござ  
ります。そういう視点に立ちまして、今回、有線放  
送事業者の場合には自主放送を行いますと放送事  
業者と同様な立場に立つという認識のもとに保護  
の対象にしようとしたわけでござりますが、有線  
送信事業の場合につきましては、例えばデータベ  
ースのオンラインサービスにしましてもキャブテ  
ンサービスにいたしましても、今のところ番組を  
編成といいますか、既存のデータベースという  
ものがあつて、それを單に電気通信の方法によ  
ってユーザーに提供する、コンピューターオンライ  
ンシステムを利用して送っているということでご

ざいまして、送られてくるものが果たして保護され  
る値し、そういうものが録音・録画されるあるいは  
複製されるという状況では現時点ではないわけで  
ございます。もちろん、現在開発段階にございま  
すVRSというのがございまして、この場合には  
放送事業と同様な觀点に立つて保護すべき問題  
かどうかというは一議論があり得ると思いま  
すけれども、今の時点では、そういう隣接権制度に  
依りむような保護内容を持つ性格のものかどうか  
については、甚だ疑問があるというのが現在にお  
ける考え方でございます。

それから、第一点の「商業用レコード」二次使  
用料支払い義務につきましては、有線放送事業者に  
手当てをしなかつたということと同時に、有線送  
信行為につきましては、現時点で、例えば先ほど  
申し上げたデータベースのオンラインサービスあ  
るいは静止画を送るキャブテンサービスの場合に  
は、レコードを使って音楽を流すというような形  
態のものはないわけでございまして、先ほど申し  
上げたVRSのように動画を送る場合にそこで音  
声としてレコード音楽が流れるなんということは  
ない変化を遂げていくだろう、そのことは私も率  
直にそう思っております。そして、こういった人  
間の英知による科学技術の変化、発展、そいつ  
たものはやはり人間のために幸せになるような方  
向に持つていかなければならぬ、そのためにはす  
べての人が共存していかなければならぬ、お説の  
とおりだと思います。

大臣の御答弁をいただきたい。

○海部國務大臣 人間の英知によって未来が限り  
ない変化を遂げていくだろう、そのことは私も率  
直にそう思っております。そして、こういった人  
間の英知による科学技術の変化、発展、そいつ  
たものはやはり人間のために幸せになるような方  
向に持つていかなければならぬ、そのためにはす  
べての人が共存していかなければならぬ、お説の  
とおりだと思います。

文部省としても、本日臨時教育審議会の第  
二次答申もまとめていただき、それを見まして  
も、やはり「世界の中の日本人」というのを二十一  
世紀を目指して教育目標の一つに掲げられており  
ます。このことは、限りなく変わり行く社会の中  
にやはり一人一人が自分としての自律、自主、言  
葉をかえて言えば、個性をしつかりと確立しなが  
ら他の共生の間で幸せな社会をつくつていかな  
ければならぬ、こういうことありますから、今  
後日本がいろいろ努力をしながら、世界の中のい  
うますが、時間もありませんので、今までどちら  
かとすると、これに関連して今後検討すべき課  
題、周辺問題についていろいろ質問してまいりま  
した。

そこで、時間も参りましたので、最後に、大臣  
にまとめてお聞きしたいのであります。

所見という形になると思いませんけれども、今も  
いろいろ議論されてきておりますけれども、これ  
から二十一世紀にかけてINS、それからニュー  
メディアと呼ばれる高度情報社会に入っていくと  
思います。それはまさに予測を超えて急速に進む  
と私は考えるわけです。それは広く科学技術の分  
野で人類が未踏の世界に入るという時代である  
と私は思うのです。そこで、改めてこのような状  
況を考えますと、人類は科学技術の進歩と人間の  
幸運、それから宇宙船地球号としての人類の共生  
という課題を問われてきてると思うのです。こ  
の辺について、大臣はどうやうに考え、所見を持  
つておられるか。文部大臣として、また文化庁も総括  
しているわけありますから、そういう観点で、  
大臣の御答弁をいただきたい。

○佐藤(説)委員 大臣の考え方はわかりました。  
この科学の進歩が人間を疎外していくような状況  
をつくってはならない。つまり、科学の進歩が人  
間を中心にしての幸せのために尽くすような世の中  
の秩序を同時に上昇いかなければならぬ  
と私は思うのです。そして、このかけがえのない  
地球を大切にして、平和の中に緑を守り生態系を  
守つて、人類があすへの幸せな世界をつくって子  
孫にその地球を伝えていく、これが私は二十一世  
紀に課せられた大きな課題だと思うのでございま  
す。

私は以上のよう考え方を持っておりますが、  
大臣からもぜひその辺を参考の上に文部行政をや  
つていただきたい。このことを最後に申し上げま  
して、私の質問を終わります。

○青木委員長 午後一時に再開することとし、こ  
の際、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

○青木委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

○池田(克)委員 公明党の池田克也でございま  
す。質疑を続行いたします。池田克也君。

著作権の問題についてお伺いするわけですが、  
私は著作権思想の普及とすることを一生懸命考  
えております。このことは、限りなく変わり行く社会の中  
にやはり一人一人が自分としての自律、自主、言  
葉をかえて言えば、個性をしつかりと確立しなが  
らおりまして、ぜひとも平易な表現で、著作権と  
いうものが身近なものである、そしてまた現実に  
こうした法改正が国民の生活にどういう点で利便

思いますので、その趣旨を御理解をいただきたいと思うわけでございます。

改正が出ております。貸しレコードの問題がござ  
いましたし、あるいはプログラムに関する法律改  
正もございましたし、今回は、登録についてある

いにテータベースについてそれだけ聞くだけで  
も頭が痛くなるという人がいるくらいで、なかなか  
か流れがよくわかりません。今後出版版面権など  
も出てまいりますが、著作権法といふものの置かれ  
ている状況、そして時代の変化にそれをどのよ  
うに合わせて法律を整えていくかとしているの  
か。概説ですが、著作権法と生活というような  
感じなんでしょうか、どんな流れで、今まで  
改正が来たあと何が残っている、こういう問題  
について御説明をいただければと思います。

○加戸政府委員 著作権法の性格といたしまして  
は、著作者がつくり出した知的な創作物に関して経済的  
な利益が還元され、それを受けたまゝ創作意欲を  
燃やし、新たな文化創造が行われるということを  
期待しているわけでございます。

したかいまして、人間がいろいろな形でつくり出すものといふ創作物の範囲も広がつてまいるわけでございまし、歴史的に見ましても、著作物の世界に写真が入り、映画が入つて、いつたというようなこともございます。また、利用の仕方につきましても、かつては印刷物だけであつたあるいは生演奏だけであつたといふような時代から、録音の手段ができ、レコードがこの世に出現いたしましたれば録音権、あるいは放送といふメディアが出てまいりますれば放送権といふ形で権利を拡張することによりまして、その著作物を使って経済的な利益を上げる人があれば、その経済的利益の範囲あるいは著作物利用手段が、特に技術革新一部を作家に還元してほしいというのが著作権制の趣旨でございます。したがいまして、著作物

物を使ってそこで利益を上げる、あるいは具体的な利益ではなくて、それを使うことの結果、作家の方に本来入るべきものが入らなくなるという消極的な損害も含めまして、そういうものを体系的にどのように著作者の利益を保護していくべきなのかというのが著作権制度上の課題でござります。

近年におきまして、先生今御指摘ございましたように、これはニユーメディアと申しますよりは、貸しレコードの問題は、レコードというものの貸与することによって貸しレコード業者が利益を上げる、その利益は一切著作者に還元されていなかった、そういうふた不公平を是正するための措置が一昨年の貸与権の創設でございますし、また昨年段階では、いわゆる〇一〇一の信号でコンピューターに命令をするという人間の知的な所産でありますコンピュータープログラムを著作物として保護して、その著作者であるコンピュータープログラムのメーカー、製作者に利益が還元されるようになりますという制度改正が行われたわけでござります。

映像権として有線放送事業者を保護しようとした  
しますのも、放送事業者と同様な観点から、その  
自主番組の制作に準創作性を認め、それを保護す  
る結果としてよりよい有線放送番組ができるよ  
うに期待をしたいという趣旨もあるわけでございま  
す。

こういった形で時代の流れに即しながら対応を  
進めるわけでございますが、なお、大きな積み残  
し課題はたくさんございますし、先生の御指摘が大  
ございました出版者の版の保護の問題、あるいは  
コンピューター創作物をめぐる著作権問題、その  
ほかこれから新たにどういうものが出でてくるか予  
測しがたいわけでござりますけれども、その出て  
きた時点での対応を考えていいく。つまり、時代  
の進展におくれないよう息を切らしながらでも  
ついていかなければならぬというのが著作権制  
度の宿命であると考えておるわけでございます。

○池田(克)委員 私はこう思うのですね。著作権  
といふものの影響が及ぶ国民の数というものが  
非常な速度でふえていて、かつては、印刷物が  
中心だった。したがって、新聞などは著作権の  
問題、報道に関しては例外規定があるようですが  
が、読書家あるいは書物を具体的に自分の日常生活  
として、急速に高齢者がふえてその対応を福祉行  
政で迫られている、それに伴って莫大な予算と  
いうものが必要になつて、その財源措置の問  
題がいろいろと国会でも議論になつていて。私  
は、この著作権法のとらえ方を、対象人口の急速  
な増加という角度から見るべきじゃないか。從  
来、余り活字のことには関心を持たなかつた、  
音なら喜んで聞く、また現実問題、本を読む、あ  
るいは升目を埋めて著作物をつくるという活動と  
違った形で、また違った好みを持つた人たちが大  
量にこの著作物というものの恩恵を受ける。ある  
いはまた、映像などにしても、後ほど触れます

が、有線放送などの活用分野が、都市においてますとそれほど美感を持たなかつたのですが、地方においてますと、ときどきよくわからなくなることがあります。けれども、私は前から主張しているのですけれども、お立ちになる前に、この問題でちょっと御意見を伺いたいのです。

○海部国務大臣　ただいま御指摘の著作権、これは目に見えない権利でありますから、往々にしておろそかにされがちであるとか、もつと正直にいりますと、私も午前中からいろいろと、著作権の内閣とおきましては大変な有線放送の具体的な進展が見られる。これは数で私がちょっと今この場でお伺いしてもお答えいただけないだらうと思いますが、概略の感じで、急速にその恩恵を受ける人たちはがふえてきている。したがつて、政府としてもそれに十分対応するだけの著作権思想の普及とかも教育とかいうものが伴わなければ、法律を幾つもくついていてもそれはそれで、具体的な生活に密接していかない。交通法規は、直接それを犯せば現実に免許停止になつたり、あるいは罰金が科せられたり、いや座らなければ、これについては、大臣が、著作権というものがこれだけ普及し、そしてまた、我々も一生懸命改正を議論しながら、国民に遠い存在じやないかな、これについては、大臣後ほどお忙しいと思いますので、冒頭、政治家として、この著作権を所管する大臣として、今加戸次長が御答弁になつた著作者にそういう適切な報酬を与えるという、これは確かに原則的な狭いところではなかろうか、ある意味ではもつと広範にとらえていくと、国民の倫理感の養成、人がつくった創作物というものをきちっとした礼を尽くさずには拂借して恥じないという、これは大國の中國で日本が一番おくれてゐるよう思ひますが、そういう面の礼儀とか倫理感とか、言うなれば、そういうところも押さえた法律であつて、これは非常に重要なことで、学校教育でもこの問題はしっかりとしといかなければならぬと私は前から主張しているのですけれども、お立ちになる前に、この問題でちょっと御意見を伺いたいのです。

れども、もう一步進みますと、世の中が変わって、著作物、著作権の範囲が広がっていくと、対象とされる人がますます多くなることも先生御指摘のとおりですから、権利として守るべきものは何か、権利は侵してはならないものだという、権利思想と申しますか、あるいは、これは広い意味で言えば、基本的人権になり人間と人間の関係を律することになるわけありますから、教育の場においても著作権といふものを、児童生徒の発達段階いろいろありますからどの段階でどのような教えをしたらいいかということはちょっと研究し勉強させていただかなければなりませんけれども、例えば学校で基本的人権とか権利義務とか、特に最近、他人のことを考へるとか、自分だけで人に迷惑をかけなければいいなんてことはめだたということを私はよく言うのですけれども、相手の立場に立て考へる、相手の権利ならば大切にしていくといふ思想も教えていくことが大切である。また、それがしっかりと確立されていくことが民主主義の世の中の一つのルールであろう、こうも思いますが、先生のせつからくの御指摘でございますから、我々もよくこれを受けとめまして、学校教育の中でどうのようなレベルでどのような段階で教えていくことができるのか、ただいまのところは何か高等学校の商業科の段階で著作権という具体的な権利の名前が出てきて指導されているようになりますが、小中の段階では民主主義のところで権利義務でやつておるのであるから、何かその辺のところをうまく研究して、御期待に沿うような結果が出てくるように頑張つてみたい、こう思います。

○池田(克)委員 これは急な質問で恐縮ですが、

大学で著作権法の講座を持つておられるところが幾つくらいあるのでしょうか。

○加戸政府委員 私ども承知しております限り、

今の大で著作権法の講座を持つておられるのは一

つもないと理解をいたしております。ただ、民法

の講座あるいは無体財産権法といったような講座

の中では当然著作権法は取り扱いをする、つまり著作権法で規定しておりますと違う体系を定め

れているということは承知いたしております。

○池田(克)委員 これは、大臣ですか、国立

大学に入試の問題ばかりじゃない少しお願ひす

る。文化の基本的なものに位置づけられているの

で、例えば学芸大学のような教員養成の大学でも

著作権の講座が必要だろうと思ひますが、ある意

味では教員養成の大学よりも放送大学の方がいい

から、長年の経験はあるかと思ひますが、御

専門の先生方はたくさんいらっしゃると思うので

す。講座として著作権の専門家を養成することは

大変なことだそうです。加戸次長は数少ない我が

国の大作権法の権威者で、五本指だそうですが

いただかなければなりませんけれども、御

御存じのとおり、文部省内にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う方がもつともうしてしかるべきだ、そのよ

うに私は思うのです。郵政省にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う時代が来るのじやないか。この辺、国立大

学の方でどうでしょうかね。

○海部國務大臣 学校では民法の時間に著作権の

ことをいろいろと指導しておるようでござります

が、著作権に非常に御関心をお持ちの先生のせつ

かくの御提言でござりますので、私も一遍よく勉

強させていただきます。

○池田(克)委員 総論みたいなお話を少しさせて

いたいたいのですが、具体的な問題についてお伺

いしたいと思います。

二つの法律なんですが、プログラムの方です

が、「プログラムの著作物に係る登録の特例につ

いて」と出でております。なぜ特例なんでしょう

か。これは当たり前のことを当たり前に決めてい

くので、別に特例でも何でもないのじやないかと

思うのですが、いかがですか。

○池田(克)委員 著作物の登録につきましては著

作権法本法の中で措置をしているわけでございま

す。そのうちプログラムの登録に関してだけは

大学で著作権法の講座を持つておられるところが幾つ

くらいあるのでしょうか。

○加戸政府委員 私ども承知しております限り、

今の大で著作権法の講座を持つておられるのは一

つもないと理解をいたしております。ただ、民法

の講座あるいは無体財産権法といったような講座

の中では当然著作権法は取り扱いをする、つまり著作権法で規定しておりますと違う体系を定め

ているということは承知いたしております。

○加戸政府委員 これは、大臣ですか、国立

大学に入試の問題ばかりじゃない少しお願ひす

る。文化の基本的なものに位置づけられているの

で、例えば学芸大学のような教員養成の大学でも

著作権の講座が必要だろうと思ひますが、ある意

味では教員養成の大学よりも放送大学の方がいい

から、長年の経験はあるかと思ひますが、御

専門の先生方はたくさんいらっしゃると思うので

す。講座として著作権の専門家を養成することは

大変なことだそうです。加戸次長は数少ない我が

国の大作権法の権威者で、五本指だそうですが

いただかなければなりませんけれども、御

御存じのとおり、文部省内にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う方がもつともうしてしかるべきだ、そのよ

うに私は思うのです。郵政省にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う時代が来るのじやないか。この辺、国立大

学の方でどうでしょうかね。

○海部國務大臣 こと、私は思ひます。

○池田(克)委員 これは、大臣ですか、国立

大学に入試の問題ばかりじゃない少しお願ひす

る。文化の基本的なものに位置づけられているの

で、例えば学芸大学のような教員養成の大学でも

著作権の講座が必要だろうと思ひますが、ある意

味では教員養成の大学よりも放送大学の方がいい

から、長年の経験はあるかと思ひますが、御

専門の先生方はたくさんいらっしゃると思うので

す。講座として著作権の専門家を養成することは

大変なことだそうです。加戸次長は数少ない我が

国の大作権法の権威者で、五本指だそうですが

いただかなければなりませんけれども、御

御存じのとおり、文部省内にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う方がもつともうしてしかるべきだ、そのよ

うに私は思うのです。郵政省にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う時代が来るのじやないか。この辺、国立大

学の方でどうでしょうかね。

○海部國務大臣 ことは、私は思ひます。

○池田(克)委員 これは、大臣ですか、国立

大学に入試の問題ばかりじゃない少しお願ひす

る。文化の基本的なものに位置づけられているの

で、例えば学芸大学のような教員養成の大学でも

著作権の講座が必要だろうと思ひますが、ある意

味では教員養成の大学よりも放送大学の方がいい

から、長年の経験はあるかと思ひますが、御

専門の先生方はたくさんいらっしゃると思うので

す。講座として著作権の専門家を養成することは

大変なことだそうです。加戸次長は数少ない我が

国の大作権法の権威者で、五本指だそうですが

いただかなければなりませんけれども、御

御存じのとおり、文部省内にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う方がもつともうしてしかるべきだ、そのよ

うに私は思うのです。郵政省にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う時代が来るのじやないか。この辺、国立大

学の方でどうでしょうかね。

○海部國務大臣 ことは、私は思ひます。

○池田(克)委員 これは、大臣ですか、国立

大学に入試の問題ばかりじゃない少しお願ひす

る。文化の基本的なものに位置づけられているの

で、例えば学芸大学のような教員養成の大学でも

著作権の講座が必要だろうと思ひますが、ある意

味では教員養成の大学よりも放送大学の方がいい

から、長年の経験はあるかと思ひますが、御

専門の先生方はたくさんいらっしゃると思うので

す。講座として著作権の専門家を養成することは

大変なことだそうです。加戸次長は数少ない我が

国の大作権法の権威者で、五本指だそうですが

いただかなければなりませんけれども、御

御存じのとおり、文部省内にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う方がもつともうしてしかるべきだ、そのよ

うに私は思うのです。郵政省にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う時代が来るのじやないか。この辺、国立大

学の方でどうでしょうかね。

○海部國務大臣 ことは、私は思ひます。

○池田(克)委員 これは、大臣ですか、国立

大学に入試の問題ばかりじゃない少しお願ひす

る。文化の基本的なものに位置づけられているの

で、例えば学芸大学のような教員養成の大学でも

著作権の講座が必要だろうと思ひますが、ある意

味では教員養成の大学よりも放送大学の方がいい

から、長年の経験はあるかと思ひますが、御

専門の先生方はたくさんいらっしゃると思うので

す。講座として著作権の専門家を養成することは

大変なことだそうです。加戸次長は数少ない我が

国の大作権法の権威者で、五本指だそうですが

いただかなければなりませんけれども、御

御存じのとおり、文部省内にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う方がもつともうしてしかるべきだ、そのよ

うに私は思うのです。郵政省にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う時代が来るのじやないか。この辺、国立大

学の方でどうでしょうかね。

○海部國務大臣 ことは、私は思ひます。

○池田(克)委員 これは、大臣ですか、国立

大学に入試の問題ばかりじゃない少しお願ひす

る。文化の基本的なものに位置づけられているの

で、例えば学芸大学のような教員養成の大学でも

著作権の講座が必要だろうと思ひますが、ある意

味では教員養成の大学よりも放送大学の方がいい

から、長年の経験はあるかと思ひますが、御

専門の先生方はたくさんいらっしゃると思うので

す。講座として著作権の専門家を養成することは

大変なことだそうです。加戸次長は数少ない我が

国の大作権法の権威者で、五本指だそうですが

いただかなければなりませんけれども、御

御存じのとおり、文部省内にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う方がもつともうしてしかるべきだ、そのよ

うに私は思うのです。郵政省にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う時代が来るのじやないか。この辺、国立大

学の方でどうでしょうかね。

○海部國務大臣 ことは、私は思ひます。

○池田(克)委員 これは、大臣ですか、国立

大学に入試の問題ばかりじゃない少しお願ひす

る。文化の基本的なものに位置づけられているの

で、例えば学芸大学のような教員養成の大学でも

著作権の講座が必要だろうと思ひますが、ある意

味では教員養成の大学よりも放送大学の方がいい

から、長年の経験はあるかと思ひますが、御

専門の先生方はたくさんいらっしゃると思うので

す。講座として著作権の専門家を養成することは

大変なことだそうです。加戸次長は数少ない我が

国の大作権法の権威者で、五本指だそうですが

いただかなければなりませんけれども、御

御存じのとおり、文部省内にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う方がもつともうしてしかるべきだ、そのよ

うに私は思うのです。郵政省にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う時代が来るのじやないか。この辺、国立大

学の方でどうでしょうかね。

○海部國務大臣 ことは、私は思ひます。

○池田(克)委員 これは、大臣ですか、国立

大学に入試の問題ばかりじゃない少しお願ひす

る。文化の基本的なものに位置づけられているの

で、例えば学芸大学のような教員養成の大学でも

著作権の講座が必要だろうと思ひますが、ある意

味では教員養成の大学よりも放送大学の方がいい

から、長年の経験はあるかと思ひますが、御

専門の先生方はたくさんいらっしゃると思うので

す。講座として著作権の専門家を養成することは

大変なことだそうです。加戸次長は数少ない我が

国の大作権法の権威者で、五本指だそうですが

いただかなければなりませんけれども、御

御存じのとおり、文部省内にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う方がもつともうしてしかるべきだ、そのよ

うに私は思うのです。郵政省にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

う時代が来るのじやないか。この辺、国立大

学の方でどうでしょうかね。

○海部國務大臣 ことは、私は思ひます。

○池田(克)委員 これは、大臣ですか、国立

大学に入試の問題ばかりじゃない少しお願ひす

る。文化の基本的なものに位置づけられているの

で、例えば学芸大学のような教員養成の大学でも

著作権の講座が必要だろうと思ひますが、ある意

味では教員養成の大学よりも放送大学の方がいい

から、長年の経験はあるかと思ひますが、御

専門の先生方はたくさんいらっしゃると思うので

す。講座として著作権の専門家を養成することは

大変なことだそうです。加戸次長は数少ない我が

国の大作権法の権威者で、五本指だそうですが

いただかなければなりませんけれども、御

御存じのとおり、文部省内にもあるいは通産省

にも、著作権に詳しきなればこれからやってい

されていく、しかも投資効果を回収するまでの期間は短くとも十分足りる、また、こういった技術進歩、社会の発展のためにもプログラムを早い期間に開放する必要があるというような観点から、保護期間を、具体的な名称にいたしませんでしたけれども、十年とか十五年とか二十五年とか、いろいろな五十年を下回る保護期間ということを想定されていました。

しかしながら、プログラムを著作権法で保護するという形で通産省が了解いたしました時点です、五十年でいくことは当面の措置として了承するけれども、条約上の制約があることはわかるので、今後条約改正の機会があれば、その保護期間につきましては、例えばベルヌ条約の中でも

応用美術と写真につきましては二十五年の保護で足りるという規定もございますし、そういったケースもあるわけでございますから、プログラムについても例えば二十五年ということは考えられ得るわけございますから、条約改正に際しては、

日本政府の対応としても、保護期間の問題は再度五十年ということに固執することなく検討しても、中長期間的な観点から保護期間は検討するという課題として積み残されているということございます。

○池田(克)委員 プログラムの問題はそのくらいにして、著作権法の一部を改正する法律案の方についてお伺いをしたいと思うのです。

データベースというものが随分出てくるのですが、データベースというのは邦語訳をするとどういうことになるのですか。

○加戸 政府委員 データベースは今回の提案で定義をいたしまして、「論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの」をいう。という書き方をいたしております。この苦心をしております事柄は、データベース、特にデータベースに限りませんけれども、例えばコンピュータープログラムあるいはコンピューターソフトウェアも同様でございますが、こ

れに的確な訳語というのがつくられていないわけでございます。明治時代でございますと、西洋文庫を輸入しますときにいろいろな造語というのを福沢諭吉先生は版権という言葉をつくられました。著作権の世界でも、コピーライトが出来ました。そういうのを福沢諭吉先生は版権といふ言葉をつくられた。それが著作権といふ言葉をつくられました。そういうのが日本風潮でございました。そういうことで、現在の西洋文庫で使われているのが日本風潮でございました。そこで横文字文化の輸入に伴いまして、それをストレートに使うというのが日本風潮でございました。それで、データベースにつきましては、日本語訳の試みもなければ、また現実にそういうことにで見たことがないわけでございます。

したがって、直訳すればどうなるかということをごぞいますと、情報集積物とか情報集合物とか、強いて翻訳するとすればそういうことにもなるかと思ひますけれども、データベースという言葉をそのまま使われているというのが実情でございます。

○池田(克)委員 だから大衆化しないのですよね。私が言いたいのは、こういうときにやはり上手な表現というのを、ニックネームのようなものを見たことがあります。たとえば、チヤンスがあつたら全国民から方にお願いして、チヤンスがつづいたらどうだと思っていましたが、これは私の主張としてお聞きくださいただけいいと思うのです。

さて、「データベースの著作物」というふうに法律案説明要旨にはございますが、「データベースの著作物」というのははどういうことになるのでしょうか。

○加戸 政府委員 お答えの前に、造語の問題で、実は文化庁も国語課を所管しております。国語課の中でいろいろ議論を重ねて、今の日本人の造語能力の欠落というものを憂えているわけでございます。例えばテレビジョンという言葉を、まあテレビ、テレビで使われておりますけれども、例えば中国でございますとそれを電視台と訳しております。これは非常に適切な訳語なんですが、それでも、そういうかつて日本人が持つておりました造語力というものが今完全に失われてきておる。それは国語の問題としても文化庁は真剣に考えなければならぬのじやないかというような意識もあるわけございまして、先生の御指摘をまことに私も真剣に受けとめているわけでござります。

ところで、「データベースの著作物」という言葉を使わせていただきましたのは、これは著作権法の法体系としてございまして、例えば音楽というものが現実に現象として存在するわけございませんけれども、著作権法の上では「音楽の著作物」という言葉を使っています。映画という言葉はございませんけれども、著作権法の上では「映画の著作物」「写真の著作物」、昨年の法改正によりましても「プログラムの著作物」という使い方をいたしてあります。と同様に、データベース、イコールはほとんど大部分のものがデータベースの著作物であり得ると思いますけれども、法律上の用語として「データベースの著作物」という使い方をしているわけでございます。

○池田(克)委員 よくわかりました。

さて、そのデータベースの著作物を保護するということになつておりますが、保護しない場合はどういう場合か。今まで保護しなかつた、今度保護する。著作物が保護される場合、特にデータベースの著作物が保護される場合とされない場合を例示していただければと思います。

○加戸 政府委員 現行法におきましても、データベースの取り扱いを第七小委員会で議論いたしました際に、現在の著作権法第十二条の「編集著作物」で読めるものが多いのではないかという議論がかなり有力でございました。それは一種の百科事典であるとか国語辞典であるとか新聞、雑誌といったものに類似性を求めていたわけでございました。で、そういう意味では、解釈上データベースは著作物として保護されるのが多いのではないかという考え方には、確かにその通りでございました。したがつたデータベースが突如として新たに保護されるという考え方には、確かにその通りでござります。しかしながら、解釈上の疑義は解消し、明確に保護されるということになるわけでござりますから、たとえばデータベースが突然として新たに保護されるときの前提の議論はなくなるだろうという実益があるわけでござります。

それから、データベースと申しましてもすべてが著作物になるわけでございませんで、単純な数

字を単に集めてその必要な数字を引っ張り出すする場合に、一種の編集体系あるいは検索のシステム等の創作性がなければ、それはデータベースではあっても著作権法上の保護されないデータベースになります。

○池田(克)委員 さて、データベースにいろいろ種類がある。先般たしかこの委員会に参考人としておいでになつた方からこういうプリントをいただいたのです。このプリントに「データベースの種類」とございまして、参照データベース、原情報データベースというふうに大きく二つに分かれているわけです。参照データベースは書誌データベース、その他の案内データベースの二つに分かれています。それから、原情報データベースには教科書データベース、辞書データベース、画像データベース、全文データベース。これは一般の国民に見せられても一体何やらわからない。ちょっとこのことについて解説をしていただければと思います。

○加戸政府委員 午前中の質問でお答え申し上げましたが、私どもは文献データベースと全文データベースという分類で御説明申し上げました。今生今おっしゃいました参照データベースが文献データベースに該当するものでございますし、原情報データベースが全文データベースと言われる分野のものでございます。

これは概念的にどういう名前を使つかの違いがあるわけでございますが、文献データベースあるいは参照データベースの特質といったしましては、人間が必要とする情報のすべてではなくて、その情報のエッセンスとかインデックストップというものを必要とする場合に、こういった参照データベース

あるいは文献データベースを利用される。つまり、ある事柄についてそれが書いたものではどこにあるのか、それは簡単にどの程度のものであるのかという情報はこの参照データベースから引き出される。そして、それによってじやあこの人の書いた論文を読んでみようということになれば原文献に当たつていくというので、インデックス的な、全体構造、鳥瞰図を見ようというのものが報データベースと呼ばれておりますものは、まさに情報のすべて、そのものが入っている。したがって、その情報を引っ張り出せば自分の必要とする情報はすく得られるという意味におきまして、ここにござりますような教値であるとか判例といった人間が必要とする情報がすべて入つていて、それが全文データベースという形で、入つているものが全文データベースといふ形で、入つていて、そこから同じく、抄録のあるもの、今は抄録なしなのですが、抄録のあるものは著作物性がある。つまり公文書や特許、書籍、論文など抄録のある場合に著作物性があるとしているわけです。それから、その他の案内データベースでは、研究課題目録、図書目録、案内簿、催事案内、時刻表などのデータ、これは著作物性がない。それから、数値データベースの方では、統計、観測・実験データ、信用データ、市況データ、これは、これには著作物性がない。辞書データベースでは、設計図、地図、写真、これは著作物性がある。全文データベースでは、法令、判例、規格表、新聞記事の雑誌がある。職員録、電話帳、分類コード、これは著作物性がない。百科事典、新聞記事の署名、新聞記事の署名

記事はある。これももう見ただけではちょっとわからないのです。少しわかるような気もしますが、官房が発表しているようなデータは余りないとい、何らかのアイデアを含めてそこにづくり上げたものはあるというふうに受けとめるのですけれども、これについても解説をしていただけますか。

○加戸政府委員 名和参考人がつくれられた資料でございまして、こちらで解説が的確にできるかどうかわかりませんが、このデータベースの中に入っていますデータの著作物性のある、なしの問題につきまして、私なりの判断を申し上げさせていただきます。

まず、書誌データベースの中の抄録のない公文書、特許、書籍、論文についてはデータの著作物性がないと申しますのは、入っておられますのは何年何月に何省から出た何というタイトルの通達であるという程度のものでございまして、これについては著作物性、つまりそのデータはまさに著作物性を持たないものである。したがって、データの著作物性なしと書いているわけです。

それから、次に、抄録ありと申しますのは、そいつた通達の中身を要約といいますか、もつと短く、このエッセンスはこういうことを言おうと、しているのだよということで文書を、抄録をつくりますから、つくられた抄録そのものは著作物であり、著作権がある可能性がある。そういう意味でデータの著作物性があり、つまり、ありといいますのは、抄録の部分について著作物性がありますかねないという分類であらうかと思います。

それから、もちろん時刻表その他図書目録というようなものは著作物ではございませんという意味でありますから、このある、なしというのは、一般的におおむねないという分類であります。

それから、データにつきましてはこれはないのが当然でございます、単なる数値でございますから。

それから、辞書データベースの場合に、用語集、シソーラスといいますのは、それぞれ用語集なりシソーラスというものは創意工夫を凝らして分類し体系つけてつくるわけでございますので、おおむね編集著作物あるいは一般的な著作物性があるという意味だらうと思います。

それから、職員録、電話帳、分類コードになりますと、これは単にそういう職員の名簿その他、電話の番号その他の入っているだけでございますので、おおむねなし。

それから、設計図、地図、写真は、それ自体が著作物として保護されるものでございますので、画像データベースについておおむねあり。

それから、全文データベースの場合はちょっと特殊な例でござりますけれども、法令、判例といいますのは実は著作物ではございますが、著作権法上法令、判例の著作権を否定しております。したがいまして、著作物性はあるのですが著作権がないという意味だと思いますので、著作物性なしというは間違いでございます。著作物性はあるけれども、著作権法上著作権は認められていないという意味でございます。

それから、百科事典、新聞記事等につきましては、これは当然立派な著作物でございますので、あり、そういうような分類をされているのではないかと思います。

○池田(克)委員 ちょっと話がさつき触れられたことに戻るのでですが、いわゆる著作権法上の十二条「編集物でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。」先ほど、このデータベースが全く新たな概念ではなしに、従来からも十二条で保護されていただけれども、はつきりさせるために今度はこういうようにしたのだとなおつしやる。ちょっとあいまいで裁判になつたようなケースを私も幾つか聞いたことはあるのですが、この際、何か一つの具体的な例として、こういうものが一番争いになつた、そして今度はこの法律ができたのでこの部分がはつきりするという具体的な案件があつたら教えていただ

○加戸政府委員 第七小委員会におきましてこの議論がございました中に、編集著作物を規定しました十二条で読めるではないかという意見もかなり有力ではありました。これはまさに意見であり解釈でございます。現実には、私ども承知しております限り、データベースの著作物をめぐつて訴訟なりトラブルなりが起きたということは聞いておりませんで、そういう意味では具体的な事例を申し上げることができないわけでございます。

しかしながら、今回の立派の趣旨としておもつてのは、十二条でこう書いてあるけれども、もともと十二条の編集著作物というものは、素材の選択または配列に創作性があるものを保護するといって、例えば百科事典でございますように、いろんな項目を、書いてもらうのかという取扱選択をし、そして書いてもらった項目を載せるその載せる並べ方、あるいは新聞にしても雑誌もそうでござりますけれども、配列、レイアウトといったものに相当な創作性があるわけでございます。

一方、データベースと申しますのは、材料を集めてくる点ではまさに素材である情報の選択といふ行為があるわけでございますが、中には、例えば全文データベースのような判例を全部集めるということになりますと、これは情報の選択の余地がなくしてあるものすべて入れるわけですから、その辺に創作性があるとは言いにくいものも出てくる。ましてデータベースの場合には、集めたデータを配列する必要はほとんどないわけでございまして、アトランダムに入つておりますてもコンピューター検索で引っ張り出せるわけでございまから、その配列の工夫というものは必ずしも必要がない。そういう意味で考えますと、十二条の編集著作物で読むについては、疑わしい段階は無理をして読めるけれども、それよりはすつきりした方がいいのじやないかというのが十二条の二を創設した趣旨でございます。

の目次集につきましては、聞き及んだごともござります。これは非常に微妙な問題でございまして、要するに、雑誌の目次、通常は一ページか二ページ程度のもので、タイトルがあり作家名がありページ数が書いてある。もちろん並べ方にも創意工夫がござりますけれども、単純な目次でござりますと著作物とは到底言いがたい。しかしながら、目次の中にありますても、大きく見出しをつけるあるいはサブタイトルをつける、あるいは並べ方もページ順ではない、読者が購読意欲を燃やすことができる相当な創意工夫がされておりまします。それが思想感情の創意的な表現として言えるものというものは、私ども直感的に申し上げると、数は少ないけれども、目次だからといってすべて著作物性を否定するわけにはいかない。場合によってはこれは著作物であり得るものもある。そういう意味で、例えば目次集をつくる場合には著作物である目次が入る可能性もある、それを取つかかりとしてクレームをつけることはあり得ると思ひますけれども、これはかなり判断の難しい事柄ではないかと思います。

ただ、異なる点は、そういったデータベースの著作物として保護された場合、中に入っているデータそのものは、著作物であればまた別個にそのデータの著作物として保護されます。データが著作物でない単なる数値であればその数値そのものは保護されませんという違いはございますけれども、データベースそのものに関して言えば、データベースの材料が著作物であるかないかを問わないとデータベースの著作物になるということになります。

○池田(克)委員 なかなか頭の痛いところで、よくわからないのですけれども、例えば、先ほどの御答弁では、コンピューター処理されてそれがすぐ取り出せるようになったものが今回のデータベースで保護されるようになったものである、こう考えていいのですが。

○加戸政府委員 データベースの本来の性格といいますのは、コンピューターで検索をして情報を取り出せるようにしてあるものをデータベースと言うわけでございます。ただ、今回保護しようとしておりますデータベースの著作物は、〇一〇二の信号に置きかえられてコンピューター操作によって直接出てくるような形態のものだけではなくて、それ以前に、データを集め、キーワードをつけて、いわゆるデータベースとしてでき上がったものは、まだ機械可読状態、〇一〇一の信号に置きかえられていないなくても、それは当然置きかえられることができます。データベースそのものに関して言えば、データベースの材料が著作物であるかないかを問わないとデータベースの著作物になるということになります。

保護できませんと言われました。民間の図書館、雑誌が集まっておりまして、古い雑誌、全部。それも、一項目ごとにカード化されている。例えば「中曾根総理大臣」というカードをばつとあけますと、いろんな雑誌のいろんなところにたとえ一行でも総理について触れた記事なら、カード化されてしまうのです。こういう作業、これは抄録して出てくるわけです。こういう作業、これは抄録じやないのです、現実に見出しだけを集めたものでです。我々から見ますと非常に便利なものです。例えば「マラカニアン宮殿」というのをばつとあけますと、いろんな雑誌、いろんなところに出てきたものがカードとして出てくる。これはコンピューターじゃない。引き出しに入っている。引き出しに入っている紙なんですねけれども、これはデータベースの今度の法律で保護されないのでしょうか。

○加戸政府委員 ただいま御質問ございましたようなケース、つまり書誌カードがつくられて図書館の利用サービスに供されているというものにつきましては、データベースとは考えておりません。データベースたり得るためには、そういった書誌カードをもちろん取捨選択して、それをコンピューターライターが検索できるようにキーワードをつけ、分類をし、そして組み上げたもの、体系的な構成がされたもの、それをデータベースと呼ぶわけでございまして、いわゆるオンラインサービスに供することができるよう目的でつくられてはいないし、書誌カードそのものの著作物性は別と

うかは、そのデータの、例えば情報の収集、選択加工、分析に創作性があるか、あるいは情報の加工、分析に創作性があるか、あるいはキーワードの付与その他の体系的な構成ということに創作性があるのかどうか、この辺の視点から判断される事柄であります。その場合の原情報であるデータのものにつきましては、著作物であるかないかを問わないで、そのデータの編集性、選択性、あるいは体系的な設定に創作性があれば、データベースを著作物として保護するということになる

目的としてつくられているわけでござりますから、生の材料の段階、つまり人間が可視的に見ることができる状態に置かれているものもデータベースの著作物と言わうわけでございます。

○池田(克)委員、これはまた後でもう少し議事録をひっくり返して読まなくちやわからぬのですけれども、例えば大宅文庫というのがあります。これは大宅壮一さんが長年かけて築き上げた雑誌の図書館なんです。何年前か、私はこの委員会で、それを保護してくれという話をしたことがあ

「中曾根總理大臣」というカードをばつとあけますと、いろんな雑誌のいろんなところにたとえ一行でも総理について触れた記事なら、カード化されてしまうのです。こういう作業、これは抄録じやないのです、現実に見出しだけを集めたものです。我々から見ますと非常に便利なものです。例えば「マラカニアン宮殿」というのをばつとあけますと、いろんな雑誌、いろんなところに出てきたものがカードとして出てくる。これはコンピューターじゃない。引き出しに入っている。引き出しに入っている紙なんですけれども、これはデータベースの今度の法律で保護されないのでしょうか。

○加戸政府委員　ただいま御質問ございましたようなケース、つまり書誌カードがつくられて図書館の利用サービスに供されているというものにつきましては、データベースとは考えておりません。データベースたり得るためには、そういうた書誌カードをもちろん取捨選択して、それをコンピューターが検索できるようにキーワードをつけ、分類をし、そして組み上げたもの、体系的な構成がされたもの、それをデータベースと呼ぶわけでございまして、いわゆるオンラインサービスに供することができるよう目的でつくられてはいないし、書誌カードそのものの著作物性は別と

しまして、それ自体はデータベースたり得ないと考えております。

○池田(克)委員 そうすると、これはそれ自体に打ちと申しますが、文化財的な値打ちといふものが——コンピューター処理されたものが認められ、そういうものはまだそこまで至らぬと。引き出しなんですが、結構便利出てくるのですよ、コンピューターじゃないのですけれども。これはどうなんでしょうか。私はその辺、今回法律が出てきたときにはばつと思いつかんだのは、これはどういうことになるかなと思ったのですけれども。

○加戸政府委員 先生が今おっしゃいました書誌カードは、当然に、例えばAという政治家の演説である、Bという政治家の演説集であるというような形で、その場合には、Aの方には一、Bの方には二とか、それから事項が政治であれば1、経済であれば2とか、一の1、二の2とか、そういうような数字もつけて分類されていると思います。したがって、その書誌カードを一つの図書館における蔵書目録のような感じで体系的に組み上げて印刷した出版物があるとするならば、それはそれとして著作物として保護される可能性があると思います。

○池田(克)委員 それから、さつき全文データベースというのと抄録というのとのお話が出たのですが、抄録には著作物性があるという御答弁でしたけれども、抄録というのは本人が書く抄録と第三者が書く抄録と二つあると思うのですね。私は、本人が書く抄録の方は一つのものをベースとしたものであつて、これは著作権法に規定されている一次的な著作物ということがありますが、必ずしもこれは抄録とは限らないと思いますけれども、私は抄録とは限らないと思いますけれども、私が思ひますのは、自分が書いた抄録ならば納得できますが、第三者が抄録を書く場合に、いやこれは自分の言っていることではありませんが違うという、そこにそれが出てくる場合がありますけれども、どうなんでしょうか

になつた原著作物と抄録との間に、本人が書いたものでない場合争いが出来るおそれがあるのじやないか、こう思うのですが、いかがでしょう。

○加戸政府委員 御質問にお答えする前に、著作権の世界で使っております用語の説明をさせていただきます。ただ、この法律が要約という言葉を使います。要約と申しますのは、一つの文献内容をわかりやすくするための方法が二つございまして、著作権的な世界では要約という言葉と抄録という言葉を使います。要約と申しますのは、一つのダイジェストでございまして、例えて申し上げれば、桃太郎の物語を要約するといったりますれば、昔々から始まるところの物語でございますと、おじさんは山へ行き、おばあさんは川に洗濯に行き、川に桃が流れてきたのを拾つて育てて桃太郎ができたというよう

でそれを拾つて育てて桃太郎ができたというようになりますが、それが要約になるわけでございます。抄録といいますのはアブストラクトとも呼んでおりますけれども、この桃太郎の物語はおばあさんが川で拾つた桃を割つて桃太郎を育てた物語であるといふような表現をするようなものが抄録と呼ばれるものでございます。

そこで、法律的な意味で申しますと、今のダイジェスト、要約に相当するものは原著作物のリライトという意味で、例えば難しい過去の古典を子供向に、児童向けに書き直したようなもの、こういったものは一種の要約ということで、著作権法でいいますと二次的な著作物になるつまり、もとの文献とともに書き直して短くわかりやすくしたものであります。つまり、桃太郎の物語はおばあさんが川で拾つた桃を割つて桃太郎を育てた物語であるといふような表現をするようなものが抄録と呼ばれるものでございます。

問題は、そのときに原作者の書いていることとは違う抄録、つまり本当はこういうことを書いてあるのに間違つて抄録をついた、しかも第三者がつづったという問題でございまして、これは著作権法とはかわりのない世界でござりますけれども、その抄録の仕方によって本人のつくった作品の意図が誤解されているあるいは名譽が傷つけられるというようなことは、一般的な民法上の人格権の問題として争う余地のあり得ることかと思います。

○池田(克)委員 一つの著作物のあらわし方に要約と抄録があるというお話をしたが、題号もまた見出しという言葉を使っております。著作物の場合はございませんで、全く新たなものである。したがつて、その場合には原作の著作権は動かないのです。混同されるというか、かなり同一視され

ています。私も随分前にこのことで随分苦しみました。見出しが気に入らないということでお判決で随分苦しんだことがありました。

この法律には、著作者人格権の中で、第二十条で、題号の同一性を保持する権利、つまり著者が題号を変えられない場合には主張できます。しかし、こういうことがうたわれているわけです。

そうすると、今の抄録もきりぎり看詰めていくと題号に近くなつていく、この問題をどう理解すればいいのか。二十条における題号は著者が主張できる。今のお話によると抄録は著作権が及ばないという氣がするのです。いかがでしょう。

○加戸政府委員 著作物の題号それ自体はひとり歩きをすることに余り意味がないわけございませんして、著作権法で想定いたしておりますのは、例えば一つの出版物を出す場合に、著者がつけた題号と違う題号で大向こう受けをねらつて、ある本は何を書いてあるというだけのこととござりますから、作者の了解を必要としないわけございません。

問題は、そのときに原作者の書いていることとは違う抄録、つまり本当はこういうことを書いてあるのに間違つて抄録をついた、しかも第三者がつづったという問題でございまして、これは著作権法とはかわりのない世界でござりますけれども、その抄録の仕方によって本人のつくった作品の意図が誤解されているあるいは名譽が傷つけられるというようなことは、一般的な民法上の人格権の問題として争う余地のあり得ることかと思います。

○池田(克)委員 一つの著作物のあらわし方に要約と抄録があるというお話をしたが、題号もまた見出しという言葉を使っております。著作物の場合はございませんで、全く新たなものである。したがつて、その場合には原作の著作権は動かないのです。混同されるというか、かなり同一視され

ているわけです。私も随分前にこのことで随分苦しめられました。見出しが気に入らないということでお判決で随分苦しんだことがありました。

す。具体的な、題号がよく変更される例といったましては、例えば新聞で、映画の番組がござります。そうすると、本来の原題では視聴者が見てくればいいので、少しサブタイトルみたいな解説をつけたような題名で、実は見ると、ああこれはああいう映画だったかなんということがよくあります。けれども、そういうような事例はございますが、一般的に申し上げて、題号 자체の独立した使用ということについてはちょっと著作権法の及ばない範囲であると思います。

は一体のものとして著作者がつけたものを題号と呼ぶわけでございます。したがいまして、後世の人がある著作物に特定の名前をつけても、それはその著作者にとつてみれば自分の著作物の題号ではないわけでございます。例えて申し上げれば、ベートーベンの交響曲第五番がございまして「運命」と呼ばれておりますけれども、この「運命」は後世の人がつけたのであって著作者であるベートーベンがつけたわけではない。そうしますと、この「運命」という言葉が削除されたとか変えられたといって、それは著作者人格権の問題にはな

○浜田説明員 お答え申し上げます。  
従来、有線テレビ CATV でございますけれども、山間辺地における難視聴対策とかあるいはまた都市におけるビル陰等の難視聴対策施設、つまり難視聴の対策メディアとして発展してまいつたわけでございますけれども、最近におきましては自主放送というようなものも相当ふえてきております。ただ、今までの発展の経緯からいたしまして、今日段階で我が国の CATV 施設、約三万八千あるわけでございますけれども、自主放送を行っております施設はまだその一

大手のところでございまして、加入世帯が約二万八千ございます。この諏訪の場合は、御案内のかとも思いますけれども、諏訪大社というものが七年に一度の大祭りをいたします。御柱祭と言われておるわけですが、この祭り、上社と下社といふのがございまして、この両方の山出しがあるわけで、それぞれ三日間祭りが繰り広げられるわけですね。この祭りを諏訪のレイクシティ・ケーブルビューションでは六日間にわたりまして極めて多くの時間割いて中継放送を行つたわけです。例えば一月六時間の生放送をして、それを五時間に少し縮

○北田(克彦) 和の苦しむた実例としての題号のないインタビュー記事だったのです。これに編集者が見出し、つまり題号をつけたのです。そのつけたものを著者が否定した、こういう案件で三年苦しみました。これは裁判所もそのところ

らなしわでござります。文響曲第五番といふのは五番目につくつた文響曲ということとございまますから、それを勝手に文響曲第五番を第二番と直してしまえば、それは題号の変更という形になると思ひます。

この自主放送といいますのは、大きく分けて二つの種類がございます。一つは、CATV局みずからがそのスタジオ等で番組をつくる、いわば自主制作放送というものが一つございます。これ

専門の視聴率の調査機関に委託してこの視聴率をとりましたとき、上社の場合で平均視聴率が八九%、それから下社の場合では何と九八%というところを六日間にわたって放送したわけですが、

この問題は、この二十条の問題とそれから今おっしゃる抄録の問題、そしてデータベースにおけるところの抄録の問題、絡まり合つてくる問題で、裁判所も皆手を明るい人は余りいないようう

○池田(吉)委員 わかりました。この問題は一つの記録にしていただいて、これからこの問題はいろいろな形で具体的な生活にかかわってくるだろうと私は思っているのです。

いまして、番組内容といたしましては、映画とか音楽とかあるいは教育番組とかニュースとか、そういうようなものがあるわけでござります。ただ、現時点におきましては、これらの番組供給が

千というふうに申し上げたわけでございます。全体的に見ますとCATVの加入者数は約四百三十万でございます。一つのCATVオペレーターにとりますと、日本で一番大きなところで山梨県の

に私は思うのですが、弁護士さんでもそうだと思  
います。なかなかこの著作権の争いというのには判

さて、問題を少しかえて有線放送の問題に移してお伺いをしたいと思います。

業者の方からCATVオペレーターへの番組の供給の伝送手段はビデオパッケージによるというの

甲府にNNSというCATV局がございますが、ここが五万四千世帯の加入世帯を持っておりま

例の少ない難しい分野です。しかしそれだけに、これからいろいろ争いがあるときに、こういう国際審議の場でこういう問題を一つの具体的なやり

郵政省のお見えになつていらっしゃいますか、先ほどちよつと触れましたが、有線放送といふのは、私の認識不足もあるかもしませんが、非常

を主流にしております。これはアメリカなどではもう既に十年も前から通信衛星を使って番組供給というものが行われておるわけですが、我が国において

す。第一番目が先ほど申し上げました長野県の諏訪のレイクシティ・ケープルビジョンで、ここは約二万八千、そういう状況でございます。

とりとしてはつきりさせておくことも世の中のためになるんじやないかと思つて私は伺つてゐるのです。この辺はどうでしようか。

○加戸政府委員　ただいま先生が御披露なさいましたような事例について、私の感想でございますけれども、題号と申しますものは、本来著作物と

に多彩にいろいろ展開しているようでございま  
す。現時点における有線放送といふのがどういう  
状況になつてゐるのか、種類とかあるいはそれを  
受けてゐる人々の数とか、そんなものから手短に  
概略的な状況をお知らせいただきたいと思いま  
す。

いてはまだそのような状況でございます。  
一つ具体的なイメージというようなところの参考のためにお話し申し上げますと、自主放送で、最近の事例でござりますけれども、長野県の諏訪にレイクシティ・ケーブルビジョンというのがございます。これはCATVの業界で我が国第一位の

○**池田(克)委員** 音楽だけを流す有線放送というものは私どもよく聞くのですけれども、いわゆる有線放送ということにはならないのでしょうか。今の御答弁ですとテレビが中心に御答弁ですが、こちらの方はどうなふうですか。

○**浜田説明員** 有線放送ということで端的な例と

卷之三

卷之三

卷之三

してCATVの例をお話し申し上げたわけです  
が、正確に申し上げますと、有線放送、二つござ  
います。テレビとラジオでございます。先生御指  
摘のラジオの方も有線放送でございまして、これ  
は全国でただいま約一万ほどの施設がございま  
す。

○池田(克)委員 今人数を伺つたのですが、なぜ  
甲信越にこれだけ多いのですか。ほかの地域はそ  
れほどでもないのですか。

○浜田説明員 CATVの発展の経緯があるわけ  
なんですが、ちょうど甲府とか長野といいますの  
は東京タワーからの電波が辛うじて山の上等で受  
けられるわけでございます。したがいまして、そ  
れを受けまして、もちろん電波を発信されておる  
局の同意を得てございますが、発信されている  
のを受けまして、そしてケーブルの加入世帯に流  
しますと、地元の甲府とか長野の場合に空中波で  
すと東京の民放の局のテレビが見えないわけでござ  
いますが、CATVに入れば、モアチャンネル  
といいますか、そういう番組が非常に見れるとい  
うふうなところが大きなインセンティブとして甲  
府とか長野でCATVが相当先進的に発展をして  
まい、その後いろいろな経緯を私も承知いた  
しております。

○池田(克)委員 そうすると、今回の法改正で新  
しく有線送信という概念が入ってきたわけです  
が、従来の、いろいろ法制があつたんでしょう  
が、これとどう違つて国民の側から見ればどうい  
う利便が新しく加わったと考えていよいぢよう  
か。

○加戸政府委員 今回有線送信という概念を導入  
いたしましたのは、従来の有線放送という概念で  
は實際上は今郵政省の方から御紹介のありました  
ような有線テレビであるとか有線ラジオというも  
のを想定していただけでございます。ところが、  
データベースオンラインシステムあるいはキヤブ  
テナーサービスのようなビデオテックス、こういう  
システムが出てまいりますと、同一の内容の情報  
を同時に送るのではなくて、個別のリクエストに

よりまして個別の情報が異時に送られる、こうい  
った性格のものを有線放送という概念で呼ぶこと  
は社会的に一般常識にも反するというような意味  
合いもございます。同時に、従来の伝統的な有  
線放送と新たな有線送信というものの著作権法上  
の権利関係は全く同じにしていいのかどうか、そ  
ういったメディアの様によりまして権利を認め  
るあるいは権利を制限する、著作権法上の取り扱  
いに差異があつてしかるべきではないか、そうい  
った二つの点から、今回改正をいたしまして、有  
線放送を狭い概念の伝統的なものに限定し、オン  
ラインサービス等も含めた広い概念として有線送  
信という概念定義をすることにし、かつ権利関係  
を異にしたわけでございます。このことの結果、  
実態的な今の社会秩序に適合した著作権法制度上  
の運用のルールが確立されるということでござ  
います。

○池田(克)委員 これは郵政省にお伺いしたいの  
ですが、従来の有線放送のやり方では、要するに  
固定してはいけないと、もとの放送局から流されたものそのまま受けてそのまま流すということのよ  
ういうことなのかな。例えば、一週間分のあるドラマ  
を固定して有線なら有線の加入者に、忙しい人  
もいるでしょうから、三十分のドラマなら一週間  
分三時間がければ続けて見せられるというよう  
な、いわゆる編集というものがそこに加えられて  
るなんですかけれども、時間もありませんので、先  
へ進みましょう。

○池田(克)委員 本当はその絆縛を聞きたいた  
くろなんですかけれども、時間もありませんので、先  
へ進みましょう。

○浜田説明員 これは、CATV事業者と無線の  
放送事業者の間の秩序といいますか、そういうよ  
うな放送秩序から来ておるところでございま  
して、相当経緯のある問題になつておるところでござ  
います。

○池田(克)委員 これは郵政省にお伺いしたいの  
ですが、従来の有線放送のやり方では、要するに  
固定してはいけないと、もとの放送局から流されたものそのまま受けてそのまま流すということのよ  
ういうことなのかな。例えば、一週間分のあるドラマ  
を固定して有線なら有線の加入者に、忙しい人  
もいるでしょうから、三十分のドラマなら一週間  
分三時間がければ続けて見せられるというよう  
な、いわゆる編集というものがそこに加えられて  
るなんですかけれども、時間もありませんので、先  
へ進みましょう。

○浜田説明員 ただいま先生の方の御指摘のご  
いました点というのは、著作権法の問題といふよ  
りは、有線テレビジョン放送法の再送信同意の方  
の問題かと思います。放送事業者の方からCAT  
V事業者が同意を得まして再送信します場合に、  
通常の場合といたしましてビデオデーターにはとら  
はれません。

ないこと、要するに、放送された電波をそつくり  
そのまま何ら変更を加えずして同時に流すように  
しておられる場合でございます。

○池田(克)委員 それはそうなんですけれども、  
がたいという問題で、著作権法の問題ではないの  
じやないかというふうに従来思つております。

○池田(克)委員 それは利用者の側からいへば、そういう  
編集上の工夫もあつてしかるべきじゃないかな、  
どうして右から左に同じものを流していかなければ  
いけないように郵政省が所管している法規はな  
つておるのかな、こう思うのです。

○浜田説明員 これは、CATV事業者と無線の  
放送事業者の間の秩序といいますか、そういうよ  
うな放送秩序から来ておるところでございま  
して、相当経緯のある問題になつておるところでござ  
います。

○池田(克)委員 本当はその絆縛を聞きたいた  
くろなんですかけれども、時間もありませんので、先  
へ進みましょう。

○浜田説明員 本当はその絆縛を聞きたいた  
くろなんですかけれども、時間もありませんので、先  
へ進みましょう。

○池田(克)委員 本当はその絆縛を聞きたいた  
くろなんですかけれども、時間もありませんので、先  
へ進みましょう。

○浜田説明員 ただいま先生の方の御指摘のご  
いました点というのは、著作権法の問題といふよ  
りは、有線テレビジョン放送法の再送信同意の方  
の問題かと思います。放送事業者の方からCAT  
V事業者が同意を得まして再送信します場合に、  
通常の場合といたしましてビデオデーターにはとら  
はれません。

有線放送を受信して再有線放送する権利、さら  
に、そのテレビジョン放送を受信してこれを公衆  
に伝達する権利、以上の四つの権利を著作隣接権  
として認めておりますので、有線放送事業者の了  
解なくこれを録音・録画したり、あるいは、現実  
には考えられませんけれども、放送局がその有線放  
送を受けて放送するとか、ある局の有線放送を  
別の有線放送局が有線放送をするとか、さらには  
そのテレビを受けて公衆にお金を取つてワイドス  
クリーンで見せるというようなことについては原  
則として大衆に伝達されるケースで、大きな局がい  
ろいろ電波を出す。その問題番組などと言われる  
ような風俗的な部分であるとか供たの教育上  
問題があるような番組、そういうものの倫理規定  
がいろいろとやかましく議論されました。私も予  
算委員会で、いじめ問題等についてそういうテレ  
ビの影響という問題も郵政大臣に伺つた経過があ  
るのですが、今日このような権利を有線局に与  
えたということは、有線放送局が言うならば公式  
に認知され、自主番組がつくられ、その権利が保  
護されるということですから、当然その倫理とい  
うものが問われるようになるだろうと思うわけで  
す。人事的な構成とかその規模だとさざざまな  
問題の中で、有線局というものがそういう社会的  
な状況にきちっと成長していだらうとは思うの  
ですが、数、規模、問題はないのかどうかお伺い  
したいと思います。

○浜田説明員 先生御指摘の点非常に重要な点だ  
と、法律的に申し上げますと、有線テレビジョン放  
送法という法律があるわけでございますが、この  
法律の中で、番組基準の内容等につきましては原  
則といたしまして放送法の番組基準の内容等を準  
用しております。また、CATV局につきましては、  
は、その中に放送番組審議機関というようなもの

も設置を義務づけておりまして、先生御指摘の点につきましては私どもとしても今後とも配意してまいりたいと思っておるところでござります。  
○池田(克)委員　CCTVというのでしょうか、ホテルの中だけでのそういうテレビがありますし、また自主番組もあるようございますが、これについては今度の法改正で保護されているのでしょうか。

な、自分は出ているのだけれども何もお話もないし収入もない、それは片っ方は映画的処理らしい、片っ方は自作番組らしい、どうもこのところがはつきりしないということを俳優さんから聞いたことがありますですが、この辺はどうなんでしょう。

ら、文化庁におきましても、ニユーメディアにおける著作権等の処理の在り方に関する調査研究協力者会議というものを昨年四月に設置しまして、一応九月に中間的な取りまとめを行つております。その中間まとめにおきましては、供給番組について有線放送事業者に番組を供給する者が原則として権利処理をする、それから権利者の窓口でできる限り一本化することを望まし、二つ目

わば協力をいたしました、放送大学の番組を活用いたしましたレイク諫訪放送大学講座というようなものを開設する計画を進めておりまして、既に受講者その他の準備もすべて整つておるわけでございますが、大体五科目につきまして諫訪の市民会館を活用いたしまして、スクーリングの講師をお願いし、また放送大学自信州大学等の御協力をお願いして、また力でござりますが、大体五科目につきまして諫訪の市民会館を活用いたしまして、スクーリングの講師をお願いし、また放送大学自

**○加戸 政府委員** これは現行法でもそうでござりますし、今回の改正案でも同様でございますけれども、今回の提案に係ります有線送信の定義といたしまして、「公衆によつて直接受信されることを目的として有線電気通信の送信を行うこと」を有線送信と定義しながら、その中で「有線電気通信設備」として、その一の部分の設置の場所が他の部分の設備によって同一の目的で利用される場合を除いては、有線送信の定義から除外する方針であります。

著作権あるいは著作隣接権の処理につきましては、いろいろな方法が講ぜられております。まず、放送の同時再送信でございます放送の有線放送につきましては、音楽著作権協会、放送作家組合、シナリオ作家協会、文芸著作権保護同盟、芸能実演家団体協議会という五つの権利者団体が、日本放送作家組合を窓口団体としまして、

○池田(克)委員 放送大学ができて、その評価に  
ついてはこれからなんですが、私は放送大学が重  
要だと思っている立場から、先ほど来お話を出て  
きまして、権利者や番組供給者の団体におき  
ましても権利処理のルールづくりの検討が進められ  
ている段階でござります。

CATVの利用による放送大学の充実した視聴ということについて一步踏み出そうとしておるところでございます。今後このような実験、研究の成果等も踏まえまして、放送大学が今後発展をしていく上で一つの有効な手段としての活用方法を積極的に考えてまいりたいと思っておるところでございます。

除く。」というのがございまして、今申し上げましたCCTVつまりクローズド・サーキット・テレビジョンを発信する場所がホテルの中であり、それを受信するのが客室である場合には、つまりそのホテル経営者の実質的な法律上の占有に係る部分、両方とも同一でございますので、それは同一の構内におきます有線電気通信でございますため

諸を与えるという方法によりまして著作権、著作隣接権の処理がなされております。それから、いわゆるCATV等の自主放送につきましては、音楽とそれ以外の著作物あるいは隣接権の扱いが異なるわけでございますが、音楽につきましては音楽著作権協会が一括した包括許諾を個々の有線放送事業者に与えることによって帆

らそうした映像等を持ってきてその地域の青年に大学教育をする。これは正規の学生にはなり得ないかもしれません、聴講生くらいにはなれるんじゃないかな。これは恐らく郵政省の問題、文部省の問題との協議が必要だと思いますけれども、一説によると、そういうCATVによる放送大学番組の活用という計画があるよう聞いております

連があるのですけれども、私は前から、一般の大学でも放送大学で授業をしているビデオというもののを使えないものかということについて、いろいろと著作権の処理などもあると思いますけれども、非常にいい番組もありますし、こういうことができれば大学教育に新しい風を吹き込むことができるのではないかと考えておりますし、たしかに

○池田(克)委員 これもまたいろいろ議論しなければならないのですけれども、ちょっと時間の関係で別の問題について伺います。

固定物による、パッケージによる放送でございま  
すけれども、放送作家組合、シナリオ作家協会、  
文芸著作権保護同盟、芸能実演家団体協議会、日

いわゆる難視聴対策ということも含めまして、昭和六十一年四月十八日現在で関東甲信越地方で既に六百十九件の同意をいたしておりまして、該当

○大崎政府委員 放送大学と一般の大学との交流、協力というのは非常に重要な事柄でもございまして、前回御質疑がございました時点以後の状

このCATVの番組にかかる著作権処理の問題です。CATVにはいろいろなケースがあると思うのです。番組ソフトの供給というのが円滑に行われる必要があると思いますし、親局から流れてくるそのままのもの、あるいは自分のところで自主的につくるもの、いろいろな種類の形態に分かれていると思うのですけれども、このお互いの著作権処理というのはどんなふうな形でやっているのか。特に映画的な処理と番組的な処理との間にちょっとした違いがあり、芸能関係の方

固定物による、パッケージによる放送でございまして、それども、放送作家組合、シナリオ作家協会、文芸著作権保護同盟、芸能実演家団体協議会、日本レコード協会という五つの団体が、これも同じく日本放送作家組合を窓口団体として、包括許諾ルールが確立されていないという状況にござります。

なお、映画会社等から供給を受けますいわゆる映画の有線放送につきましては、まだ権利処理のルールが確立されていないという状況にござります。

こういうCATVの発達普及に伴いまして、これから権利処理関係が重要ななるという観点から、

いわゆる難視聴対策ということも含めまして、昭和六十一年四月十八日現在で関東甲信越地方で既に六百十九件の同意をいたしておりますて、該当いたします受信世帯数は四十七万四千余という数に上っておるわけでございます。ただこのうち、対象地域外の隣接地域でございます山梨県、長野県、静岡県等につきましては、特に放送大学の番組の有効活用という点で大きい意味を持つているのじやないかと考えておるところでございます。

そこで、放送教育開発センターでは今年度から長野県の、先ほど郵政省から御紹介がありましたとの同じCATVの局でございますが、そことい

○大崎政府委員 放送大学と一般の大学との交流、協力というのは非常に重要な事柄でもございまして、前回御質疑がございました時点以後の状況を御報告申しますと、いわゆる単位互換といふ観点では、産業能率短期大学の通信教育部との間に正式に単位互換ということでの協定が成立いたしております。実施に移る段階になつております。その他の大学につきましてもいろいろ動きがございますので、引き続き前向きに話を進めるよう放送大学にお願いしておるところでござりますが、これは単位互換ということでまいります限りは、放送大学の授業自体にいわば他大学の学生が参加をすることとござりますので、著作権

権の問題は一応生じないわけで既に処理済みになつておるわけでございます。さらに、それを放送大学の授業ということではなくて、放送大学の番組 자체をビデオ化あるいはテープ化等しまして一般に貸し出す、あるいは大学その他の利用に供するということになりますと、著作権処理が当初放送大学の授業の範囲内に基本的に限られておりましたために、追加の措置が必要なわけでございました。その後鋭意、放送大学学園、放送教育開発センター等を中心に関係団体間で検討が進んでおりまして、大体現時点では、ことしの秋を目途に、比較的著作権処理ができるやすい科目で、かつかなりの需要が見込まれるものがある程度特定をいたしましたして、それにつきましておつやつたような授業が実施できるようになつておあります。何とか本年度中には実現を見るように、私どもいたしましても働きかけてまいりたいと思っておるところでございます。

わび申し上げなければならないわけでございます。けれども、その後の状況の変化といたしましては、本年に入りまして、例えば西ドイツでは磁テープにも賦課金を課する、あるいはフランスでも法改正をいたしまして賦課金制度を導入する等の新しい措置が行われて世界の潮流が流れている方向にあるわけでござりますし、現在は、御承知のように、第五小委員会の五十六年の報告を受けた形で、著作権資料協会に置かれます著作権懇談会で銳意二十数回の検討を重ねておるわけですがございますが、安閑としてはおられない状況でございまして、私どもの気持ちといたしますれば、本年または本年度中に著作権懇談会としての一応の結論を出していただきたいという考え方でございまして、私どもの気持ちといたしますれば、最近は余りそういう審議の促進をお願いしている状況でございます。

○池田(克)委員 最後の質問になりますが、貸しレコードの問題でレコード業界と貸しレコード業界がかつてはかなり争っていた。最近は余りそういう話を聞きませんが、法改正をいたしましたが、まだ課題は残っているよう思います。現状とくに課題などについて、現在の状況をお聞かせいただければと思います。

○加戸(政府委員) 貸しレコードの問題につきましては、一昨年の本委員会におきまして貸与権を創設していただいたわけでございまして、これに基づきまして、昨年の六月の時点で日本音楽著作権協会と各貸しレコード店の間に契約が締結されまして、著作物使用料規程に基づく使用料が徴収されているわけでございます。

また、隣接権団体でございますレコード協会と芸能実演家団体協議会も、昨年六月に貸しレコード側の中央団体でございますレコードレンタル商業組合と合意に達しまして、その合意に基づいて、著作物使用料規程に基づく使用料を徴収している段階でございます。

なお、コンパクトディスクにつきましては、本年の三月までは貸さないという形で申し合わせがあつたわけでござりますけれども、四月からは貸し出しても、使用料の方の話し合いもほついて、

それから、問題は、昨年におきましたは一定の算作のレコードあるいは新人アーチストのレコードにつきましては、一定期間を限りまして、個別に各メーカーが貸与権を使用して特別許諾による上乗せの使用料を徴収しているということございますが、その期限が五月の末で切れるわけでございまして、六月からの取り扱いにつきましては、これからのお話し合いでござりますけれども、今のところ、レコードメーカー側と貸しレコード側との間に意見の大きな対立がございまして、なほ今後ちょっと調整を要する事柄ではないかと考えております。

○池田(克)委員 終わります。

○青木委員長 中野寛成君。

○中野委員 著作権関係二法について質問いたします。かなり技術的なこともございますし、既に行われました同僚議員と同趣旨の質問も重ねて申し上げることがあるうと思いますけれども、質問の組み立てをお許しいただいて、お答えをいただきたいと思います。

まず最初に、文部大臣に一度だけお尋ねをいたします。

プログラムを著作権法で保護することについて、これまで各国々がどういう対応をするかで議論があつたようではあります、今日、世界的な動向をどういうふうに把握しておられますか、お答えいただきたいと思います。

○海部國務大臣 お答え申し上げます。

第一に、アメリカ合衆国におきましては、一九七六年、一九八〇年の二度の著作権法改正により、プログラムが著作権法上保護されることを明文の規定で明らかにいたし、また、プログラムが著作物である旨の判例も多数出でておると聞いております。

ハンガリー、オーストラリア、インドにおきましても、プログラム保護のための著作権法の改正が既に行われておると理解しております。

一九八五年に著作権法を改正し、プログラムの著作権法による保護を明確にいたしております。カナダにおきましては、一九八四年に著作権法改正のための白書が政府により議会に提出され、おり、そのほか、スウェーデンなど北欧の四ヵ国、オランダ、スペイン、アルゼンチンでは、著作権法によるプログラムの保護を明確化するための法改正がただいま検討中であると聞いております。

一九八三年に開催された工業所有権の保護に関するパリ同盟の第一回ソフトウエア法的保護専門家委員会におきましては、ソフトウエアの保護は著作権法によることができるとする国が多数を占め、また、一九八五年に開催されたコンピュータ・ソフトウエア保護に関するW I P O・ユネスコ合同専門家会議におきましても、大多数の国がコンピュータープログラムの著作権保護を適当とし、世界の大勢がコンピュータープログラムを著作権により保護する方向であることが確認されております。

以上でございます。

○中野委員 当初いろいろな議論が行われて、プログラムというのは一体どこでやるのか、それこそ委員会でも、文教委員会でやつたらいいのか商工委員会でやつたらいいのか、いろいろ議論もございましたが、今の御答弁で、プログラムは国際的にも著作権法で保護するということがおよそ定着してきた、こういうことであらうと思います。

大臣、お忙しそうですから、どうぞ結構でござります。

それでは、続いて質問に入りたいと思います。今回出されておりますプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案、第三条では、プログラムの登録申請に当たり複製物の提出義務を課しているわけありますが、それはなぜ必要なんだろうか、企業秘密との関係で果たして問題はないのか、また、どういう配慮がなされているのかということについてお尋ねをいたします。

○加戸政府委員 従来の一般的な著作権の登録においては、だれがどのような著作物をつくったのか、著作物の題号とか概要を書いて提出しておきました。

いたくだけで登録を認めていたわけではございません。しかしながら、今回のプログラムに関します。創作年月日の登録につきましては、プログラムといつてもいろいろな、例えば給与を計算するためのプログラムといつても、プログラムそのものは多種多様あるわけでございまして、これに関して書いた論文であるというような従来のパターンとは全く異なり、同じ目的を持つ、同じ内容を持つプログラムとしても多種多様のものがあり得るということで、他の著作物と違つて、これがこの人のプログラムであるということは、文章を見ただけでは申請のプログラムを特定することができないという、極めて技術的な困難な問題があるわけでございます。

特に創作年月日登録の場合につきましては、登

録申請者が申請する際に、これは私がいつつくりましたという登録をするわけでござりますから、プログラムが存在していることが必要で、極端なことを申しますと、まだプログラムを開発中であるにもかかわらず、つくったと称して登録されるおそれもあるわけでございますので、現実にプログラムが完成しているということを確認する必要がある。そういう点にからんがまして、プログラムの複製物を提出していくたいて、今申し上げたプログラムを特定すること、現実に作成されていることを確認することによりまして、プログラム登録の実効性を図りたい、そういう観点から第三条の規定を設けたわけでございます。

○中野委員 今のことと裏表の関係になると思うのですが、それでは、指定登録機関は、登録の際に、果たして登録されるプログラムの内容を実質的に審査することになるのか、こういうことになりますね。そしてまた、もし逆に審査できないなことがあります。そこで、虚偽の登録申請があつた場合にも登録を認めなければならぬというこ

ますが、この辺のことはどうなんですか。

○加戸政府委員 通常想定しております登録につきましては、多くは、例えば〇一〇一の記号で表記をされたオブジェクトプログラムのコピーでは、ないかと思うわけでございますが、これが著作物のあるものであるかあるいは新たにつくられたものであるかというような内容の実質審査をすることは不可能でもございますし、また、そういう登録されたもの、登録しようとするプログラムについてユニークが提出されれば、それを一応正しいものと信じて、形式的に様式が整いコピーが提出されるということであるならば、特許における審査のような内容に立ち入つて審査をするということではなくて、まさに形式審査でございまして、所定の手続なりコピーなりがそろつているなどということを確認すればいいわけでございます。

ただ、そういたしますと、ではにせもの登録があり得るじゃないかという御指摘はまことにござつともでございますけれども、それは著作物の登録すべてについて言えることでもございますが、そこを判断する力はございませんので、もしにせものの登録ついでに自分のつくったものでないプログラムの登録がされるとするならば、刑法百五十七条で公正証書不実記載の罪というのがございまして、いわゆる公文書偽造罪のような形で刑法上の罰則がかかるわけでございますので、そういうリスクを冒してまですることが考えられるかどうかという問題だらうと思います。

また、この登録自体が、本来登録したから権利ができる、登録しないから著作権が発生しないといふ性格のものではございませんで、まさに、後世訴訟が起きた場合、私が先につくったプログラムでこのプログラムをまねされていますよといふことを立証する手段として、一つの有効に活用できます。しかしながら、この表面上の提案理由のは

方に立っているわけでございます。

○中野委員 そうしますと、虚偽の登録申請があつた場合に、盗まれた方が訴えたときに初めて訴訟等によって内容が明確になつてくる。受け付けたからといってそれは、言うならばこの指定登録機関が公認をしたとか、虚偽ではない、ちゃんと記されたオブジェクトプログラムのコピーでは性のあるものであるかあるいは新たにつくられたものであるかというような内容の実質審査をすることは不可能でもございますし、また、そういう登録されたもの、登録しようとするプログラムについてユニークが提出されれば、それを一応正しいものと信じて、形式的に様式が整いコピーが提出されるということであるならば、特許における審査のような内容に立ち入つて審査をするということではなくて、まさに形式審査でございまして、所定の手続なりコピーなりがそろつているなどということを確認すればいいわけでございます。

ただ、そういたしますと、ではにせもの登録があり得るじゃないかという御指摘はまことにござつともでございますけれども、それは著作物の登録すべてについて言えることでもございますが、そこを判断する力はございませんので、もしにせものの登録ついでに自分のつくったものでないプログラムの登録がされるとするならば、刑法百五十七条で公正証書不実記載の罪というのがございまして、いわゆる公文書偽造罪のような形で刑法上の罰則がかかるわけでございますので、そういうリスクを冒してまですることが考えられるかどうかという問題だらうと思います。

○中野委員 次に行きます。第四条で言うところのプログラムの登録の公示はなぜ行うのであろう全をする際に使い得るというメリットがあるわけでございます。

○加戸政府委員 このプログラムの登録に係りま

す公示制度を設けた趣旨といったしましては、プログラムの著作権に係る紛争を防止するためには、登録の公示機能をさらに強化し、積極的に登録があつたことを一般に知らせることが必要という観

が主張しておりますので、登録申請者側の意向によつてある程度彈力的に、現実的にはこれは人は知られたくない、この程度ならといふ御意向に沿つた形で運用ができるものと考えております。

○中野委員 そうすると、弾力的に対応ができるようにするということでございますから、運用の概要を記載して公示をするという形にならうと思ひますので、登録申請者側の意向によつてある程度彈力的に、現実的にはこれは人は知られたくない、この程度ならといふ御意向に沿つた形で運

さて、そこで、この法律が施行された場合に何件くらいのプログラムが登録されるだろうか。これは何か企業によつても見通しがままならないようですが、どのように予想しておられますでしょうか。

○加戸政府委員 予測は極めて不安定、不确定のものでございますが、先般の参考人質疑のときに、パソコンソフトウェア協会の清水参考人の方からは、年間數十件等をパソコンソフトウェア協会としては考へているという御発言がございました。このほか汎用プログラムにつきましてどの程度のものかといふのは、団体としての考へ方は直接受けお聞きしておりませんが、各メーカー等の意見によりましては、登録をぜひ大量にしたいといふところもございますれば、余り登録はしないと見通しが得られるかどうかという問題があるわけ

ですけれども、仮定の話でございますが、来年の四月までに登録業務を開始できるよう度の指定がもし行えないという事態が起つりました。この指定がもし行えないという事態が起つりました。この指定がもし行えないという考へ方があるとお聞きしておりますけれども、仮定の話でございますが、来年の四月までに登録業務を開始できるようになりますれば、今秋以降の適当な時期に指定をしたいたいと考えておるわけでございます。ただ、現時点ではまだ白紙でございまして、十分それまでの見通しが得られるかどうかという問題があるわけ

でございますけれども、仮定の話でございますが、来年の四月までに登録業務を開始できるようになりますれば、今秋以降の適当な時期に指定をしたいたいと考えておるわけでございます。

○中野委員 登録手数料ですが、安いにこしたことはないという考え方と、ある程度取らなければなりませんと、やつていけないとおかかる

うのですが、どのくらいになるのですか。

○加戸政府委員 これはまだ計算をいたしておらずさるを得ないわけでございまして、これが大

量の件数が想定されまするのですから、文化庁としては最大限の努力を払つて、指定登録機関の見

通しをつけたいと考えておるわけでござります。

○中野委員 この指定登録機関というのは大体どういうところが考へられるのですか。

○加戸政府委員 法律で考へておりますのは、登録にあさわしいそれを人的規模をそろえ、経理的な基礎を持つということで抽象的に書いてござりますけれども、具体的には、ある程度プログラ

ムあるいは著作権に理解を持つておる職員でなければなりませんし、また団体もしっかりとお

事する職員の人事費あるいは登録の施設設備の維持管理に要する経費等でございます。過去の先例

といたしましては、昨年半導体チップの回路配置権の登録に関する事務を行つた場合の登録手数料が

一件四万円という規定は先例としてございますけれども、先般の参考人陳述の中でも、四万円は高過ぎるので、今回のケースはせめて二万円程度には抑えてもらいたいというような御発言もあつたわけでござりますが、その辺の範囲でお詰め

いたいと思つております。

○中野委員 そうすると、二万円から四万円の範囲かなという感じですが、中をとつて三万円などとならないように、その辺はひとつ大いに慎重に

御検討いただきたいと思いますが、法律の目的に照らした手数料が決められるものであろうと思ひます。十分関係者の御意見も聞いていただきたい

と思います。

○加戸政府委員 現状は、外国からの輸入データベース、日本で独自に開発したデータベースを含めまして、昭和五十九年度におきましては千二百四十二のデータベースが商業用データベースとして実際に利用されているというふうに承知をいたしております。このデータベースの実数

い。そういう意味では、既存の団体から選ぶか、

場合によつては新しい団体をつくつていただ

くことをお願いするか、その辺は、関係団体とも十分

相談をしながら今後詰めてまいりたいと思つてお

ります。

○中野委員 登録手数料ですが、安いにこしたこ

とはないという考え方と、ある程度取らなければ

なりませんと、やつていけないとおかかる

うのですが、どのくらいになるのですか。

○加戸政府委員 これはまだ計算をいたしておらずさるを得ないわけでございまして、これが大

量の件数が想定されまするのですから、文化庁としては最大限の努力を払つて、指定登録機関の見

通しをつけたいと考えておるわけでござります。

○中野委員 この指定登録機関というのは大体どういうところが考へられるのですか。

○加戸政府委員 法律で考へておりますのは、登

録にあさわしいそれを人的規模をそろえ、経

理的な基礎を持つておる職員でなければ

なりませんし、また団体もしっかりとお

事する職員の人事費あるいは登録の施設設備の維

持管理に要する経費等でございます。過去の先例

といたしましては、昨年半導体チップの回路配

置権の登録に関する事務を行つた場合の登録手数料が

一件四万円という規定は先例としてござります

けれども、先般の参考人陳述の中でも、四万円は高

過ぎるので、今回のケースはせめて二万円程度に

は抑えてもらいたいというふうな御発言もあつた

わけでござりますが、その辺の範囲でお詰め

いたいと思つております。

○中野委員 いろいろなケースを想定して御検討

をしてみたいたいと思つております。

&lt;p



から申し上げません。むしろ厳格な定義づけをしますか。

卷之六

ようというのが日本人的性格、民族性なのかもしません。そういう意味でこれ以上申し上げませぬが、時代の変化によって、またいろいろな文化比

行政機関の高層化による行政機関の有する個人情報の保護について積極的に対応すべき旨を指摘をされているところでございます。こ

○加戸政府委員　十二条の二で、情報の選択または体系的な構成に創作性があるものをデータベースの著作物として保護することを規定したわけですが、いまして、データベースと言われるものの大半はこのデータベースの著作物として保護されるであろうと考えております。

そこで、第十二条の二の規定によりまして保護されているデータベースの著作物とは、今度は定義ではなくて、どのようなものがあるのでしようか。

問題は、ではそのデータベースにどのようなものがあるかということでございますが、午前中の質問でもお答えしましたけれども、いわゆる文献データベースと全文データベースと私ども分けておりますけれども、言うなればインデックス的な意味で、いつ、どこに、だれの、どんな情報があるのかという情報のしるべといいますか、情報を引き出すための前段階の短い情報を捜す文献データベース並びに情報そのものの全部が収録されている全文データベース、大きく述べますとこんな二つのパターンがあろうかと思思います。

○中野委員 まだこれからいろいろなことが想定されて、内容によってまたそれが分類されていくのだろうと思いますが、これはこれ以上聞きませ  
ん。

次に、ちょっとここで総務厅にお尋ねをしたいのですけれども、今話をしておりますようなさまざまなデータベースが、今後流通をし普及をしていくのだろうと思うのです。そこで、問題になりますが、個人のプライバシーの保護が重要なわけですが、総務厅は既に検討されていると思うのであります。どういう対応をしていかれ

つておりますが、総務庁として、この面につき

吉田の本が商業化をされるとしに専門出版社が立

ましではまた銭意検討を進めてまいりたいといふうに考えております。

ことですから、プライバシー保護法を制定するかどうかも含めて検討されているのだろうと思いま

有する個人情報の保護について積極的に対応すべく、  
き旨を指摘をされてるところでござります。これを受けまして政府といたしましては、行政機関  
の保有する個人情報の保護について法的措置を今

め制度の方策の具体的検討を行い、速やかに政府としての方針を取りまとめるよう努めるというと

うなことを、昨年の十二月の閣議決定で政府の方針として決めております。総務省としましては、二つ問題ござりますて、政府部内に公表せま

この閣議決定に基づきまして、政府内部における行政情報システム各省庁連絡会議等との連絡調整を図りつつ、また学識経験者の御意見等も聽取

取しつつ、各般の観点から現在検討を進めているところです」といいます。

○中野委員 役所のデータベースとともに、最近よくテレビの番組なんかでも何か特集を組んだり

してやつておりますのが、民間のデータベースと  
プライバシー保護の問題ですね。こういうことど

ついでにもいろいろ問題があるということで、データベースといふ用語風に言いますと恐ろしきデータベースといふ二二七から二二八二報道がござりましてお

ます。しかし、裁判官がされたいいたしておられますが、今の御検討とあわせまして、最終的にプライバシー保護法を制定するお考案はありませ

○瀧上説明員 お答えいたします。

ただいまの民間企業等の保有します個人情報の保護につきましても、昨年十一月の閣議決定にお

きまして、それぞれの関係省庁において所要の連絡調整を図りつつ検討を進めるというふうなこと

を決めております、そして、このための例えは立法化といふこととございますが、ただいま

申し上げましたように、現在総務省としましては、法的措置を含めてその制度的な方策を検討しているところでございまして、現段階における方針は、

て具体的にどのような措置が必要かというふうなことにつきましての結論を得るという段階には至

第一類第六号 文教委員會議錄第九號

昭和六十一年四月十三日

されたわけでございます。これは映画の著作権の絡みが出てくるものですから大問題ではございませんが、それ単独の問題ということではなくて、関連した御希望もしておりますので、ペッケージ系ニユーメディアとしては将来それを考える材料もあるというふうに考へておるわけでございます。

○中野委員 目下、有線系のものに限つて行われるわけであります。有線系といえどもまたいろいろなことが今後想定される、ましてや無線系に至つては、そのときの検討というのはまだ随分複雑であろうし大変であろうと思ひます。その後の見通しというのは、科学技術を文化庁が勝手に推しはかるわけにはいきませんけれども、これら著作権法の改正というのはじょっちゅうあるもので、このことについてお尋ねいたしました。

【白井委員長代理退席、委員長着席】

○加戸政府委員 一昨年貸しレコードを中心としたします貸与権の設定で改正をさせていただき、昨年コンピュータープログラムの著作権による保護のための改正がございまして、今回ニューメディアとデータベースに関連します法改正と、三年続いたわけでございます。将来のことは確言できないわけでございますが、現在著作権審議会におきまして出版者の版の保護の問題を審議しております。さらにコンピュータ創作物の著作権問題も審議いたしております。このほか課題とされております事柄としては隣接権条約加入の問題がございまして、これに関連する法改正も考えられますし、さらに、私の録音・録画問題の取り組みといったとして賦課金制度を導入するところです。これまた法改正が当然必要なわけでございまして、抱えております課題だけでも四つ、五つと課題が続いているわけでございますから、毎年連続かどうかはともかくいたしまして、著作権法改正は毎年あるいは毎年に近い形で統々と御審議をお願いすることになるのではないかという考へてございます。

○中野委員 続々と来るのであれば、私どももまたそれなりに覚悟をしなければならないと思いますが、次に行きます。  
さて、現在、三十八条におきまして、非営利かつ無料の有線放送等は著作権者の許諾がなくても自由に利用できることとなつておるわけでありますけれども、この趣旨はどういうふうに解釈したうらゆるしゅうございましょうか。

それから、もう一つあわせて聞きます。今回の改正で一部の有線放送については著作権者の許諾がなければ利用できないこととなつておるわけであります。改訂の趣旨、その具体的な内容についてお伺いをいたしました。  
○加戸政府委員 著作権法、現行法が制定されましてお伺いをいたしました。当時の有線放送としてございましたのが、例えはミュージックサプライのようないい音楽のラジオ放送、それからCATVといたしましては難視聴地域解消のための放送番組を受け流す有線テレビ、それから農村におきます告知放送といつたような性格のものでございまして、そ

してどうなつておるのか、そしてこれについての今後の見通しはいかがであろうか、郵政省としてお伺いをいたしました。  
○浜田説明員 有線放送の中で多チャンネルで双方対話性、いわゆるニユーメディア特性を有しておるが、C ATVについて御説明申し上げたいと思います。

経済的にCATVは、御案内のとおり、山間盆地とかあるいは都市部におきますところの難視聴地においてはCATV自体も大規模化し、あるいは多チャンネル化し、場合によつては双方向化といつたことは、C ATVの施設、全国で三万八千ござります。したがいまして、今日段階で切った数字では、CATVの施設、全国で三百八千がござりますけれども、この中で百余りしか自主放送をしておる施設はございません。一%にも満たないわけですが、これを傾向として見ますと、最近この数があふえてきております。

次に、自主放送の内容でございますが、これは大きく言つて二つに分けることが可能だと思っております。

一つが自主制作番組、すなわちCATVの施設でみずからのスタジオ等で番組を自分でつくるところです。これが地域社会に密着した行事のニュースを流すといつた点で、御承知のように著作権法の三十八条の一項におきましては、放送は例えばNHKのいわゆる非営利放送であります。しかし、これはチャンネル的にいつか、あるいは市町村議会の中継等、これらの番組を流すというようなところで自主制作がなされております。しかし、これはチャンネル的にいつか、あるいは市町村議会の中継等、これらの番組を流すといつぱいというよう

営利かつ無料の場合につきましては、従来どおり放送を受信して行う再放送は非営利かつ無料の場合には許容されるけれども、自主番組の放送等につきましては非営利かつ無料の場合であつてお伺いをいたいたいと申します。

○中野委員 そこで、郵政省にお伺いをいたしました。郵政省にお伺いをいたしましたが、例えはビデオのペッケージでも、この趣旨はどういうふうに解釈したうらゆるしゅうございましょうか。

○中野委員 続々と来るのではございませんが、それなりに覚悟をしなければならないと思いますが、次に行きます。  
さて、現在、三十八条におきまして、非営利かつ無料の有線放送等は著作権者の許諾がなくても自由に利用できることとなつておるわけでありますけれども、この趣旨はどういうふうに解釈したうらゆるしゅうございましょうか。

それから、もう一つあわせて聞きます。今回の改正で一部の有線放送については著作権者の許諾がなければ利用できないこととなつておるわけであります。改訂の趣旨、その具体的な内容についてお伺いをいたしました。当時の有線放送としてございましたのが、例えはミュージックサプライのようないい音楽のラジオ放送、それからCATVといたしましては難視聴地域解消のための放送番組を受け流す有線テレビ、それから農村におきます告知放送といつたような性格のものでございまして、そ

してどうなつておるのか、そしてこれについての今後の見通しはいかがであろうか、郵政省としてお伺いをいたしました。  
○浜田説明員 有線放送の中で多チャンネルで双方対話性、いわゆるニユーメディア特性を有しておるが、C ATVについて御説明申し上げたいと思います。

経済的にCATVは、御案内のとおり、山間盆地とかあるいは都市部におきますところの難視聴地においてはCATV自体も大規模化し、あるいは多チャンネル化し、場合によつては双方向化といつたことは、C ATVの施設、全国で三万八千ござります。したがいまして、今日段階で切った数字では、CATVの施設、全国で三百八千がござりますけれども、この中で百余りしか自主放送をしておる施設はございません。一%にも満たないわけですが、これを傾向として見ますと、最近この数があふえてきております。

次に、自主放送の内容でございますが、これは大きく言つて二つに分けることが可能だと思っております。

一つが自主制作番組、すなわちCATVの施設でみずからのスタジオ等で番組を自分でつくるところです。これが地域社会に密着した行事のニュースを流すといつた点で、御承知のように著作権法の三十八条の一項におきましては、放送は例えばNHKのいわゆる非営利放送であります。しかし、これはチャンネル的にいつか、あるいは市町村議会の中継等、これらの番組を流すといつぱいというよう

いま一つは、番組供給事業者という方がCATV事業者とは別におられるわけですが、そういう方々から専門的な番組の供給を受けるという形でございます。内容といたしましては、映画とか音楽とか教育番組もございますし、それからニュースを受けるというようなものをございます。こういった番組供給者から受けておるところでござります。  
○中野委員 そこで、郵政省にお伺いをいたしました。郵政省にお伺いをいたしましたが、例えはビデオのペッケージでも、この趣旨はどういうふうに解釈したうらゆるしゅうございましょうか。

○中野委員 続々と来るのではございませんが、それなりに覚悟をしなければならないと思いますが、次に行きます。  
さて、現在、三十八条におきまして、非営利かつ無料の有線放送等は著作権者の許諾がなくても自由に利用できることとなつておるわけでありますけれども、この趣旨はどういうふうに解釈したうらゆるしゅうございましょうか。

それから、もう一つあわせて聞きます。今回の改正で一部の有線放送については著作権者の許諾がなければ利用できないこととなつておるわけであります。改訂の趣旨、その具体的な内容についてお伺いをいたしました。当時の有線放送としてございましたのが、例えはミュージックサプライのようないい音楽のラジオ放送、それからCATVといたしましては難視聴地域解消のための放送番組を受け流す有線テレビ、それから農村におきます告知放送といつたような性格のものでございまして、そ

というものが実態です。

ただ、我が国におきましても、アメリカから十数年おくれましたわけでございますけれども、二年後、一九八八年、昭和六十三年の春から、いよいよ T.V. のドッキングというのが我が国でもいよいよ始まり得る。そうなりますと、ただいまのようなケースも、これは事業者の方のお考え次第でござりますが、システム的には、アメリカからオンラインで入ってきたものをいま一度日本の方で日本のおきましても C.A.T.V. のオペレーターに上げて、そして全国の C.A.T.V. のオペレーターにオンラインで配る、こういうような形も可能になつてくるかな。そうしますと、日本におきましても C.A.T.V. の飛躍的な発展もあるいは期待できるんじやないか、そういうふうに私ども期待をしておるところでございます。

○中野委員 ありがとうございました。我々も何かいろいろな夢を描かせていただけるような気がいたしました。

次の質問に移ります。今回の改正は有線放送事業者に対して放送事業者と原則的に同様の保護を与えようとするものであります。兩者の保護内容に差は果たしてあるのかどうか。また、なぜ有線放送事業者に強制許諾制度を導入しないのか、二点についてお尋ねをいたします。

○加戸政府委員 今回有線放送事業者に著作隣接権を認めました。ほぼ放送事業者の著作隣接権に準じた内容でございますが、基本的に違いがございますのは、放送はすべての放送に保護が与えられるのに対しまして、有線放送の場合につきましてはいわゆる自主放送のみでございまして、放送番組を受信して流す有線放送は保護いたしておりません。これは、放送事業者の保護によつて実質的にカバーしているわけでございまして、放送事業者の場合には、自己の放送を受信して有線放送する場合のみならず、自己の放送を受信して行われる複製その他の行為につきましても放送事業者の権利とい

しております。したがつて、自主放送の有線放送

につきましては、その有線放送を受信して複製をしたり伝達をする行為は有線放送事業者の権利でござりますけれども、具体的に放送番組が受信された有線放送が流され、その有線放送を無断で録音する行為等につきましては、放送事業者の権利のみが動き、有線放送事業者の権利は動かない、この辺が大きな違いでございます。

それから、著作権法の六十八条では、放送のための協議が調わないときに文化庁長官の裁定を受けて著作物を放送することができる旨の規定がござります。これを強制許諾制度と呼んでおりますけれども、この制度は有線放送には適用いたしておりません。と申しますのは、この放送の強制許諾の規定は、沿革的に申し上げますと、昭和の初期にドイツ人のブラー＝ゲ博士という方が参りましたて、外国の著作権を代理したと称してへらぼうに膨大な額の料金を要求したわけでございまして、そのために一時放送が、音楽が全くストップしたというようなケースもございました、公益目的のために公共性の強い放送については著作者の一方的な言い分で放送ができなくなる事態を避けたいとの他の著作物の放送ができるないということになる。いう形で、六十八条のベースとなる強制許諾制度が導入されたという経緯がございまして、放送の公共性を担保するために、放送の世界から音樂その他の著作物の放送ができるないということになると放送の死命を制するというような考え方もあつたのではないかと思いますけれども、ただ、これたまでは伝家の宝刀でございまして、制定以来まだ一度もこの規定が適用された事例はございません、ある意味では抑止力にはなっているんじゃないかなと思いますけれども、そういう経緯もございます。

利者五団体と有線放送事業者との間にいろいろな

話し合いも進められております。そういった団体間の話し合いで料金等の折り合いがつくケースでござりますし、個々のケースで有線放送がストップするという事例も考えられません。そういった点で六十八条の規定を有線放送には広げなかつたということをございます。

○中野委員 わかりました。

最後に、ここにあります、昭和六十年の十一月に調査をされた「個人録音・録画に関する世論調査」というのがございますが、これにつきまして、総理府が実施したわけですけれども文化庁の方でおわかりだと思いますからお聞きをいたします。

その調査の内容、ねらい、それから著作権に対する国民の認識度はこの調査の中でどういうふうに出てきたのか。それから、著作権思想の普及のために文化庁がどのような施策を講じているのか。そして、私的録音・録画による作曲家・演奏家のなどの経済的損失に對し補償金を支払うべきであると答えた人、いわゆる理解をしている人はどちらくらいいたのか。また、昭和五十三年に同様の調査をされておりますけれども、どのような意識の変化がこの調査の中から読み取れましたか。以上、最後にお尋ねをいたします。

○加戸政府委員 ただいま先生がおっしゃいました總理府の世論調査は、文化庁からお願いをして実施をしていただいたものでございまして、五十三年の調査に引き続く二回目のものでござります。

この中で、著作権に対する認識度の問題でござりますが、著作権という言葉を知っている方が、今回の調査によりますと七七%、昭和五十三年の調査が六九%でござりますから約八%の増加ではございます。ただ、著作権思想といいましても、著作権という言葉を知っているということでござりますから、日本国民の四分の三の方は著作権と申しますから、著作権は知っているという意味でございまして、中身を理解し、著作権はこんなものだとい

ことを理解している度合いは極めて低いのではないか。

ことを理解している度合いは極めて低いのではないかと思ひます。いずれにしても、著作権といふ用語を知つていただいただけでも文化庁としては幸せな気持ちでございますが、せめて言葉だけは一〇〇%の方に知つてもらいたいという気持ちはござります。

次に、補償金の支払いの問題に関しましては、昭和五十三年度の調査で、いわゆる賦課金等の補償金を支払う必要があるとお答えいただいたパーセンテージはわずか一〇・六%でございまして、今回の調査では払う方が望ましいと思うという御意見、払う賛成側でございますけれども、補償金賛成派が三一・四%と約三倍に大幅に増加いたしました。それから、補償金を支払う必要がないと思ふと答えられました方が、昭和五十三年の調査では四二・五%でございまして、いわゆる賛成派に対しまして反対派が四倍という数字でございましたが、今回の調査では、支払う必要がないとましても、賛成派に比べまして約四%近く反対派の方が多うございますが、トレンドといたしましては、今申し上げましたように、補償金の支払いに好意的な回答をされた方が三倍にふえ、補償金の支払いに否定的な考え方の方が減ったという形でございまして、そういう意味では、今回の調査の結果というのは、私の録音・録画の問題に関するますても、事情をよく知らない普通、国民の場合には、自分の支払いが結果的にはふえる可能性性のある賦課金問題というのは拒否的な回答が圧倒的に多いのが通例ではないかという意味で比べますと、支払った方がいいのではないかという回答がこのようふえたということに対し、国民の意識の変化を読み取れるような気がしておるわけですが、ござりますし、今後の私の録音・録画の問題題に對応する場合の一つの大きなよりどころにはさせたいただけると考えております。

○中野委員 著作権について知っている人が四分の三。文化庁の存在を知っている人も大体それくらいかもしませんね。ひとつ文化庁も一〇〇%国民に知られ、かつ大いに御活躍をいただきます。よう期待をいたしまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○齊木委員長 藤木洋子君。

○藤木委員 私は、今回の著作権法改正案の質問に入ります前に、昨年の改正案の審議の際に取り上げました私的録音・録画問題といわゆるローマ条約加盟問題につきまして、これは先日の参考人質問でも芸團協の代表の方も訴えられたことでござりますけれども、いま一度お尋ねをさせていただきたいと思います。

まず、私的録音・録画問題でございますけれども、こうした行為が音楽家や映画制作者の著作権を侵害していることは疑問の余地のないところでございます。解決の方策として、文化庁は賦課金方式を基本に機器及びテープ両方のメーカー側と話しあっていると当委員会でも述べてこられました。話し合いは昨年の段階から今日までのくらいうまく進行しておりますでしょうか。また、どういう点が今なおネックになつておりますか御説明をいただきたいと思います。

○加戸政府委員 昨年の時点から今日に至りますまで遅々たる歩み取りでございまして、大変恐縮に存じているわけでございます。

著作権懇談会等におきましてもそれぞれの話し合いで行われながら、議論は全くのすれ違いからどうやら両者土壤入りといいますか、仕切りに入れるような空氣になつてきているのではないかという期待を持っているわけでございます。今までの段階におきましては、両者でそれぞれ例えば認識の問題としまして独自の御調査をなされまして、補償金の支払いの必要性の有無に関する意識アンケート等もそれぞれの立場で行われたりしました。それぞれの立場ではまた違うわけでございますけれども、そういう状況の中で大きな変化が出てまいっておりますのは、実は昨年、西ドイツで法

改正が行われ磁気テープにも補償金を支払うよう

になつた、あるいはフランスの法改正が行われましたその負担を負う立場にもあるわ

国におきます法制度の変化という、外国の状況と

しては大きな状況変化があるわけでございます。

そいつた中におきまして、長い間著作権懇談会

で議論をしておつたわけでございますけれども、

どういった現状の中になりますというような

空気になっておるわけでございます。文化庁とし

てもそれを強くお願ひしておるわけでございます。

し、そういった考え方方が完全にまとまると思いま

せんけれども、一つの方向性なりはある程度示

していただけるのではないかということで、それを踏まえた上で文化庁の対応を考えていきたいと

いうのが現時点の状況でございます。

○藤木委員 話し合いは実に五年にも及んでおりまして、なお具体的な方向が見出せないというの

は、文化庁の責任が問われているのではないか、

大変厳しい言い方ではございますけれども、そ

よろに感じないわけにはまらないのですね。こ

の問題については、当委員会におきまして昨年も

附帯決議を採択しております。文化庁ではこの決

議の軽視があるのでないか、こんなふうにも思

うのでございますけれども、その点はいかがでござりますか。

○加戸政府委員 私ども行政の立場といたします

ては、國權の最高機關でございます国会の附帯決

議はまことに真剣に受けとめているわけでござ

ります。

この問題につきましては、先生のおしかりを受

けまして私ども文化庁の非力をつくづく反省をし

ているわけでございますけれども、事柄はお金

を払つてもらえるのかもらえないのかというスト

レートな話になるわけでございますけれども、事柄はお金

を支払うべき立場に立つ方は支払いたくないわけ

でございますし、また、心情的に理解いたしまし

た。改めて申しますが、私は立法化への動きというものを行つておられます。そこで、まずの御答弁の中にございましたように、その負担を負う立場にもあるわ

に波及して、つまり日本のみならず相当量輸出

に頼つてゐる業界の立場としても苦しむことがあります。それで、経済的な負担だけではある程度理解はできるわけでございます。

しかしながら、こうした現状の中になりますとい

うのままでは済まされない、おさまらないと

いうことについては、国会の附帯決議等も関係団体、特にメーカー団体の方にも御説明申し上げて、このままでは済まされない、おさまらないと

いうことが現時点の状況でございます。

○藤木委員 話し合いは実に五年にも及んでおりまして、なお具体的な方向が見出せないというの

は、文化庁の責任が問われているのではないか、

大変厳しい言い方ではございますけれども、そ

よろに感じないわけにはまらないのですね。こ

の問題については、当委員会におきまして昨年も

附帯決議を採択しております。文化庁ではこの決

議の軽視があるのでないか、こんなふうにも思

うのでございますけれども、その点はいかがでござりますか。

○加戸政府委員 私ほどもお答え申し上げました

ところを忠実に実行されようということであ

りましたら、具体化への第一歩を踏み出すとい

うことを御希望申しますけれども、もう一つ積極的にやつていただきたい、こういうふ

うに思うでございます。先ほどの御答弁の中に

もかなり苦しいながら非常に一生懸命取り組んで

いらっしゃるのだということはわかつたのでござ

りますけれども、今までの流れ自分が昭和五十六年

に審議会第五小委員会の報告、国民的な合意を得

るように関係者同士の話し合いを進めるよう

に報告を受けた形で、現時点で懇談会が設置さ

れ動いてるわけでございますので、一応その懇

談会にお願いをした建前上は、懇談会におきます

一つの考え方なり方向づけなりが出てからの対応

ということにならざるを得ないわけでございまし

て、先生のやきもきするお気持ち十分わかるわけ

でございますけれども、文化庁自身もやきもきし

ながら何とか対応を進めたいと考えている次第でございます。

○藤木委員 くどいようでございますけれども、

先ほどの他の委員への御答弁の中でもおつしやつ

ていましたが、こし二月に発表されました総務

省の「個人録音・録画に関する世論調査」を拝見さ

せていただきました。VTRの保有率は約四割に

達しておりますし、私の録画が頻繁に行われているということもうかがえるわけでございます。一方、國民の著作権に対する理解は、作曲家、演奏家などへの補償は必要ないというのが四二%ございましたのが三五%に減つて、必要だと

いうのが一%から三一%へ急増しております。

昨年は、著作権審議会第一小委員会で審議中で

あり、関係団体からのヒアリングを終わり問題点

の御決意をお伺いしたいと思います。

の整理に入っているという段階だと伺いました。現在はどこまで進展しておりますか、文化庁にお答えをいただきたいと思います。

○加戸政府委員 この問題は、御承知のように放送事業者側にとりまして長年強い反対をしてきたわけでございまして、そういう状況の中になりますて、国会の附帯決議等も受けまして五十九年

五月に第一小委員会でこの隣接権条約加入問題の検討を開始させていただきまして、急テンポでは進んでおりませんけれども、双方の論点といいますのはおよそ出尽くしているわけでございますから、問題は、具体的な条約加入のめどをいつに持つていくのか、あるいは加入した場合におきますれば二次使用料の外国実演あるいは外国レコードに対します支払いの増加というものを、急激な変化を持たせないでの程度権利者側が納得できるのかといったような、そういう具体的な条件の詰めという形で持つていけるのではないかと思っておりますし、また、現在第一小委員会におきまして、この問題をいつまでも放置はできませんので、めどを立てていただくという形で御審議をお願いしている状況でございます。

○藤木委員 ここで大臣にお伺いをいたしますが、一九六一年にローマ条約が制定をされて以来、約四分の一世纪が経過をしているわけでございます。にもかかわらず、未加盟であるために我が国では多くの外国の実演家、レコード製作者のレコードが無制限に無償で使用されてしましました。したがって、このような習慣になってしまふるわけですから、相互が著作権を尊重するといふ立場に立たなければならぬわけですね。諸外国からの批判が高まつてやつと重い腰を上げるというようなことではなくて、昨年の附帯決議にありますように、加入への検討を急がなければならないというふうに思うのですけれども、大臣

は、著作権審議会の第七小委員会の報告にも実演

家の保護という点で欠けるのではないかという意見があつたとされております。パッケージ系ニューメディアと著作権を考える場合、この問題は先に解決を要する問題ではないかと思いますけれども、文化庁として現状をどのように認識されています。

○海部国務大臣 文部省で著作権のことについてお伺いします。

通しております。加戸次長が詳しく御答弁を申し上げましたように、文部省いたしましては、著作権法もこの条約を参考にして著作隣接権の制度と

いいうものを導入しておるわけでありますし、今御

げましたように、相互の依存関係等を高めていくた

めにも、なるべくこれには加入を実現した方がい

いという気持ちで検討をしたり努力を続けておる

ようであります。御承知のように、関係当事者

の一部には時期尚早であるとの意見もまだ強くあ

るようございますので、これから審議会の検討

の結果を待ちましてさらに一層努力を続けてまいりたいと考えております。

○藤木委員 なるべくとかできればということで

はないと思ひます。先日、文化庁の方か

ら、データベースを著作権法で明確化するとい

うふうに伺つた

わけでございます。それよりも、私の録音・録画

問題やローマ条約加盟といった懸案事項で世界か

ら随分おくれをとっている諸問題を抱えているわ

けですから、こういったことこそ真っ先に力を注

ぐべきであるということを指摘させていただきた

いと思います。

そこで、今回の著作権法改正案についてでござ

りますけれども、まず、今後急速な発展が予想さ

れますから、こういったことこそ真っ先に力を注

ぐべきであるということを指摘させていただきた

いと思います。

この問題は歴史的にも非常に難しい問題でござ

りますけれども、まず、今回急速な発展が予想さ

れますから、こういったことこそ真っ先に力を注

ぐべきであるということを指摘させていただきた

いと思います。

映画制作者に帰属をして、映画制作者が独占的に権利行使をするという体制になつております。これは多数の権利者が関与した一つのものが市場

流通する際に、多数の権利者が錯綜していくと

た制度でございまして、歴史的、伝統的、沿革的

にこのよくな形で取り扱いが行われているわけでござります。そういう意味で、從来から映画につきましては、実演家の権利は当初の出演ギャラだけ後のフォローがなかったわけでございます。

これまでのところ、今日劇場用映画やテレビ映画がビデオディスクあるいはビデオテープによって市販さ

れ、CATVで有線放送されたり、あるいは

公衆に貸与されたり多様に利用されるようになつております。しかし、映画の場合、実演家は

何ら権利を主張できません。この点につきまして

は、著作権審議会の第七小委員会の報告にも実演

家団体協議会がこの問題を運動方針の相当大き

な目標として掲げて活動を展開されておるわけ

が、お越し下さいますか。——我が國で

ござります。心情的には十分理解できるところもあるわけでございますけれども、問題は、ビデオ

ソフトを映画と見ないのか、ビデオディスクを映

画と見ないで別の取り扱いをすることとが条約上可

能であるのかどうかということがありますと、ち

ょっと国際的コンセンサスは得られにくい状況で

ございまして、そういう意味では、新しいパッケ

ージ系ニューメディアの発達に伴つた対応が著作

権の世界ではおくれている、おくれているがゆえ

に実演家についてもそつた対応がなかなか難

らございまして、その旨は少数意見というか、そ

の方の御意見ではございますが、報告書に記載を

させていただいたわけでございます。

○加戸政府委員 確かに、第七小委員会におきま

しては、今申し上げたビデオディスク等におきま

す実演の取り扱いについて、実演家に何らの権利

が認められていないことにつきましては実演家の

保護に欠けるという御意見は実演家の代表の方か

らございまして、その旨は少数意見というか、そ

の方の御意見ではございますが、報告書に記載を

させていただいたわけでございます。

○藤木委員 保護に欠けるという御意見は実演家の代表の方か

らございまして、その旨は少数意見というか、そ

の方の御意見ではございますが、報告書に記載を

させていただいたわけでございます。

この問題は歴史的にも非常に難しい問題でござ

りますけれども、まず、今後急速な発展が予想さ

れますから、こういったことこそ真っ先に力を注

ぐべきであるということを指摘させていただきた

いと思います。

映画制作者に帰属をして、映画制作者が独占的に権利行使をするという体制になつております。これは多数の権利者が関与した一つのものが市場

流通する際に、多数の権利者が錯綜していくと

た実演が収録された映画につきましては、権利は

ござりますけれども、今の実演家の抱えており

ます課題として、実演家の権利なり御意見な

どは十分理解できるところでもございまして、一

つの課題として受けとめさせていただきたいと思

っております。

○藤木委員 確かに、映画俳優は契約に基づいて

出演料をもらって役を演じてている、それは確かに

ござります。それはあくまで特定の映画、特定の

作品の役を演じていらっしゃるわけですね。カラ

オケビデオに見られますように、カラオケのいわ

ばバックグラウンドピクチャーとでもいいましょ

うか、そのようなものを演じるために役づくりを

してこられたわけでは全くないわけですから、こ

れは明らかに俳優の人権、人格権の侵害になつて

いるわけですね。早急に対策が立てられるよう

に私は強く要請を申し上げたいと思うわけです。

特に、国際的なコンセンサスが得られるかどうかと

いう難しい問題だと言わされましたけれども、これ

こそ世界の先鞭を切つて日本の文化庁が道を切り

開いていただきたいということを強く御要望申し

上げたいと思います。

次に、データベースに入ります。

まず、現状について通産省にお伺いいたします

が、お越しいただいておりますか。——我が國で

利用できるデータベースは外国で作成されたものが多いと伺っております。どれくらいの割合を占めるものか、お知らせをいただきたい。そして、あわせて、中でも特に多いのはアメリカのデータベース産業の日本への進出だと思いますけれども、その歴史的な経過について簡潔に御説明をいただきたいと思います。

○越智説明員 我が国において利用可能なデータベースでございますが、昭和五十九年に私どもが

調べました範囲で申し上げますと、総数が千二百四十二、このうち海外企業製のものが九千三十四、約八割強でございます。このうちかなりのものがアメリカ製でございます。

次に、歴史でございますが、昭和四十年代の後半から米国内でデータベースを検索してその結果をテレックス等で日本に送つてくるというサービスは行われておりますけれども、本格的にオンラインでサービスを供給するようになったのは昭和五十五年以降と承知しております。

日本で一番利用されているのは化学の分野で、その分野で最大の情報を持っているのはアメリカの

データベース、ケミカル・アブストラクトなどをありますけれども、今そこで STN インターナショナル構想というのが進められ、問題になつております。この構想の概要についてお述べいただきとうござります。また、我が國から見ました STN インターナショナル構想の評価はどのような

〇佐藤説明員 S.T.N.インター・ナショナル構想  
国際科学技術情報ネットワークは、科学技術庁の  
特殊法人でございます日本科学技術情報センター  
が欧米の科学技術情報関係機関と国際的なコンピ  
ューターネットワークを構築いたしまして、情報  
の国際的流通に役立たせるという構想でございま  
す。

日本科学技術情報センターは、昭和六十一年度予算におきまして必要な電子計算機等を導入いたしました。昭和六十二年度からアメリカのケミカ

ツのFIZ・4、やはり情報センターでございますが、そこと総合的に提供サービスを開始する予定でございます。これによりまして、我が国の研究者等が欧米の科学技術情報を容易に活用できるばかりでなく、欧米から我が国の科学技術情報を容易に利用できることになりますので、情報の国際流通に大いに寄与するものと期待しております。

○藤木委員 しかし、西ドイツでは、FIZ・4をSTNインターナショナルに提供し、西ドイツ独自のセンターのソフトウェアを放棄しているという問題が出ております。今現在、日本はJICST自身のオンラインと一本立てで加盟することが認められていると伺っておりますけれども、国際的な通信ネットワークについてアメリカは日本に圧倒的な優位を持つているということから見ると、ならば、JICST独自のオンラインも早晚CASTにのみ込まれる可能性は十二分に考慮しておかなければならぬのではないかと思うわけです。

そこで、この現行著作権法において第十二条で編集著作物の規定が既にあり、データベースもこの範疇に入るとされていたのを、今日なぜ急いで改めて著作物として明確化したのか、その理由と背景はどこにあるのか、文化庁にお尋ねしたいと思います。科学技術庁はもう結構でございます。

○加戸政府委員 昭和四十五年の著作権法制定に際しまして、今後新たな著作物利用手段の急速な開発に対応して時宜を失すことなく制度の対応を進めるとしている附帯決議を受けているわけでございまして、いろいろなニュースメディア、著作物利用手段等の発達に伴いまして著作権審議会で御審議をお願いしながら、いろいろな制度の対応を段階的に進めてきているわけでございます。その中にありますて、一昨年は貸与権、昨年はデータベースの開発、形成、普及が行われ、ラムの法的保護という対応をしたわけでございますけれども、それに引き続く事柄といたしましては、目下、情報化社会と言わわれております中におりましてデータベースの開発、形成、普及が行われ、

かつ商業化の段階に至っているという状況もございまして、データベースの性格づけ、著作権法の位置づけが必要になってきたわけでございます。

そこで、第七小委員会を設置いたしまして、ユーメディアと並びましてこのデータベースの保護についての御議論をいただいたわけでございまして、現行法の十二条でデータベースを編集著作物として保護することも不可能ではないし、また現行法で対応できるという考え方もあつたわけでございますが、事柄をいたしまして、データベースの本質といたしますものは、単なる素材の集合であつて、配列にあるのではなくて、もちろん情報の構成要素も必要でございますけれども、同時に、その体系的な設定というところに知的創作活動の意図があるわけでございますので、無理して十二条の二でデータベースを編集著作物とはまた異なった意味における創作物として保護することが適当であるという判断をちょうだいいたしましたのを受けて、今回の法改正を提案させていただいております。

○鷹木委員 しかし、国際科学技術情報ネットワーク、STNインターナショナル構想にJICSTが組み込まれていくというのが、先ほどの科学技術庁のお答えでもありましたように、予算の裏づけもてきて来年度からよいよそのサービスを開始するというタイミングとしてはまさにそのタイミングに出てきているわけです。ですから、そのためのためにはこの著作権法の一部改正が必要になつてきますので、そこではなかろうかという思いをするわけです。そうなりますと、CASとJICSTにあってこそ最大の保護を保障するというのがその理由の一つになるのではないか、こんなふうにうかがえるわけでございます。

そこで、データベースの情報に対してもその価値を認め、創作者の権利及び利益を保護することと文化の発展普及にとって必要なことだと私ども考えておりますが、しかし、今見てまいりまし

さうな状況の中で、しかも、現行著作権法の体系の中で保護を行うことはもっと慎重でなければならぬことと思つております。その第一の問題点は、五十年という長い保護期間の問題でございます。この点について文化庁はどのような検討をされたのか、御説明いただきたいと思います。

○加戸政府委員 データベースの保護期間につきましては、データベースを著作権法上の著作物として保護するという考え方には、ベラヌ条約との関係におきまして五十年が義務づけられているわけでございます。そして、この五十年ということにつきましては、データベースもそれをデータの追加、更新等もございまして、変化していくもので、古いものは利用価値がなくなれば使われないというふうに考えますと、五十年の耐用期間を持つデータベースは現実には存在しないのではないかという感じは持ちます。しかしながら、五十年を保護することにより弊害が起こるとは考えられませんし、また、現実問題といったとしても、この例はびつたりではございませんけれども、百科事典にしても国語辞典にいたしましても、新聞にしても雑誌にいたしましても、いわゆる編集物すべてが五十年の保護を受けているわけでございますから、それよりも高度な知的創作活動が行われているデータベースについて保護期間の差をつけるということは適当でもございませんし、現在の五十年の保護体制の中へ組み入れることについての問題はないと考えたからでございます。

○藤木委員 しかし、私は、第一にこの五十年といふのは実態に合ってないというふうに思うのですね。さきに参考人として意見を述べられました日本データベース協会の調査によりますと、データベースの開発コストの回収期間といふのはおおむね五年ないしは十年とする意見が多數を占めたということは、十年以上があつたということではなくて、ほかの意見というのはそれ以下だったということ

ことなんですね。彼ら権利と利益を保護すると申しましても、五十年は長過ぎるのではないかといふ感を免れないわけでございます。

第二に、長期にわたって多様なデータベースの発展を阻害しかねないということを感じるわけでございます。著作権審議会の第七小委員会の報告は、この点につきまして、「データの構築方法、編集方針等をそれ自体保護するものではないので、」

「同様のものを作成することは保護期間内であつても権利が及ぶところではなく、五十年間の保護期間で特に支障はない」としております。観念的には可能だといったとしても、現実には困難だと思うのです。さきの第七小委員会の報告の中で、「先行データベースに独占的地位を与えることになりかねないか」という意見もあつたというふうに記録をされております。この「先行データベースに独占的地位を与えることになりかねないか」という意見が出たあたりを少し詳しく御説明いただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○加戸政府委員 確かに、データベースの問題につきまして第七小委員会の中でそういう発言がございました。具体的に申し上げますと、「データベースは独占性が強く競争が成り立ちにくいという性格があるため、産業政策的な見地からしてある程度の競争を維持するためには五十年の保護はどうであろうか」というような発言はございました。その趣旨が報告書の中でも「という意見も出されたが、」という形で短く要約はされておりました。

この考え方も一つの発言としてわかるわけでござりますけれども、ただいま先生もおっしゃいましたように、データを集めた集合物を保護するのであって、そのデータベースの構築のシステム等、アイデアを保護するわけではございませんから、そのデータベースの保護と申します場合には、具体的な素材を集めること、そしてその素材を加工し、あるいは体系を設定して、キーワードを付与し

て、一つのコンピューター利用が可能なものにつけり立てるわけでございますので、同じようなものは別途の方法で彼らでもつくり得るわけでござります。

いまして、独占ということは、つまり情報、データを独占しているからといってデータベースが独占できるわけではありませんし、また情報、データというのは、もちろん秘密のデータなら別でございますけれども、世の中に公開されている多数の情報をどうやって集めてくるか、そしてそれをどう取捨選択するかという物理的な作業、手間暇、時間がかかるというような点を除けば、競争の意味では頭の競争としては成り立てる得る事柄である。ただ、一つのデータベースができた場合に、それと同じものをまたつくるというむだはしないでしようということはあり得ても、保護期間の長さによってデータベースの開発が阻害されるとか、あるいはデータベースの利用度が停滞するとかいうことはちょっと考えられないのではないか。もちろん、そういうことの理由ではないか。そういう意味で保護期間の五年というのを採択した理由でもございます。

○藤木委員 しかし、もう一つの問題点があるようになりますのは、実質的には半永久的な独占権を与えてしまうことになるという点でございます。第七小委員会の報告によりますと、情報の「追加、更新後のデータベースは、元のデータベースの二次的著作物となり、その保護期間の起算点は、当該二次的著作物の公表の時となる。」というふうにしてございますね。情報の追加、更新はデータベースにとって本質的なものでございます。したがって、そのたびごとに二次的著作物となるのでありますと、その結果、保護期間はその都度更新され、いわば半永久的に独占が可能となるというようになりますね。

○加戸政府委員 単純なマイナーな部分の追加、更新でございますと二次的著作物とはなりませんでしようか。

物となり得るわけでございます。この原理は編集著作物の例と似たようなところがございまして、例えば、一つの国語辞典にいたしましても、英和辞典にいたしましても、何年かごとに改正が行われて第何版何版という形で歴史は繰り返されていくわけございまして、その都度これは新しいものと評価され、つまり一次的なものと評価されれば、そこがらまた五十年の保護期間が始まるわけござりますから、一つの国語辞典にいたしましても、あるいは英和辞典にいたしましても、半永久的に保護されるという点では似たようなところがあるわけでございます。

そういう意味で、データベースについてはそれは切るべきであり、国語辞典の場合には半永久的に続いてもいいといふような差異を設ける理由は出てこないのでないか。もちろん、そういうたまデータベースのものとなりますデータの追加、更新によって新たに上げられた二次的な著作物がつくられた時点からの勝負であるということをございまして、母体となるものは全く保護されなくなるわけでございますから、そういう意味で、古いものを使おうと思えば使うことができない。問題は、そのデータベースの保護がいかにあればいいのかというものは、私どもは理論上も正しく、実務的にも支障がないという観点に立っているわけでございます。

○藤木委員 しかし、辞書などの場合と違いますね。問題は、そのデータベースの保護がいかにあればいいのかというものは、私どもは理論上も正しく、実務的にも支障がないという観点に立っているわけでございます。その後の検討はどのようにございましたか、お伺いをいたします。

○加戸政府委員 昨年、確かにそのようなお答えをさしていただきました。ただ、法施行後と申しますのは、今年の一月一日から施行されているわざでございまして、その後の状況を見きわめる期間もございませんし、また具体的な問題提起もございませんし、私ども申し上げましたのは検討材料とはなり得ようということでございますけれども、現時点ではまだ検討すべきあるいは検討するに足るような材料は持ち合わせていないというところでございます。

○藤木委員 そういたしますと、国際的にはどうなつてているかというあたりもぜひお調べをいたしましたと、その結果、保護期間はその都度更新され、いわば半永久的に独占が可能となるというよ

うという見解を持っております。

第二番目の問題点といたしまして、職務上作成する著作物の著作者及び著作権者はだれであるのが適切なのかという問題でございます。現行法では、契約もしくは勤務規則などで定めておけば、著作者になれることにはなっておられます。けれども、従業員とその雇用者である法人との現実の力関係を考えてみると、こういったケースがありますと大体こういうようなお答えをいただいだうに思うわけですね。

昨年の改正のとき、私はこの点について、現実に創作に携わった従業員が著作者となる道をストレートに保障すべきであるとしたしまして、再検討を求めてました。これに対する文化庁のお答えは、第十五条一、二項の規定の適用の推進を見きわめた上で今後の検討事項になり得る問題だ、要約しますと大体こういうようなお答えをいただいだわけでございます。その後の検討はどのようにございましたか、お伺いをいたします。

○加戸政府委員 我が国と同様に、法人等が著作

す国は、アメリカ、オランダ、エジプト、リビア、トルコ、フランス等の国がございます。それから、著作者ということではなくて、法人等の使用者が著作権者であるということを明定しておりますが、多數ございまして、オーストラリア、バングラデシュ、ブラジル、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、リベリア、ニュージーランド、パキスタン、ペスマ、ベル、フィリピン、ボルトガル、南アフリカ、タイ、イギリスといった国でございます。それから、法人等の使用者に著作権が移転されたものとみなす国といたしまして、アルジェリア、キプロス、ケニア、マラウイ、マルタ、ザンビアといったような国がございます。それから、明文の規定は全く持つておりませんけれども、現実問題としては、運用上は法人等が著作権あるいは著作権者として扱われている例の方が多いのが圧倒的に多いのではないかということが私どもの推測でございます。

○藤木委員 そうなりますと、西欧諸国の場合、は、労働者が雇用者との対等な関係をほぼ獲得しているということもまた裏づける一つの指標にならうかというふうに、私が聞きしながら思ったわけでございますけれども、それにていたしまして、西欧諸国の多数及びソ連、東独などの国では、著作物の創作者の権利が基本的に尊重されているわけでございます。我が国著作権法も、基本上には著作権者は自然人であり、法人等は映画など例外とされてまいりました。ところが、前回のコンピュータープログラムに引き続きまして今回の方データベースは、事実上著作物の権利と利益はすべて法人のものにならざるを得ないということになるわけでございます。昨今の著作権法の改正では、著作者は自然人であるという原則を形骸化するもので、法人などの著作権保護は例外的な規定とされている同法の本質をゆがめて、コンピュータープログラム、データベースの保護をもっぱら法人著作によって処理しようとする道を進めるものと言わざるを得ない、このように思うわけであります。かつてこの点につきまして、検討課題となつたというのは極めて大きな問題ではなかろうか、こんなふうに思います。引き続きこの点は、真剣に御検討いただきたいと思ひますけれども、いかがでございましょうか。

○藤木委員 しかし、文化庁でございますから、労働者の権利を本当に守るという立場に立って初めて文化のパロメーターが示されるわけでござりますから、ひとつその点は御検討いただきたいとをお願いいたします。

第三の問題点でございますけれども、これはプライバシー保護との関係がどうなるのかという問題でございます。

データベースの開発普及、これは個人のプライバシー侵害の危険性と切り離せませんけれども、文化庁はこの点をどのように検討されたのでしょうか。また、政府はこれから個人データのプライバシー保護にどのように早急に取り組んでいくつもりでおられるか、その点をお聞きしたいと思いますので、文化庁、総務庁からお答えをいただきたいと思います。

○加戸政府委員 プライバシー保護の問題につきましては、総務庁等を中心に関係省庁で連絡協議がされているというように承知をいたしております。このプライバシー保護の問題も、文化庁としては、データベースの場合の一つの議論の材料ではあり得たわけでございますけれども、もともとプライバシー保護と申しますものは著作権法制とは全く異質なものでございまして、著作権審議会におきます御議論は著作物性を持ったデータベースというものの法的な保護をどうするかという観点のものでございまして、データベースに含まれております個々のデータが内包するプライバシーの問題というのは、情報の流通の問題あるいは情報における人格的な取り扱いの問題でございまして、著作権法制にはなじまない事柄である。し

○瀧上説明員 お答えいたします。

個人情報の保護の問題につきましては、昭和五十六年三月に設置されました臨調においても取り上げられまして、その最終答申におきまして、「行政情報システムの進展、国民意識の動向を踏まえつつ、諸外国の制度運営の実態等を十分把握の上、法的措置を含め個人データ保護に係る制度の方策についても積極的に対応する」こういうことが指摘をされまして、政府としましては、この答申を踏まえたいわゆる行革大綱に基づきまして、現在、行政機関の保有する個人情報の保護について速やかに政府としての方針を取りまとめるべく、制度の方策についての検討を進めているところでございます。

○藤本委員 大臣、お聞きいただきましたとおりでござりますけれども、立法化への道のりは遠いという感覚を免れませんね。

既に、アメリカでは「プライバシー法、フランスでは情報処理、蓄積と自由に関する法律など、O E C D二十四カ国中、十二カ国にまでプライバシー保護法が制定されております。その他の国々でも準備段階に入っております。全くプライバシーに対する保護について着手していないのは、アイルランドとトルコと同じレベルに今あるということは、まさに情けない現状ではなかろうか、このように思うわけです。プライバシー保護法制もなじまとまに個人情報に関するデータベースが作成をされ、著作物として保護されるという危険性は今さら指摘するまでもないことでございますけれども、私は、一日も早く国民の知る権利を保障するため、行政が持つ情報の公開を進めるとともに、個人情報は個人の管理すべきものといたしまして非公開とし、プライバシー保護法を制定すべきも

のと考えますけれども、この点についての大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○海部國務大臣 ただいま御議論になつておる問題とプライベート保護の問題と、これ両方とも大切な問題でございまして、やはり個人のプライベートはきちっと保護されなければならぬ、基本的に全くそうだと思います。これをどうするかこうするかということなど、私、余りその道の専門家じやございませんので、よく勉強させていただきまして、日本がどこかの国とたった三ヵ国だけしかプライベート保護法のない国だと言われますと、何かその面では大変におくれておるような感じも今率直にいたしますので、一遍よく勉強してみます。

○藤木委員 ゼひその点は認識を新たにしていましたので、いろいろと御調査もいただき、お力添えをいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

本法案は、データベースを著作物としてはつきり法的保護下に置くということをうたつたものでござりますけれども、小説、音楽、映画といった従来の著作物とは全く異質の著作物を、調査研究も決して十分とは言えません、世界に先駆けて前回のコンピュータープログラムに統いて著作権法に持ち込むものだというふうに思います。保護期間の長いところから文化の発展を阻害するおそれもございますし、その上、先行データベースを極端に優遇して半永久的独占権を与えるべきません。また、その一方、今後ますますふえるであろう職務上の著作物は事実上法人等に帰属をさせて、実際上の著作者である従業員の権利は消し去るものとなつております。

つけ加えるならば、データベースを明確化し法的保護をすることに当たって、当然このプライバシー保護法制化の見通しも立てるべきでございますが、それすらめどが立っていない、こういうような状況になつております。このように本日の審議を通じまして、ますますこの問題点が明らかになつたと私は感じております。ニューメデ

ニア部分につきましては、不十分さはあるにしろ、有線放送事業に著作隣接権を認めるというの問題は一定の前進であり、これは賛成できるわけでござります。したがつて、このデータベース部分を一切な問題でございまして、やはり個人のプライベートはきちっと保護されなければならぬ、基本的には離して提案することはできなかつたものであつたからと残念に思つております。

もう一つ、プログラムの著作物の登録に係る法律につきましては、さきの著作権法の改正案の審議、このときにプログラムの著作物としての性格、保護期間、法人へ権利が帰属するなどといふ問題がございまして、私たちは反対をしてまいりました。この際、我が党の基本的な考え方を明らかにしてまいりましたので、時間の関係もございまして、今回は割愛させていただき、これで私の質問を終わらせていただきます。

○青木委員長 江田五月君。

○江田委員 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案の方を考えてみたいと思うのですが、おさらいを一つだけしておきたいと思います。

○加戸政府委員 おっしゃるとおりでございました。この際、我が党の基本的な考え方を明らかにしてまいりましたので、時間の関係もございまして、今回プログラム登録特例法を提案させていたいた次第でございます。

○江田委員 今のお話ですと、コンピュータープログラムについても第一発行年月日あるいは第一公表年月日の登録というのは理屈としては成り立ち得ることになりますか。

○加戸政府委員 おっしゃるとおりでございました。この際、我が党の基本的な考え方を明らかにしてまいりましたので、時間の関係もございまして、今回プログラム登録特例法を提案させていたいた次第でございます。

○江田委員 そういう第一発行年月日の登録、第一公表年月日の登録、あるいは権利の移転、処分別途法律をつくることが決められていたわけです

ね、その著作権法改正のときにはどういう改正是別途法律をつくることをおさらいすると、コンピュータープログラムが著作物であることを確認的に明確にしたんだ、そういうことだったですね。さら

に創作年月日の登録を認めた。これでよろしいんですか。

○加戸政府委員 我が国は無方式主義を建前としておりますが、ベルス条約に加盟しておりますので、

○江田委員 なぜそういうふうにコンピュータープログラムについてだけ登録に関する別の法律をつくるなければならないのかということがちょっとはつきりしないのです。この著作権法の中でその他の登録と同じようにコンピュータープログラムの登録についても規定してしまえばいいんじやないかという気もするのですが、その点はいかがですか。

○加戸政府委員 今回提案しておりますのは、大変法技術的な問題もあるわけでございまして、言うなれば一種の登録手続法というような性格のものでございまして、しかも内容としては、例えれば複製物の納付であるとか、あるいは帳簿は磁気テープで作成できるとか、あるいは公示を行なうとか、指定登録機関をして登録を行わせるとかいつた、コンピュータープログラムの登録についてだけの特殊な取り扱いを定めるという観点のもので別に法律で定めさせしていただくことにしているわけでございます。

○江田委員 その他の著作物と違つてコンピュータープログラムにはこういう特殊性があるんだといふことを少しまとめていただければと思うのです。

○加戸政府委員 例えば、バイナンダ式帳簿を磁気テープで作成すると申しますのは、コンピュータープログラムの特性と申しますよりも登録が膨大な件数来るであろう、そういう検索のために

○江田委員 登録の根拠規定は著作権法本法に基づいて、実名登録、第一発行、第一公表年月日登録さらには創作年月日登録も著作権法本法に基づいて行なわれていますが、プログラムの登録に関しましては、今までのすべての登録につきましてプログラム登録特例法の規定による手続によりあるのは指定登録機関によって登録をする、こうしたことになるわけでございます。

○江田委員 コンピュータープログラム以外の登録は依然として著作権法の七十五条以下で行なうと制度はございましたけれども、コンピュータープログラムにつきましては発行、公表という事例が

特性に基づくものでございます。さらに、公示制度と申しますのも、例えば結果的になりますけれども、二重投資の防止であるとか流通の促進といった、まさにプログラムの特性に見合った一般ユーチャーのための便宜という点から申し上げれば、プログラムの特性に基づくかと言えようかと思います。

それから、指定登録機関の問題につきましては、これはプログラムの特性と言い得るかどうか若干疑問がございますが、むしろ大量の案件処理ということを想定したわけでございますが、どちらかといいますと、あとはコピーの保管の問題等も若干プログラムの特性に関連したということは言つて言えなくはない、そんな感じでございま

す。

○江田委員 まとめてみると、コンピュータープログラムの性格に由来するものとして複製物の提出とか公示制度がある。コンピュータープログラムの登録の大量性という特性に基づくものとして磁気テープによる処理と指定登録機関による事務を行うということがある、そういうふうに理解をすればいいですか。

○江田委員 ほぼそのように言えるかと思ひます。

○江田委員 ほぼというのは、多少違うということです。

○加戸政府委員 純粹にコピーの納付と公示は特性に基づき、それ以外は基づかないというわけです。

○江田委員 大量の事務処理になるということで、創作年月日ではありますか。

○加戸政府委員 プログラムの登録件数は、第一発行年月日の登録並びに著作権の移転等を含めま

して、五十八年度には三件、五十九年度には七件、六十年度には八件という数字で、極めて少い件数は五十八年度は五十三、五十九年度は七十八、六十年度は四十九という数字になっております。

○江田委員 その五八年三件、五九年七件、六十年八件という登録の中には、排卵日を忘れないうようにするための登録とかコンピュータープログラムとかというようなものまで入っているというこのようですね。映画の方の登録といふことで行われているものも含めてみても非常に少ないけれども、これが一体どの程度までこういう登録の特例に関する法律をつくると膨れ上がるというふうに推測をされておるのであります。

○加戸政府委員 先生御承知のように、プログラムをいかなる形で保護するかということにつきます。一昨年通産省と文化庁で考え方の違いがあつたわけでございまして、プログラム法という独自立法によるか著作権法改正によるかと

しては、一昨年公表しなくとも、登録の道が開かれたことによりまして登録の件数があふれるであろうということ。それから、いわゆるプログラムはだれがつくったものだということを確定することが極めて困難なものでございますので、公的な機関にコピーが保全、保管されておれば、将来的なトラブルがあつた場合の安全担保になり得る、そういう見込みからではなかろうかと考えております。

○江田委員 複製物の提出が義務づけられておりましたが、複製物はどういうものを予定されておるのですか。どういう形で複製物を提出させようとか考えになつておるのであります。

○江田委員 このような複製物を提出すべきで、昨年国会で法律を制定いたしまして、本年の一月一日からやつと著作権法上プログラムの著作物ということが明示されて施行されたわけでござりますので、それまで著作権による保護があるが言えようかと思います。本年、法律の施行に伴いまして、かつ今度の特例法の制定によりま

す。と同時に、実際にオブジェクトプログラムは規定されている登録制度では、とてもコンピュータープログラムはなじまなくて、こういう新しい登録制度をつくることによつて登録件数はどつとふえるであろう、数千件になるであろう。つまりそれだけこの新しい法律というものが必要とされているんだ、そういう理解でよろしいのですか。

○加戸政府委員 プログラム自体が通常価値のあるものでございますのは、企業の中であるいは特定のコンピューターに使用させるためのものという形で、一般には発行されたり公表されたりするケースのものは少ないわけでございますので、創作年月日登録という制度の導入によりまして、発行しなくとも、公表しなくとも、登録の道が開かれたことによりまして登録の件数があふれるであろうということ。それから、いわゆるプログラムはだれがつくったものだということを確定することが極めて困難なものでございますので、公的な機関にコピーが保全、保管されておれば、将来のトラブルがあつた場合の安全担保になり得る、そういう見込みからではなかろうかと考えております。

○江田委員 複製物の提出が義務づけられておりましたが、複製物はどういうものを予定されておるのですか。どういう形で複製物を提出させようとか考えになつておるのであります。

○江田委員 このような複製物を提出すべきかは政令によって定めることとなつておりますが、現時点での考え方としましては、関係団体等との御相談も重ねてまいりまして、おおむね現時点では、ソースプログラムであるかオブジェクトプログラムであるかは問わず、そのコピーをマイクロフィルムで提出していただこうという考え方であります。

○江田委員 マイクロフィルムで提出をさせると

して、いわゆる映画の著作物としてビデオゲームを登録している件数が多數ございまして、この件数は五十八年度は五十三、五十九年度は七十八、六十年度は四十九という数字になつております。

○江田委員 その五八年三件、五九年七件、六十年八件という登録の中には、排卵日を忘れないうようにするための登録とかコンピュータープログラムとかというようなものまで入つてゐるというこのようですね。映画の方の登録といふことで行われているのを含めてみても非常に少ないけれども、これが一体どの程度までこういう登録の特例に関する法律をつくると膨れ上がるというふうに推測をされておるのであります。

○加戸政府委員 先生御承知のように、プログラムをいかなる形で保護するかということにつきます。一昨年公表しなくとも、登録の道が開かれたことによりまして登録の件数があふれるであろうということ。それから、いわゆるプログラムはだれがつくったものだということを確定することが極めて困難なものでございますので、公的な機関にコピーが保全、保管されておれば、将来のトラブルがあつた場合の安全担保になり得る、そういう見込みからではなかろうかと考えております。

○江田委員 複製物の提出が義務づけられておりましたが、複製物はどういうものを予定されておるのですか。どういう形で複製物を提出させようとか考えになつておるのであります。

○江田委員 このような複製物を提出すべきかは政令によって定めることとなつておりますが、現時点での考え方としましては、関係団体等との御相談も重ねてまいりまして、おおむね現時点では、ソースプログラムであるかオブジェクトプログラムであるかは問わず、そのコピーをマイクロフィルムで提出していただこうという考え方であります。

○江田委員 いうことは特に何か理由があるのですか。また、どうしてマイクロフィルムはそんなに便が出でてくるとかいろいろあるかもしれませんのが、教えてください。

○加戸政府委員 例えればページで御提出いただきたいといたしますと保管ができませんから、それをマイクロフィルムで焼き直すということを指定登録機関がいたしますれば、それだけの経費がかさむわけでございまして、マイクロフィルムで出した方は損をし、ページで出した方は得をするといふような不公平な差が出てくるわけでございま

す。そういう意味で、できればそろえていただきたいという気持ちでございますし、今問題としましては、どうしてもマイクロフィルムはそんなに

高い値段じゃございませんけれどもお金がもつたないからページで出したいというようなケー

スがあり得ても、保管の問題は今申し上げました  
が、ただ現実問題として、例えば個人がつくった  
プログラムを登録したいといったような、企業じ  
やない場合の問題等考えますれば、短いステップ  
のもので大してページの枚数がかさばらない  
というものにつきましては、そういう取り扱いを  
設けるということは検討する価値があると思つて  
おります。

○江田委員 ゲームプログラム、高校生あたりが  
創作したものさえ今出回っている、というような時  
代で、高校生がお小遣いがあるかないかというの  
はこれは一つ議論のあるところとは思いますが、  
どうもそういう子供たちが一生懸命開発をする、  
これに対してまでマイクロフィルムにしなければ  
登録できないよというのはちょっとと酷かなとも思  
うのですが、もつともマイクロフィルムというの  
がどの程度の値段のものか私も存じ上げておらな  
いし、また指定登録機関の方でマイクロフィルム  
化することによって手数料がはね上がるということ  
になつても困るわけですが、マイクロフィルム  
というのは、ごく普通のコンピュータープログラ  
ムの場合に大体どのくらいなければつくられるの  
ですか。

○加戸政府委員 プログラムはそれぞれのステッ  
プ数の違いがあるわけでございまして、例えばC  
OMシステムと申しまして、マイクロ化する場合  
に継続的に大量に外注しました場合には一万ステ  
ップ当たり千円でマイクロ化ができるということ  
でございますけれども、單発的な場合につきまし  
ては、例えば五万ステップ以下のものでございま  
すと一円五千くらいかかるというような状況でござ  
いまして、結局はそのステップ数の大きさ小ささ  
によつて値段は違つてこようかと思います。

○江田委員 登録の手数料の方はどの程度のこと  
をお考へですか。

○加戸政府委員 前例いたしましては、昨年通  
産省の方で半導体チップの回路配置権に関します  
登録制度を導入して、指定登録機関に行わせてお  
ります。この手数料が一件四万円でございます。

そこで、先般の参考人質疑のときはパソコンソフト  
トウェア協会の方から、チップ並みの四万円は高  
いから二万円程度まで下げてもらわざるがたい  
といふような御発言もございました。そういった  
状況を踏まえ、現実にどの程度の件数が見込まれ  
るか、経費的にどれくらいかかるのか、実費を勘  
案して政令で定めるということにならうかと思ひ  
ます。

○江田委員 複製物は、これは閲覧とか複写とか  
というようなことはできるのですか。

○加戸政府委員 例えば、登録されましたプログラ  
ムの題号であるとか製作者であるとかプログラ  
ムの概要という申請書につきましては公示をいた  
しますけれども、プログラムのコピーは閲覧、交  
付は認めない考へでございます。

○江田委員 しかし、自分の開発しようとしてい  
うのですが、もうともマイクロフィルムというの  
が何をかあつて、どうもいろいろ調べ  
てみると同じようなプログラムがあるらしい、そ  
れをちょっと見せてもらえば自分がそこであえて  
新たな投資をして同じものをもう一遍つくらなく  
ても済むんだがというようなケースもあつて、二  
重投資を防止するというような必要な必要からすれば、  
この複製物の閲覧、複写を認めていいかなとい  
う気もするのですが、そろはいきませんか。

○加戸政府委員 二重投資の防止は、既存のこう  
いうプログラムがあるということを知ればそれを  
利用すればよろしいわけでございますので、問題  
は、今回のプログラム登録につきましては、企  
業、メトカーティー側が一番気にいたしますのが秘密の  
保持でございまして、したがつて、今回のプログラ  
ム登録法の中でも十六条で公務員並みの秘密保  
持義務を指定登録機関の職員にかけているわけで  
ございます。そういう観点から、秘密の保持と  
ござります。そういう意味では現時点ではまだ白紙の状態でござ  
ります。著作権的に私どもの文化庁の守備範囲  
で申し上げれば、経理的基礎はしっかりと置いて  
もらよつとプログラム登録にはなじまない性格の  
ものもござりますし、あるいはプログラム登録に  
なじむものであつてもいわゆる経理的な基礎、人  
的組織が不十分でござりますので、帶に短したす  
きに長じでございまして、今ごろ世間を眺め回し  
ている状況でござりますし、場合によりましては  
新たなこのための登録機関となるべき法人をつく  
つていただくことも必要になるかも知れぬ  
い。いずれにいたしましても、法成立後早急に対  
応したいと考へております。

○江田委員 一切認めないといふ対応にさせていた  
いることですか。例えば裁判所からの調査嘱託  
係ありませんね。文書送付嘱託というようなもの

があつた場合にはこれはどうするのですか。

○加戸政府委員 民事訴訟法あるいは刑事訴訟法  
等の規定に基づきまして調査嘱託あるいは文書送  
付嘱託がござりますれば、公的機関として当然こ  
れに対応する必要があるわけでございますので、  
その場合には権利者の利益を害さない範囲におい  
ます。

○江田委員 裁判所の手続中の文書送付嘱託  
ですから、そうでたらめなものがあるとは思いま  
すが、どうも時間の方が来たのでちょっと先に  
きたいと思います。

それから、指定登録機関というものは一体どうい  
う団体を予定をされておるのか。半導体チップの  
登録機関、JPCであります。これを活用するのか、それともまた別のものをつくるの  
か、どういうお考へなのか聞かせてください。

○加戸政府委員 指定登録機関としては、登録事  
務を遂行するに足る人的組織あるいは経理的基礎  
を持つておる必要があるわけでございますので、  
そういう意味では現時点ではまだ白紙の状態でござ  
ります。著作権的に私どもの文化庁の守備範囲  
で申し上げれば、経理的基礎はしっかりと置いて  
もらよつとプログラム登録にはなじまない性格の  
ものもござりますし、あるいはプログラム登録に  
なじむものであつてもいわゆる経理的な基礎、人  
的組織が不十分でござりますので、帶に短したす  
きに長じでございまして、今ごろ世間を眺め回し  
ている状況でござりますし、場合によりましては  
新たなこのための登録機関となるべき法人をつく  
つていただくことも必要になるかも知れぬ  
い。いずれにいたしましても、法成立後早急に対  
応したいと考へております。

○江田委員 申請書類の様式ですが、この法律が  
プログラムの著作物に係る登録についても細かな  
ことを決める法律ですから、したがつて、申請書  
類の様式などについてもこの法律の中で規定をし  
てきました方がいいんじゃないかという意見もあ  
るようですが、いかがですか。

○加戸政府委員 著作物一般の登録につきまして  
は政省令で定めております。と同様に、このプロ  
グラムの登録様式につきましても政省令で定める  
の題号であるとか、製作者であるとか、創作した  
年月日であるとか、プログラムの概要がどの程度  
のものであるとかという程度の問題でございま  
すが、どうも時間の方が来たのでちょっと先に  
行きります。

前回、この著作権法の一部改正のときに附帯決  
議がついておりますが、この附帯決議でなお残つ  
ているものが、文献複写に関する著作権の集中的  
処理体制の確立、それから出版物の版面の利用に  
関する出版者の権利の創設、私的録音・録画問題  
について賦課金制度の導入、それから著作隣接権  
条約への加盟、こういうものがありますが、これ  
は一体今どういう状態にあるのか、簡単に教えて  
ください。

○加戸政府委員 まず、版の保護の問題でござ  
いますが、これは集中的権利処理機構の設立と深く  
かかわっている事柄でございまして、著作権審議  
会に第八小委員会を設置いたしまして、現在まで  
五回の審議を重ねておるわけでございます。

それから、隣接権条約加入の問題につきましては、  
は、一昨年第一小委員会にこの加入の方向での検  
討をお願いしておりますが、審議ははかどつては  
おりませんけれども、鋭意関係両当事者間の御意  
向を伺いながら一定の方向を見出すべく努力中で  
ございます。

それから、私の録音・録画の問題につきまして  
は、第五小委員会の五十六年報告を受けまして、  
著作権資料協会に置かれました著作権懇談会にお  
いて十分、二十数回にわたる討議を重ねておるわ  
けでございますが、いろいろな世界の情勢等の中

にありまして日本が立ちおくれている事態にもござりますので、本年または本年度内に懇談会としての一つの考え方を出してほしい、結論的なものをしてほしいとお願いしております。そういう方向で進んでいるわけでございます。

○江田委員

最後に、文部大臣伺います。

これは極めて技術的な細かな法律ですけれども、もっと大きく見ていって、著作権といった知識的創造物、こういうものをもつともっと大切にしなければいけないんだという思想が我が国に普及しなければいけないとと思うのですね。今コンピューターゲームは小学生でも熱中して、小さな子供たちがプログラムさえつくるという時代ですから、今までの既成の概念にとらわれていてはいけないので、学校教育などでも、例えば教科書でもこうした知的生産物についての権利性、その保護といったものを扱って、これからもっと著作権思想の普及を行っていかなければならぬ、若い皆さんにもどんどん普及していかなければならぬ、そういう時代だと思います。そういう時代を迎えての文部大臣としての基本的なお考え、覚悟を聞かせてください。

○海部國務大臣 御議論になつております著作権の問題は、権利者を保護し、同時に文化創造の基盤を確保していくために、この著作権法は大変重要な役割を果たす法律であり、やはり必ずしもすべての国民の皆様に深い御理解がいただけているとばかりは言えない面もありますので、文化庁といたしましては、著作権思想の普及ということについてはこれまでよりも一層努力をしなければならないのは当然のことあります。また、コンピューターゲーム等の普及によって、小学生、中学生の間にもいろいろこういったものに直接触れる状況が出ております。学校教育の場で教えるとなりますが、無体財産権の理屈が何かから入っていきますと、正直言って、私がここで朝からやりとりを聞かせていただいておつても、わかることわからぬことといろいろあるわけでありまして、小学校、中学校のレベルで果たしてどのように

な指導の仕方が妥当なのかは研究調査を要するところでありますか、とにかく、他人の権利を大切に尊重していくことなどは、これらのこと例に

引きながら教えていたら小学生にも中学生にもびんとくるのではなかろうかと今御議論を承りな

がら思つたところであります。そういう他人の権利を大切にするという角度からこの著作権の問題なんかも適宜適切な指導が行われるようになつた

ところであります。著作権の権利意識の普及という面からいっても有意義ではなかろうか、こんな気持ちを持つて

おりますので、研究させていただきます。

○江田委員 他人の権利を大切にする、同時に、

知的生産物というのは権利の対象なんだ、そこがこれから普及させていかなければならぬ考え方だ

と思うのです。どうぞよろしくお願ひいたします。

終わります。

○青木委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

終わります。

〔報告書は附録に掲載〕

○青木委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詰りいたします。  
文教行政の基本施策に関する件調査のため、来る二十五日、参考人として臨時教育審議会会長岡本道雄君及び会長代理中山素平君の出席を求める意見を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、来る二十五日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時九分散会

昭和六十一年五月十三日印刷

昭和六十一年五月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C